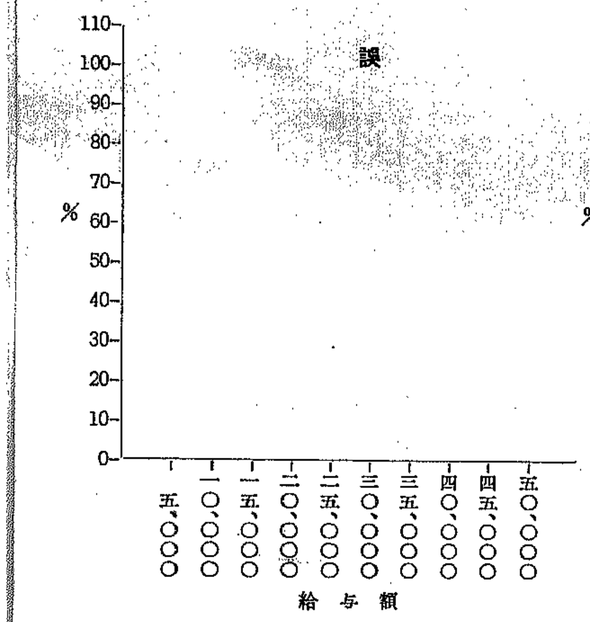
婦人労働資料　第17号

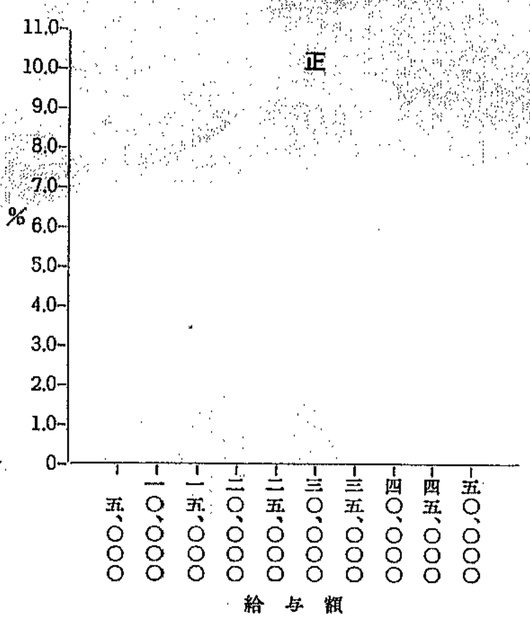
銀行の女子職員

―実態調査報告―

労働省婦人少年局

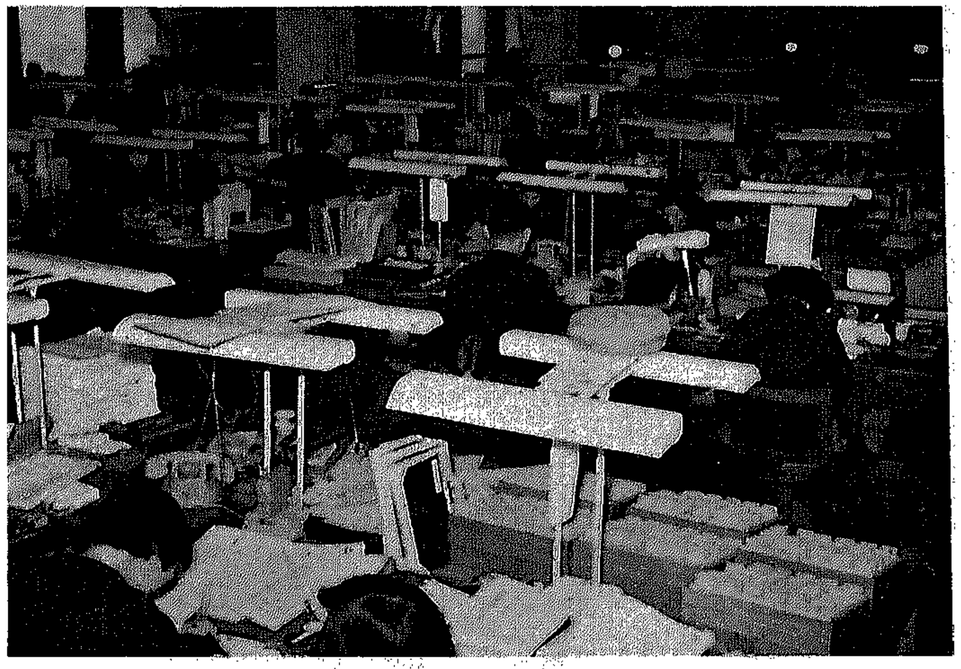
第七図は右の如く訂正す。





銀行の女子職員

—実態調査報告—



執務中の銀行女子職員

はしがき

今では、銀行で婦人を雇うことは普通のこととなつていますが、この様に多くの婦人が銀行に働らくようになつたのはまだかなり新しいことで、第二次大戦中のことです。その職員には比較的学歴のたかい人が多く、代表的なホワイト・カラーの職場の一つですが、高校卒業の若い婦人たちが、大学卒業の男子職員の間にまじつて事務をとつているところに、工場や鉱山などの現業にはみられない職場環境があり、又、電話局やせんい工場など旧い伝統のある婦人の職場とは異つた特殊な婦人労働の問題がみられます。又、最近は、高校を卒業する婦人たちの重要な職場の一つとみられており、その職業指導にあたる方々や、就職を心配する父兄の間にも大きな関心を持たれています。

この調査は、これら銀行に働らく婦人の労働の実情を、雇用の傾向、労働條件、職場の施設、労働組合の活動、働らく婦人自身の声など、各面から綜合的に明らかにしようとしたものですが、この報告が婦人の労務管理や職業指導にあたる方々及び労働組合の婦人対策に苦心されている方々の御仕事のうえに参考になり、銀行の女子職員の労働保護を一層充実し、その職業上の地位をたかめるためにお役にたてば幸です。おわりに、この調査の実施に際し、多大の御援助と御協力をたまわつた労使の方々に対し心から謝意を表したいと存じます。

1954年3月

労働省婦人少年局

銀行の女子職員

内容目次

はしがき

序　　頁 1

——調査の目的——調査の時期及び方法——調査対象——調査結果の概要——

各論

第一部　銀行における婦人の雇用 …… 8

第一章　銀行職員中にしめる婦人の位置 …… 8

——戦後雇用の推移——労働力構成——婦人職員の地位——

第二章　銀行の女子労働力の給源 …… 14

——出身学校——出身地——出身家族——

第三章　銀行女子職員の採用 …… 22

——採用條件——採用方法——募集方法——

第四章　銀行職員の異動率及び停年制 …… 26

——異動率——停年制——

第二部　銀行における婦人の労働條件 …… 29

第一章　銀行女子職員の労働時間 …… 29

——拘束時間——休憩時間——実働時間——労働日数——生理休暇——

第二章　銀行における婦人の賃金 …… 37

——所定の初任給——昇給——現金給与総額——手取給与額——賞与——

退職金——その他の給与——

第三部　銀行における婦人のための施設 …… 52

第一章　銀行女子職員のための職場施設 …… 52

——食事施設——休憩施設——更衣施設——

第二章　銀行の医療保健 …… 55

——健康診断——結核罹病率——衛生管理者——医療施設——療養保障——

第三章　銀行女子職員のための福利厚生施設 …… 61

——教養娯楽——運動——住居施設——

第四部　銀行女子職員の消費生活 …… 66

第五部　銀行の労働組合における婦人 …… 68

第一章　銀行労働組合の組織 …… 68

——労働組合の結成——組織率——労働組合の中の婦人——

頁
第二章　銀行労働組合の婦人対策……72
——婦人対策機関——労働協約と婦人——労働組合は婦人のために何をしたか——
第六部　銀行女子職員の声……79

附　錄
1　調　査　票……88
2　銀行給与規則例……105

統　計　表　目　次

頁
第 1 表　銀行の男女職員数の年度別推移……9
第 2 表　銀行職員中にしめる女子の割合の推移……9
第 3 表　銀行職員男女別数……9
第 4 表　A　銀行の男女別年令階級別職員分布……10
　　B　全産業の男女別年令階級別労働者分布……10
第 5 表　銀行男女職員の平均年令……11
第 6 表　銀行女子職員の都市、地方銀行別年令階級別分布……11
第 7 表　銀行職員の勤続年数別分布……11
第 8 表　銀行職員の男女別勤続年数別分布……11
第 9 表　銀行職員の男女別平均勤続年数……12
第 10 表　役付女子職員の有無別銀行数……12
第 11 表　銀行職員の地位別男女別比率……13
第 12 表　銀行で大学卒の男子職員が係長になるに要する年数……13
第 13 表　銀行女子職員の出身校別分布……14
第 14 表　銀行女子職員の主たる家計の支持者の職業……15
第 15 表　銀行女子職員の配偶関係……16
第 16 表　銀行女子職員の出身地……16
第 17 表　銀行女子職員の家族数別有業者数……18
第 18 表　銀行女子職員の有業家族数別分布……18
第 19 表　銀行女子職員の主たる家計の支持者……18
第 20 表　銀行職員の平均扶養家族数及び扶養家族数別分布……19
第 21 表　銀行女子職員の経済生活の形態……19
第 22 表　銀行女子職員の家に入れた金額別分布及び平均額……20
第 23 表　銀行女子職員の経済生活形態別家に入れた平均金額……20
第 24 表　銀行女子職員の就職理由……21
第 25 表　銀行職員の採用條件（学歴）……22
第 26 表　銀行職員の採用條件（年令）……23
第 27 表　銀行職員の採用條件（経験）……23
第 28 表　銀行職員の採用條件（特技）……23
第 29 表　銀行職員の採用條件（特技の種類）……24
第 30 表　銀行職員の採用條件（配偶関係）……24
第 31 表　銀行職員の採用條件（両親の有無）……24
第 32 表　銀行職員の採用方法……25

		頁
第 33 表	銀行女子職員の採用試験の有無別割合	25
第 34 表	銀行職員の募集方法	26
第 35 表	A 銀行職員の男女別、月別入職率	26
	B 銀行職員の男女別、月別離職率	26
	C 停年に男女差がない場合の停年（銀行数）	28
第 36 表	A 銀行の閉店時刻と職員の退社時刻の差（平日）	29
	B 銀行の閉店時刻と職員の退社時刻の差（土曜）	29
第 37 表	銀行の拘束時間数別分布	29
第 38 表	銀行の休憩時間の与え方	30
第 39 表	銀行の休憩時間中の外出	31
第 40 表	銀行女子職員の休憩時間数別分布	31
第 41 表	A 銀行の１日実働時間数別分布（平日）	31
	B 銀行の１日実働時間数別分布（平日）	31
第 42 表	銀行の１週労働時間数別分布	32
第 43 表	銀行男女職員の実働時間数別分布	32
第 44 表	銀行の残業の多い月	32
第 45 表	銀行の残業の多い月の１月当り残業時間数	33
第 46 表	銀行の残業の多い月の本店、支店別女子の１月当り残業時間	33
第 47 表	銀行における残業時間の多い月の１日平均残業時間	34
第 48 表	銀行における残業の多い月の女子職員の１日残業時間別分布	34
第 49 表	銀行の残業の多い月の女子職員の１月残業日数別分布	34
第 50 表	銀行の１人１月当り平均労働日数	34
第 51 表	銀行女子職員の定休日出勤の有無	35
第 52 表	銀行女子職員の定休日出勤に対する代休	35
第 53 表	銀行の生理休暇に関する規定の有無	35
第 54 表	銀行の生理休暇に関する規定（給与について）	36
第 55 表	銀行の生理休暇請求率及び労働日損失率	36
第 56 表	銀行の生理休暇請求率（女子職員の回答）	36
第 57 表	銀行の１人１回当り生理休暇請求日数	37
第 58 表	銀行の生理休暇請求の難易	37
第 59 表	初任給決定に学歴を要素とする銀行数	37
第 60 表	銀行所定の男女別平均初任給額（新制高校、19才、扶養家族なし）	38
第 61 表	所定の男女初任給額別銀行数	39
第 62 表	初任給の男女差の有無別銀行数	39
第 63 表	銀行の入社後１年の所定の平均給与額	40

		頁
第 64 表	高校卒入社後１年の男女職員の給与差有無別銀行数	40
第 65 表	高校卒入社後１年の男女別昇給額別銀行数	40
第 66 表	銀行の男女職員の昇給率の有無及び理由	41
第 67 表	銀行男女職員の１月１人当り平均現金給与額	42
第 68 表	銀行職員男女別現金給与額別分布	42
第 69 表	銀行の男子別年齢階級別平均現金給与月額	43
第 70 表	銀行の男女別年齢階級別給与の格差	44
第 71 表	銀行の年齢階級別男女別平均給与月額及び職員分布	44
第 72 表	銀行の勤続年数階級別男女別平均現金給与月額	45
第 73 表	銀行の男女別勤続年数階級別給与格差	45
第 74 表	銀行の勤続年数階級別、男女別、平均給与月額及び職員分布	46
第 75 表	銀行男女職員の扶養家族数別給与月額	47
第 76 表	都市銀行と地方銀行の給与格差	48
第 77 表	銀行女子職員の平均手取給与額及び給与額別累積分布	48
第 78 表	年間賞与回数別銀行数	49
第 79 表	賞与支給月別銀行数	49
第 80 表	銀行の最近支給された賞与の最高及び最低の平均額	49
第 81 表	退職金規程の有無別銀行数	50
第 82 表	勤続８年の女子の退職金額別銀行数	50
第 83 表	職員に対する事務服の貸与又は支給の有無別銀行数	51
第 84 表	銀行の事務服の貸与又は支給を受ける職員の種類	51
第 85 表	銀行職員の食事をとる場所	52
第 86 表	職員に対する昼食支給の有無別銀行数	52
第 87 表	銀行で支給される昼食の種類	53
第 88 表	支給される昼食の職員負担有無別銀行数	53
第 89 表	女子職員の休憩室種類別銀行数	53
第 90 表	銀行女子職員の休けい時間をすごす場所	54
第 91 表	女子の休けい室の床の種類別銀行数	54
第 92 表	女子の休けい室の専用共用別銀行数	54
第 93 表	女子用更衣室の有無別銀行数	55
第 94 表	女子用更衣室の専用兼用別銀行数	55
第 95 表	採用時健診の有無別銀行数	56
第 96 表	採用時健診の種目別銀行数	56
第 97 表	定期健診の有無及び回数別銀行数	56
第 98 表	定期健診種目別銀行数	57

頁

第 99 表　銀行の男女別結核罹病率……57
第 100 表　銀行職員の男女別原因別長欠率……57
第 101 表　医師でない衛生管理者数別職員数別銀行数……58
第 102 表　医師である衛生管理者数別職員数別銀行数……58
第 103 表　銀行各店舗内の医務室及び銀行特約の病院施設……59
第 104 表　療養保障の内容を決定する要素別銀行数……59
第 105 表　銀行の長期病欠者の給与保障期間……60
第 106 表　職員の利用できる教養娯楽設備のある銀行数……61
第 107 表　職場外の教養娯楽施設の種類別銀行数……62
第 108 表　銀行主催の職員のための教養娯楽行事……62
第 109 表　銀行が職員のために行う教養娯楽行事の男女別参加状況……63
第 110 表　銀行が職員のために行う教養娯楽行事の経費負担者……63
第 111 表　職員の利用できる運動設備ある銀行数……64
第 112 表　銀行主催の職員のための運動行事……64
第 113 表　銀行主催の職員のための運動行事の経費負担者……64
第 114 表　職員用寮及び社宅有無別銀行数……65
第 115 表　銀行女子職員の収支を記録しているものの割合……66
第 116 表　銀行女子職員の1人1月当り平均支出金額及内訳……66
第 117 表　銀行女子職員の手取給与額別家に入れる金額別分布……67
第 118 表　銀行労働組合の結成年月……68
第 119 表　銀行職員の組織率……69
第 120 表　銀行労働組合員男女別割合……69
第 121 表　銀行女子組合員の労働組合の会合への出席状況……69
第 122 表　銀行労働組合の全組合員の会合開催回数……69
第 123 表　銀行の最近の全組合員の会合の議題……70
第 124 表　銀行労働組合本部役員の男女別数……70
第 125 表　銀行の末端組織における役員及び職場委員の男女別割合……71
第 126 表　銀行労働組合本部の男女別専従職の有無別数……71
第 127 表　銀行労働組合末端組織の「全銀連」加盟状況……72
第 128 表　銀行労働組合本部の婦人対策機関の有無……72
第 129 表　銀行労組末端組織の婦人対策期設立時期……73
第 130 表　銀行労組末端組織の婦人対策のための役員の有無……73
第 131 表　銀行労組末端組織の婦人対策のための役員の会合……73
第 132 表　銀行労組末端組織の婦人対策役員の会合1月当り開催数……74
第 133 表　銀行労組末端組織の婦人組合員全員の会合開催数……74

頁

第 134 表　銀行の労働協約締結状況……74
第 135 表　銀行の労働協約中女子に関係ある條文の有無……75
第 136 表　銀行の労働組合が婦人のために要求した事項　A　本部……75
　　B　支部……76
第 137 表　銀行の労働組合が婦人のために行つたこと　A　本部……77
　　B　支部……78
第 138 表　銀行女子職員の職場に関する手記の傾向……79
第 139 表　銀行女子職員の職場に関する感想の種類……79
第 140 表　銀行女子職員の労働時間に関する感想の種類……80
第 141 表　銀行女子職員の賃金に関する感想の種類……82
第 142 表　銀行女子職員の職場の地位に関する感想の種類……85
第 143 表　銀行女子職員の職場の施設に関する感想の種類……87

統　計　図　目　次

頁

第 1 図　銀行の男女職員数の年度別の推移……8
第 2 図　都市銀行職員年齢別分布……10
第 3 図　銀行職員の勤続年数別分布……11
第 4 図　銀行職員の地位別、男女別比率……18
第 5 図　A　銀行職員の男女別、月別入職率……27
　　B　銀行職員の男女別、月別離職率……27
第 6 図　銀行職員の男女別現金給与額別分布……42
第 7 図　都市銀行職員の現金給与月額別分布……43
第 8 図　地方銀行職員職員の現金給与月額別分布……43
第 9 図　銀行の男女別年齢階級別給与の格差……44
第 10 図　銀行の男女別勤続年数階級別給与格差……46
第 11 図　銀行職員の年齢階級別給与の男女格差……47
第 12 図　銀行職員の勤続年数階級別給与の男女格差……47
第 13 図　都市銀行と地方銀行の年齢階級別給与格差……48
第 14 図　銀行女子職員の手取給与額別累積分布……48
第 15 図　銀行女子職員の手取給与額別家に入れる金額別分布……67

銀行の女子職員

序

Ⅰ 調査の目的

銀行は戦時中、男子に代つて女子が急激に進出した職場であり、後退する様に戦後も、金融資本の増大、銀行の新設にともなつて女子の雇用も拡がつてきており、職員中約4割をしめ、現在では、高等学校卒業の婦人の職場として重要なものの一つとみられている。工場労働、病院、電話などと異つて、ほとんど純粋な事務を中心とした職場であり、男子には最高教育を受けたものが多く、代表的なホワイトカラー労働者の集りであること、女子の職場としては比較的歴史の新しいものであるだけ、そこには特殊な婦人労働問題がみられる。

この調査では、従来の女子労働実態調査と同様、その雇用、労働條件、生活環境、労働組合等、各面から婦人のおかれている立場をありのままに綜合的に把え、そこに働いている婦人の労働保護と、労務管理のための資料として提供しようとしたのである。調査結果の概要はⅣに記しておいた。

Ⅱ 調査の時期及び方法

調査の実施は 1952 年9月であるが、賃金、労働時間、生計費等はその前月8月分である。

調査票は次の五種からなりたつており、調査方法はその様式によつて異つているが、様式Eを除き、すべて婦人少年局員が各店を訪問して行つたものである。

様式A　個人別調査票（賃金台帳により男女職員の該当記録を調査員が転記する。）

様式B　個人別質問調査票（女子職員に調査票をわたし、回答記入を依頼する。）

様式C　事業場調査票（使用者側の労務担当者に面接し、事業場備付の資料の提供、閲覧、質問による外、現場を調査員が観察する）。

様式D　労働組合調査票（労働組合代表者に面接、質問をし、資料の提供をうける。）

様式E　労働組合本部調査票（様式Dを補足するため、調査終了後、本省から、調査票を各銀行の組合本部に送付し、回答をもとめた。）

Ⅲ 調査地及び調査対象

調査地及び調査銀行店数は下に示す通り、28 都府県 70 店舗である。原則として各調査地単位に都市銀行と地方銀行の数が同数になるように調査対象を決定し、総数に於ても両者の占める割合は同じである。調査対象銀行は全国銀行協会連合会加入の本店及び県庁所在地にある支店とした。但し信託銀行は除外した。これは全国銀行数（本店、支店を含む）の約 1.6％である。

調査地	事業所数
北海道	3
青森	2
宮城	2
秋田	2
茨城	2
東京	9
神奈川	3
富山	2
石川	3
長野	2
愛知	6
三重	2
京都	3
兵庫	2
大阪	7
兵庫	5
鳥取	2
広島	3
愛媛	2
高知	2
福岡	3
宮崎	2
鹿児島	2
合計	70

職員数別調査銀行本支店数

1952年9月婦人少年局調

規模別	都市銀行			地方銀行		
	小計	本店	支店	小計	本店	支店
総数	34	7	27	36	27	9
50人以下	13	0	13	10	5	5
50～100人未満	11	0	11	8	4	4
100～200人未満	1	0	1	6	6	0
200～300人未満	2	0	2	8	8	0
300～400人未満	1	1	0	1	1	0
400～500人未満	0	0	0	1	2	0
500～1,000人未満	4	4	0	1	1	0
1,000人以上	2	2	0	0	0	0

調査対象銀行職員数

1952年9月婦人少年局調

	個人別調査票		個人別質問調査票
	男	女	(女ノミ)
	人	人	人
総数	4,076	2,599	3,903
都市銀行	1,828	1,292	2,289
地方銀行	2,248	1,307	1,614

その本店、支店別、職員数別分布は上表の通りで、都市銀行本店は500人以上であるが、都市銀行の支店、地方銀行本支店は大部分が300人未満である。

直接調査対象となつた労働者数は上の表の通りである。これは都市銀行職員数の約3%、地方銀行職員数の約6%にあたる。集計に際して、都市、地方銀行の合計数については職員数の割合に応じてウェイトをつけて全数に対応するものとして推計した。

Ⅳ 調査結果の概要

1. 銀行における婦人の雇用

銀行における婦人の雇用は戦後1、2年は一時、減少したが、その後、漸増し、終戦翌年からみると約40%増加している。この増加率は、特に地方銀行に著しい。

職員中にしめる女子の割合は、大体40%前後は動かないところとみられるが、その大部分は25才未満、勤続10年未満の若い未婚婦人である。

銀行では労働力の約半数をしめる25才未満の低年齢層はほとんど婦人の労働力に依存しており、逆に30才以上の労働力はほとんど男子がしめている。従つて平均年齢は女子23.7才、男子34.6才と約11才の開きがある。従つて、勤続年数も女子は平均4年2月に対し、男子9年7月とその開き

が大きい。

入職率はほゞ男子と同じであるが、退職率はやゝ女子が高い。調査当時、銀行では男女の停年に差をつけているところはほとんどなかつた。

大体、女子の採用條件が大半が新制高校卒業生又はそれ以下としているのに対し、男子は、新制高校又は大学卒業生としている銀行が多いので、女子職員には大学、専門学校の卒業生はほとんどない。

この様に、女子職員は未婚で年も若く、勤続の短い高校卒業生が多いから、その職場における地位も男子に比べて低いのが現状であり、婦人を係長級以上の地位につけている銀行はわづか0.8%足らず女子1,000人につき4人で、男子の役付が1,000人中282人もあるのと対照的である。

銀行の女子の採用條件としては、学歴の他に、未婚であること、家庭環境のよいこと、特に両親のあることなどをあげている場合がかなり多い。又、通勤できることを條件としているので、ほとんどの女子職員は店の所在県内出身者である。

その家庭は一般勤労世帯に比べて世帯員数も有業者の数も多く、平均5.4人の家族中2.6人が職業を持つている。つまり、この家族を支えているものが、これら女子職員の他に、なお1.6人あるというわけであるが、その生たる家計の支持者は多くの場合、父又は兄弟である。従つて扶養家族を持つている婦人職員はごく一部のもの(約10%)にすぎない。

要するにこれら女子職員は、家族の一員として依存的経済生活を送つている場合が圧倒的に(90%)多い。そしてその大部分(総数の60%)は家に給与の一部を入れているが、全く家に金を入れず、食と住は全面的に家に依存しているものも相当(28%)ある。彼女たちが毎月、給与の一部として家に入れる金額は、大体、食費、光熱費、住居費の家族1人当り分に相当する額で、1952年8月分は平均2,795円である。しかし、女子職員自身の意識としては、これを家計補助と考えている場合が多いようであるが、寄宿舎に居住して独立生計(共同生活ではあるが)を営みつゝ、故郷に送金しているせんい労働者の家計補助とは、全く内容の異つたものである。

銀行女子職員は経済的に家に依存した生活をしているのが一般的であるが、少数ながら、1,000人中約93人の割で、家族を養い、あるいはひとりで生計をたてている婦人たちの存在も忘れられてはならない。

2. 銀行における婦人の労働條件

イ、労働時間

銀行の規定の拘束時間は1日8時間及び全部は8時間30分が最も普通であり、実働時間は平均は約7時間50分であるが、土曜日は短かくて、平均約5時間余である。従つて、1週間の規定上の実働時間は、大体、43時間未満である。

銀行では、一般に、昼食の時刻にも営業を継続するので、職員の休憩時間は午前11時30分至11時半から午後1時半頃までの間に交代で与えるのが普通であるが、地方銀行の大多数は交代休けいのことはきまつていてもその取り方——組数とか時刻など——を明瞭に規定していない。

女子職員の休憩時間は大体、食堂で過す場合が多く、外出する際は上司に届出ることとなつてい

る。実際の一日の休憩時間は、女子職員一人当り平均 58 分であり、大部分は 45 分以上の休けいをとつている。

銀行が残業時間の最も多いのは、3月と9月の決算期で、12 月もこれに次いで多い。これらの月の平均残業時間は女子 17.09 時間、男子 31.42 時間である。

1952 年8月の1ヶ月の平均労働日数は、女子 24.5 日、男子 24.8 日で他産業に比べてやゝ多い方である。

生理休暇の規定は、大体、有給2日であるが、その請求率は極めて低く、請求人数は 100 人当り 4.1 人であり、労働損失率は 0.28 %、即ち、1日当り平均 1,000 人につき 2.3 人が生理休暇をとつているにすぎない。

ロ、賃　　金

銀行では初任給については、学歴に基準をおいて決定するのが普通となつており、同一学歴の男女の初任給で差をつけることはほとんどない。1952 年に入行した高等学校卒業生の初任給をその基準で計算すると、各都市銀行の平均は女子 7,322 円、男子 7,396 円でほとんど差がない。地方銀行の初任給はよほど低く女子 5,959 円、男子 6,076 円である。

ところが、この初任給で入行した高校卒業生の1年後の平均給与額を賃金規則により計算してみると、都市銀行は女子 7,863 円、(昇給率7%)、男子 8,096 円 (昇給率9%)、地方銀行の女子は 6,419 円 (昇給率8%)、男子 6,672 円 (昇給率11%) となり、これは主として手当による差によつて生じるものである。その理由としては、勤務成績、能率、仕事の内容によつて異つてくると銀行側では回答している。

銀行の平均給与額は男女とも一般に比べて高水準であり、1952 年8月の平均給与額は女子 9,764 円、男子 24,321 円である。銀行全体の給与額別分布は、9,000 円と 10,000 円の間に一つのピークがあり、20,000 円と 25,000 円の間にそれより低い山があるが、低額の方の大きい山は大部分、女子によつてしめられ、高額の方の小さい山は大部分が男子によつてしめられている。これは上述の様に女子職員が低年齢層の大部分をしめていること、学歴が高校以下に限られていること、未婚のものが多いこと、従つて、その地位もほとんど低いところにのみ止つていることなどから生じているのである。

それ故、年令別の格差も男子より女子が少く、女子の給与が最高となる層は 40~45 才であるが、18~19 才の平均給与の2倍に達せず、平均 14,345 円である。これに対し、男子は 45~49 才で平均 38,418 円で 18~19 才の4倍半をとつている。

勤続年数別の格差についても同様で、女子は勤続 20 年以上でようやく初任給の約2倍になるのに対し、男子は4倍となる。

この様なわけで、平均給与額における男女の格差は年齢が高くなり、勤続が多くなるほど大きくなる。即ち、総平均額では女子は男子の 40.6 %、であるが、18~19 才ではその格差は小さく、95 %、30~34 才で約 50 %、40~45 才で 34.8 %と開いて来る。

都市銀行と地方銀行の間には、20 %以上給与の開きがあり、一般に都市銀行の方が高いが、この差は女子よりも男子の方が大きく、約 80 %の開きがある。

当時、銀行女子職員の手取給与額は平均 7,818 円で、大部分は 10,000 円未満であり、20,000 円をこえるものは1人もなかつた。

銀行では、毎月の給与の他に、決算期の9月、3月の2回、賞与を支給するのが普通であるが、最高、最低額からみると、男女の開きは月給より更に大きい。都市銀行では男子は 5,445 円、乃至最高 77,627 円に及ぶのに対し、女子は 4,735 円乃至 13,379 円である。

女子の退職金を仮に勤続3年で退職するとして、規定に従つて計算してみると、大体、1月分の女子の給与額を下まわる。

給与の中、特に銀行に特有なものと思われるのは事務服の貸与又は支給であり、ほとんどの銀行が女子職員に対して実施している。

3.　**銀行における婦人のための施設**

イ、職場施設

客相手の仕事の多い銀行では食堂の設備は必要であると思われるが、都市銀行では大部分が専用施設を持つており、副食を有料で支給しているのに対し、地方銀行の支店には、食堂専用の設備が少い。

同様の意味で女子の休憩室の設備も、休憩を本当に意義あるものにするために是非、必要なわけである。にも拘らず、銀行側はこの点に関して案外、無関心な所が多く、専用の休けい室を持つた店は僅か 40 %である。特に地方銀行には、全く休けいする設備のないところがかなりある。

しかし、更衣室については、休けい室よりも設備がととのつており、都市銀行の 80 %、地方銀行の 50 %以上が更衣室を持つている。

ロ、医療保健

銀行では採用時にも、常用職員に対しても、比較的よく健康診断を励行しており、殊に、結核については注意を払つていることが顕著である。しかし、職員の結核罹病率は一般産業労働者より高い。即ち、全産業の結核罹病率は女子 2.6 %、男子 3.7 %に対し、銀行では女子 5.6%、男子 5.5%であり、その中の要療養者も全産業の女子 0.8%、男子 1.1%に比べ、銀行では 女子 2.0%、男子 1.1%である。

銀行では医療施設としては、各店舗内にはみるべきものはないが、特定の病院に特約してベッドを確保したり、健康保険による医療の便を計るという方法をとつている。又、職員の長期欠勤に対して例外なく、何らかの形で給与の保障をしている。その保障の内容は様々であるが、給与額や支給期間を決定する要素の中で最も一般的なものは、給付を受けるべき職員の勤続年数と欠勤期間であり、又結核には特殊の恩てんをつけているところもある。しかし、性別によつて差をつけている例はない。欠勤期間8月によつて給与の全額支給が減額又は打切りとなる場合が最も多く、全額支給が打切られる時期は最短3月、最長3年半である。

ハ、福利厚生施設

1)　教養娯楽

クラブ、海の家、山の家など、各銀行の本支店の職員が共通で使用できるものの他、銀行の各店舗には、大掛りな固定施設としてみるべきものはなく、華道、茶道の道具を設え、女子職員のために一

部各人負担で講座を開いたりしている外、図書のそなえつけがある位なものである。又、クラブなどを利用した一泊旅行は銀行が経費の全額又は一部負担して男女職員が参加して楽しんでいる。

2) 運　　動

運動では、バレーボールや庭球などの設備が最も一般的であり、銀行が主催で運動会などを催したり、バレーボールや庭球の大会を開いたりしている。しかし、地方銀行の中にはこの様な機会を与えない場合も相当にある。

3) 住居施設

銀行には、男子寮と社宅とはかなり一般的な設備であるが、通勤を採用條件としている女子のための寮は一部をのぞいてほとんどない。

4. 銀行女子職員の消費生活

銀行女子職員の調査前月の 1952 年 8 月分の消費生活の中で最も大きな部分をしめるのは家に入れる金で平均 2,978 円で、手取給与額の 38 %に相当する。もつとも、この額は、給与額によつて大きく左右される。その他では被服費の 1,838 円、貯金の 1,231 円、教育娯楽費の 977 円などが主なものである。

5. 銀行の労働組合における婦人

イ、銀行労働組合の組織

銀行の労働組合は終戦後二、三年の間に結成されたものが多く、その組織率も高く、約 90 %である。

この労働組合の中の婦人の勢力は組合員の数から云えば 40 %以上をしめているが、これら婦人の組合員の多くは、労働組合に対して積極的な関心を示していない。又、一方、全組合員の参加する会合の議題にも婦人の問題はほとんど出されていない。

更に組合本部の役員中に婦人のしめる割合はわずか 4.6 %で大半は男子役員のひとり舞台である。末端の組織においても同様、執行委員、中央委員、代議員にはほとんど婦人がえらばれていない。たゞ、職場委員には婦人でもかなり出ている。これらの婦人たちの活動も発言も概してあまり活潑でない。

ロ、銀行労働組合の婦人対策

銀行労働組合は専門の機関として婦人対策又は青婦対策機関を持つているものは約半数であり、その設置は労働組合の結成より大分遅れている。その様な機関を持たない場合の理由としては、支店等の人数の少い場合、婦人組合員の意識が低調で作れないなどである。

労働協約はほとんどの銀行が締結しているがその中に婦人に関係のある條文は、都市銀行は皆無、地方銀行の方にも少い。

銀行の労働組合が婦人のために要求したことのほとんど大半が事務服に関するもので、労働條件に関するものは少い。そして、婦人のために行つた行事をみても、婦人の労働教育よりは、文化祭、華道、スポーツに重点がおかれている様な印象を受ける。

6. 銀行女子職員の声

銀行女子職員が無記名で職場に関して書いた感想を通読してみると、全体の印象として銀行というところは案外、女子にとつて暗い職場なのではないかと思われる。これは、これらの婦人の手記の内容が自分の仕事や職場に対して否定的批判的なものが多かつたためである。こうした傾向は設問の方法にも影響されていると思われるが、同様の方法で得た電話交換作業に従事する婦人の手記には 2～30 %も肯定的な態度が表現されていたのと比べて、銀行の女子職員の手記の約 3 %足らずが、職場に対して満足感を表明しているにすぎない。

労働時間についての声で最も多かつたのは時間外労働（早出、残業）のあること及び始業終業の不規則、休憩時間を自由に使いたいなどと訴えたものである。

給与と職場の地位について顕著な意見は、男女の差別的取扱に関するものであつた。

又、職場施設については、都市銀行では休憩室、地方銀行では更衣室、食堂の設置を要望しているものが多かつた。これら職場の婦人の声は前にのべた労働組合の婦人対策とかなりずれがある様に思われるが、何故であろう。

各　論

第　一　部

銀行における婦人の雇用

第一章　銀行職員中にしめる婦人の位置

——戦後雇用の推移——労働力構成——婦人職員の地位——

Ⅰ　戦後雇用の推移

戦時中、男子に代って進出した銀行の女子職員は、戦後もひきつゞき増加の傾向にあり、新設店舗を別にしても、同一の銀行の中でなお、男子よりもふえる傾向がみられる（第1表、第1図）。特に、地方銀行における婦人雇用の増加はすばらしく、終戦直後（昭和21年3月）からみると、約60％もふえており、とりわけ昭和23年までの2年間に激増している。都市銀行においても、終戦後2年位は減少したが、昭和25年以降、再び、男子の増加をしのいでふえてきている。

しかし、その反面、調査対象となった70銀行中24（全体の34％）は、漸次、女子を男子に切りかえたいと考えていると答えているのが注目される。その理由の中で、最も多くあげられているのは「労働基準法により時間外勤務に制限があるから」であり、その他、男女同一賃金、女子は責任感がうすい、定着性がない、対外的な仕事に不向きである、などが比較的、多いがである。各銀行ではこれらの理由を幾つかあげているわけで、たとえば

A銀行（都市）本店、労働基準法により時間の制限があり、勤続年数が短い。

B銀行（地方）本店、女子は仕事に経験を持つ頃になると、退職するので仕事の能率がわるい。

C銀行（地方）支店、女子に適した職場が多いにかゝわらず、女子は家庭にひかれて休日が多くなるし、能力が低いから。

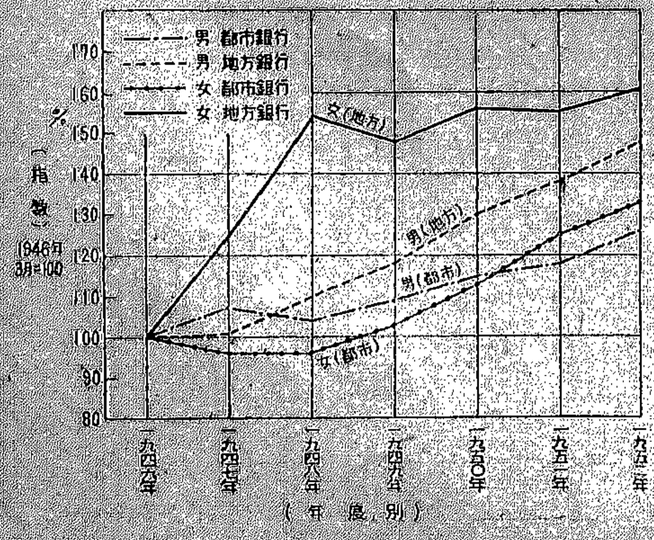
D　銀行本店（地方）外交その他の力が足りないから責任を持たせられない。

E　銀行本店（都市）戦時中のブランクのため、男子の中堅層がないから、それを埋めるため、

などである。

第1図　銀行の男女職員数の年次別の推移

1952年 9月　婦人少年局調



第1表　銀行の男女職員数の年度別推移（指数）

（1946年＝100）1952年9月婦人少年局調

年度	男 計	男 都市	男 地方	女 計	女 都市	女 地方
1946年3月	100	100	100	100	100	100
1947 〃	105	107	101	104	96	128
1948 〃	106	104	110	112	96	154
1949 〃	112	109	118	116	103	148
1950 〃	120	115	130	125	113	156
1951 〃	126	118	138	133	125	155
1952 〃	134	126	148	141	133	161

註 1）1946年度以降に新設された銀行は含まれない。
都市銀行　本店 5　支店20　計46銀行について調
地方銀行　本店14　支店 7　べた結果である。

Ⅱ　労働力構成

イ、男女職員の割合

銀行職員中にしめる女子の割合は終戦直後から比べると、幾分高くなつてきており（第2表）、その割合は銀行によつて幾分差はあるが、この調査の結果では1952年8月現在約40％となつている。この中都市銀行の方が女子の割合がたかく43％、地方銀行は37％と大分低い。又、本店は支店よりも女子の割合が高い（第3表）。

いずれにしても大体、男6女4の割合は現在のところあまり大きくは動かないものの様である。

第2表　銀行職員中に占める女子の割合の年度別推移

1952年9月婦人少年局調

	総数	都市銀行	地方銀行
	%	%	%
1946年 3月	41.2	43.8	35.9
1947 〃	41.0	41.1	40.8
1948 〃	42.7	41.9	44.0
1949 〃	42.0	42.4	41.4
1950 〃	42.2	43.4	40.1
1951 〃	42.6	45.0	38.5
1952 〃	42.6	44.7	37.8

第3表　銀行職員男女別数1)

1952年8月末日現在　婦人少年局調

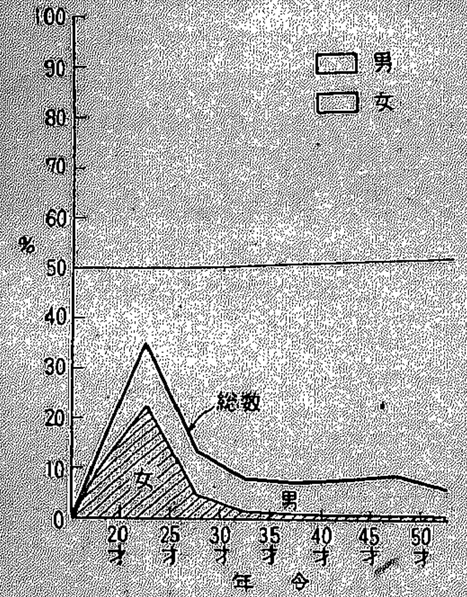
	実数			%		
	総数	男	女	総数	男	女
	人	人	人	%	%	%
総数	13,503	8,011	5,492	100	59.3	40.7
都市銀行	7,846	4,449	3,397	100	56.8	43.2
本店	5,973	3,317	2,656	100	55.5	44.5
支店	1,873	1,132	741	100	60.4	39.6
地方銀行	5,657	3,562	2,095	100	63.0	37.0
本店	5,244	3,289	1,955	100	62.8	37.2
支店	413	273	140	100	66.1	33.9

註 1）70銀行について調査した結果である。

ロ、年令別労働力構成

以上の様に、銀行の労働力構成は男6女4の割合であるが、その男女労働力を年令別にみると、（第2図）25才未満が、ほとんど半数近くをしめており、その低年令層は大部分が女子労働力である。しかし、25才以上の労働力は男子の方に多く依存しており、30才以上は5才区切りにみると、ほぼ同

第2図　都市銀行職員年令別分布
1952 年 8 月婦人少年局調



産業の 23.8 才とほとんど差はない。

註1) 1949年労働統計調査部調

平均年令における男女の開きは、銀行の場合は全産業よりも比較的大きく、女子 28.7 才に対し男子は 34.0 才でその間に約 11 才のへだたりがある。

数で 10 %内外であり、ほとんど男子がしめている。つまり、若い労働力は多く女子によつて供給されており、年令が高くなると男子の労働力が優勢となつて、男女別労働力構成は全く逆となる。

従つて、銀行の職員の年齢別構成は男女で非常に異つており（第4表）、女子は約 80%が 25 才未満であるが、男子は約 70 %が 25 才以上である。

これを全産業の場合と比べると、銀行には男女とも 20 才未満の若年層(註1)が比較的少く、特に女子年少者の割合が非常に低いのが特徴であり、女子年少者の多い綿紡績工場のそれと対蹠的である。これは後にのべる様に、銀行では一般の女子職員の採用條件が新制高校卒業生となつていることの影響である。しかし、一方、銀行の女子職員には 30 才以上の高年令層も全産業に比べて少く、20 才以上 25 才未満に非常に集中しているのが特徴である。しかし、平均年令は、23.7 才で全

第4表—A　銀行の男女別、年齢階級別職員数分布（累積比）
1952年11月婦人少年局調

	男	女
平均年令	才 34.6	才 23.7
総数	% 100.0	% 100.0
20才未満 15～17才	0.2	3.3
20才未満 18～19才	6.5	25.4
20～24才	27.7	78.4
25～29才	43.5	89.8
30～34才	54.8	92.8
35～39才	65.1	94.7
40～44才	76.0	96.3
45～49才	88.3	98.3
50才以上	100.0	100.0

第4表—B　全産業の男女及び年齢階級別労働者分布（累積比）
1949年11月　労働省労働統計調査部調

	男	女
平均年令	才 32.5	才 23.8
総数	% 100.0	% 100.0
20才未満 18才未満	3.9	22.3
20才未満 18～19才	10.7	44.7
20～24才	32.1	75.6
25～29才	48.6	84.0
30～34才	62.6	88.6
35～39才	75.3	92.7
40～49才	93.1	98.0
50才以上	100.0	100.0

第5表　銀行男女職員平均年令
1952年8月婦人少年局調

		男	女
		才	才
総数	総数	34.6	23.7
	大都市	34.8	24.1
	中小都市	34.4	23.3
都市銀行	小計	35.0	24.0
	大都市	34.9	24.2
	中小都市	35.3	23.6
地方銀行	小計	34.1	23.2
	大都市	34.2	23.4
	中小都市	34.1	23.2

第7表　銀行職員の勤続年数別分布
1952年8月婦人少年局調

	総数	女	男
	%	%	%
総数	100.0	40.7	59.3
6年未満	53.8	26.5	27.3
5年以上10年未満	23.2	11.9	11.3
10年以上15年未満	8.2	1.7	6.5
15年以上20年未満	4.7	0.3	4.4
20年以上	10.0	0.3	9.8

男女合計数＝100%

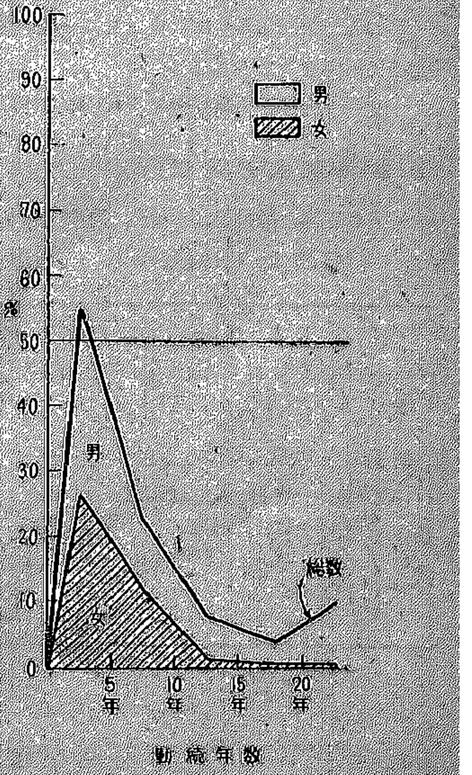
第8表　銀行職員の男女別勤続年数別分布
1952年8月婦人少年局調

	女	男
	%	%
総数	100.0	100.0
5年未満 小計	65.0	46.1
5年未満 6カ月未満	12.9	10.0
5年未満 6カ月以上～1年未満	3.5	3.3
5年未満 1年〃～2年〃	12.4	11.4
5年未満 2年〃～3年〃	8.0	7.3
5年未満 3年〃～4年〃	14.2	7.8
5年未満 4年〃～5年〃	14.0	6.3
5年以上～10年未満	29.5	19.1
10年〃～15年〃	4.1	10.9
15年〃～20年〃	0.7	7.4
20年以上	0.7	16.5

第6表　銀行女子職員の都市、地方銀行別年令階級別分布
1952年8月婦人少年局調

	都市銀行	地方銀行
	才	才
平均年令	24.0	23.2
	%	%
総数	100.0	100.0
20才未満 小計	22.8	29.3
20才未満 15～17才	2.8	4.0
20才未満 18～19才	20.0	25.3
20～24才	54.2	51.3
25～29才	11.6	10.9
30～34才	3.4	2.4
35～39才	2.2	1.5
40～44才	1.9	1.2
45～49才	2.2	1.6
50才以上	1.7	1.8

第8図　銀行職員の勤続年数別分布
1952年8月婦人少年局調
男女合計数＝100%



都市銀行と地方銀行と比べると、男女ともに地方銀行の方がやゝ年齢が低い傾向がみられる。（第5表、第6表）

ハ、勤続年数別労働力構成

第9表　銀行職員の男女別平均勤続年数
1952年8月婦人少年局調

		女	男
		年 月	年 月
総数	総数	4：2	9：7
	大都市	4：5	9：6
	中小都市	4：1	9：1
都市銀行	小計	4：8	10：10
	大都市	4：7	10：6
	中小都市	4：10	11：11
地方銀行	小計	3：7	8：1
	大都市	3：0	4：6
	中小都市	3：10	8：10

以上の様に銀行の職員の約半数近くは25才未満の青年層を以てしめられており、従つて、半数余が勤続5年未満である。（第7表、第3図）10年未満が80％をしめている。しかし、これら、勤続年数の短い職員層は男女の割合はほゞひとしいのに対し、勤続年数10年以上のものには、女子は稀でほとんどが男子職員である。

従つて、勤続年数階級別労働力構成は、男と女で非常に異つており、女子職員の95％は10年未満であるのに対し、男子職員の80％以上が10年以上の勤続者である（第8表）。平均勤続年数が男9年7月に比し、女4年2月と短くなつているのもこの事実に基いた差である。一般に、都市銀行より地方銀行の方が幾分、勤続が短い傾向がみられる。

しかし、銀行の職員は男女ともに一般の労働者に比較して勤続が長く、各産業の男子は6年6月、女子は3年2月である。[1]

註　1）労働統計調査部調、1949年11月。

Ⅱ　女子職員の地位

婦人の銀行への進出は、せんい産業や電話、看護婦などに比べて可成、歴史があたらしいが、その職場における地位も決して高いとは云いがたい。

第10表　役付女子職員の有無別銀行数
1952年8月婦人少年局調

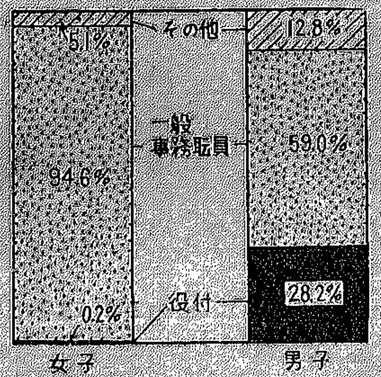
		総数	都市銀行	地方銀行
総数		70	34	36
係長以上の婦人がいる店		4	3	1
係長以上の婦人がいない店		63	29	34
内訳	1. 條件を具えた者がいない	37	14	23
	2. 勤続年数が短かいので該当者がない	7	5	2
	3. 係長には任用しない、前例がない	19	10	9
	不明	3	2	1

たとえば、この調査対象になつた70銀行中、婦人で係長級以上の地位についている職員のいる店は、僅か4店であり、特に地方銀行に少い（第10表）。その理由として「條件を具えたものがいない。」「前例がない。」「女子は勤続年数が短い。」などと使用者側は答えている。

従つて、銀行の女子職員の中、係長級以上の役付職員になつているものは、本、支店あわせて、1,000人中僅か2人にすぎず、男子の1,000人中282人に比べて、はるかに少い。まして、課長級以上の地位にある婦人は1万人に1人という稀な機会しかないのである（第11表、第4図）。逆に、一般事務職員は女子の95％に比べて、男子

59％である。

第4図　銀行職員の地位別男女別比率
1952年8月婦人少年局調



第11表　銀行職員の地位別、男女別比率
1952年8月婦人少年局調

		総数	役付	一般事務職員	その他
		%	%	%	%
総数	男	100	28.2	59.0	12.8
	女	100	0.2	94.6	5.1
都市銀行	男	100	28.8	57.6	13.6
	女	100	0.2	95.4	4.4
地方銀行	男	100	27.5	62.3	10.2
	女	100	0.1	93.3	6.5

次に調査対象銀行における係長以上の女子職員をあげると次の通りである。

銀行名	役職名	年令	勤続年数	学歴
		才	年	
A（都銀・本店）	調査部資料統計課 調査役	41	22	高女卒
B（都銀・支店）	—— 係長	不明	3	〃
C（〃・〃）	内国為替係 係長	不明	7	高小卒
D（地銀・本店）	計算課 課長	45	17	高女卒
〃（地銀・本店）	計算課 課長代理	31	15	〃
〃（地銀・本店）	経理課 課長代理	39	20	小卒

第12表　銀行で大学卒の男子職員が係長になるに要する年数
1952年9月婦人少年局調

勤続年数	銀行数
総数	70
3年～5年	12
6年～7年	11
8年～10年	31
11年～15年	4
16年以上	1
不明	11

なお参考のため附言すると前にも述べた様に男子職員は全体の28.2％が役付になつているが、係長級になるには大学卒業者で勤続8～10年が標準のようである（第12表）。

次に、役付の問題に関連して銀行内部の職制、身分制について少しふれてみよう。

代表的な職制としては、

役員——部長（又は支店長）——部次長（又は支店次長）——課長——課長代理——係長——課員（係員）
（重役）

となつており、係長以上を役付といい、前述のように女子職員の大部分は課員（係員）に属している。

この様な職制のほかに身分制をとつている所もある。銀行により多少の違いがあるので一、二、例

示すると以下のとおりである。

例1

Ⅰ 役　員　（頭　取――副頭取――理　事――監　事――参　与）
Ⅱ 事務職員　（参　事――副参事――主　事――書　記――書記補）
Ⅲ 技術職員　（技　師――技　手）
Ⅳ 労務職員　（雇　員――守　衛――傭員）

例2

Ⅰ 役　員
Ⅱ 行　員　（参　事――主　事――副主事――書　記――技　手――雇）
Ⅲ 準行員　（女事務員――見習――守　衛――運転手――助　手）

役員とは所謂重役のことであり、参事・副参事・主事・副主事などが、職制の上での部課長級に当るものと思われる。なお例1と例2では大きな違いがあり、例1では、新制高校で卒業した女子は「書記補」として男子職員と同様に、「事務職員（行員）」扱で採用されるが、例2では男子の事務職員は学歴を問わずすべて「行員」扱であるのに対して、女子は「女事務員」として労務職員並の「準行員」の扱しかうけられないことになつている。

第二章　銀行の女子労働力の給源

――出身学校――出身地――出身家族――

Ⅰ 出　身　学　校

第13表　銀行女子職員の出身学校別分布
1952年9月婦人少年局調

学歴	総数	都市銀行	地方銀行
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
尋常小学卒	0.7	0.8	0.6
高小卒	18.7	21.8	11.9
新制中学卒	9.4	8.6	11.1
旧制中学卒	49.8	52.1	45.0
新制高校卒	16.8	11.6	28.3
旧専卒又は旧高校卒	2.8	3	2.2
新制大学卒	〃	〃	〃
旧制大学卒	〃	〃	0
その他	1.8	2.1	0.9

註1）一は全くないわけではないが、%にすれば現れない。

後にのべる様に、銀行では一般に女子の採用條件の一つが、新制高校（又は旧制女学校）卒業生と限つているために、約70％はその程度の学校を卒業したものであり、専門学校又は大学の卒業生は著しく少く、一方、新制中学（又は旧制高小）卒業のものもあまり多くない。この点、せんい女子労働者の約90％が新制中学以下のものであるのと大きな差がある（第13表）。

Ⅱ 出　身　地

これらの年若い新制高校（又は旧制女学校）を卒業した銀行女子職員は、ほとんど100％銀行の所在府県の家庭から集められている（第16表）。せんい

工場などとちがつて、事業附属の寄宿舎に收容するということがほとんどなく、通勤をたてまえとしているからである。ただ、東京と大阪には少数は遠方の県から来ているものがある。

Ⅱ 出　身　家　族

イ、家の職業

銀行の女子職員は概して、会社員（又は銀行員）、公務員などの俸給生活者の家庭の出身者が多く（約60％）、農家や商家の出身者は少い（第14表）。約70％が農家の出であるせんい工場の女子労働者と対蹠的である。

第14表　銀行女子職員の主たる家計支持者の職業
1952年9月婦人少年局調

家計支持者の職業	総数	都市銀行	地方銀行
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
農業	3.8	2.3	7.0
小売業	8.0	8.1	7.6
商人	5.0	4.5	6.0
職工	2.3	2.5	1.8
会社員	39.5	43.0	32.6
銀行員	5.5	5.8	4.8
公務員	15.0	12.6	20.0
教師	4.4	4.1	5.0
医師	1.2	1.6	1.4
無職	5.2	5.2	5.1
その他	10.1	10.8	8.7

註1）女子職員自身が家計支持者である場合は除く。

ロ、配偶関係

後にのべる様に、採用條件が未婚と限つている場合が多く、また25才未満の若い婦人が多いので、未婚者が90％をしめており、有夫、死離別がほとんど相半ばして各5％である（第15表）。

第15表　銀行女子職員の配偶関係
1952年9月婦人少年局調

	総数	都市銀行	地方銀行
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
未婚	90.0	91.5	87.1
死別又ハ離別	4.7	4.6	4.6
有夫	5.3	3.9	8.3

ハ、家族数と有業家族の数

銀行女子職員の約60％以上が俸給生活者の家庭の出身者であるが、これら家庭の家族数は（第17表）平均5.4人であり、半数以上が家族数4人乃至6人の家庭である。これは当時の一般都市勤労者の平均4.8人（総理府、消費者実態調査1952年9月調）よりやや多いが、前年度婦人少年局の調査した電話交換取扱者の家族数と大体一致する。(註1)

これら銀行女子職員の家族の中、有業家族は平均2.6人であり、前記全都市勤労世帯の平均1.5人より約1.1人多くなつている。有業家族人数別の分布をみると2人乃至3人が職業をもつている場合が約76％をしめる（第18表）。つまり、一般都市の勤労世帯に比して、銀行の女子職員の家は平均家族数も多いが、有業家族も多いのであり、家族数中有業家族のしめる割合は、一般勤労世帯では3.1％に対し、銀行女子職員の世帯は4.8％である。

註1）1953年11月、婦人少年局発行「電話交換作業における婦人労働の実情」参照。

ニ、銀行女子職員の家庭における経済的地位

1、主たる家計の支持者

銀行女子職員は上述の様に、概して、一般勤労世帯に比べて有業家族の多い家庭の一員であるが、この事は、家族の中に彼女以外に働き手があるということである。これを大数的にみるならば、多くの女子労働者と同じく、銀行女子職員の約90％は自分以外に誰か家計を主になつて支えているもの

第16表　銀行女子職員の出身地

出身地＼銀行所在地	総数	北海道	青森	宮城	秋田	茨城	東京	神奈川	富山	石川	長野	愛知
	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100
北海道		99.5	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
青森		–	100	–	–	–	–	–	–	–	–	–
宮城		–	–	99.0	–	–	0.1	–	–	–	–	–
秋田		–	–	1.0	100	–	–	–	–	–	–	–
山形		–	–	–	–	–	0.1	–	–	–	–	–
福島		–	–	–	–	100	0.4	–	–	–	–	–
茨城		–	–	–	–	–	0.2	–	–	–	–	–
栃木		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
群馬		–	–	–	–	–	3.7	–	–	–	–	–
埼玉		–	–	–	–	–	2.9	0.6	–	–	–	–
千葉		–	–	–	–	–	87.6	0.9	–	0.7	–	–
東京		–	–	–	–	–	3.6	97.0	–	–	–	–
神奈川		–	–	–	–	–	0.1	–	–	–	–	–
新潟		–	–	–	–	–	–	–	100	–	–	–
富山		–	–	–	–	–	0.1	–	–	99.3	–	–
石川		–	–	–	–	–	0.1	–	–	–	–	–
福井		–	–	–	–	–	0.2	–	–	–	100	–
山梨		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
長野		–	–	–	–	–	–	0.9	–	–	–	–
岐阜		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	100
静岡		–	–	–	–	–	0.5	–	–	–	–	–
愛知		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
三重		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
滋賀		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
京都		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
大阪		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
兵庫		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
奈良		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
和歌山		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
鳥取		–	–	–	–	–	0.1	–	–	–	–	–
島根		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
岡山		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
広島		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
山口		–	–	–	–	–	0.1	0.6	–	–	–	–
徳島		–	–	–	–	–	0.3	–	–	–	–	–
香川		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
愛媛		–	–	–	–	–	0.1	–	–	–	–	–
高知		–	–	–	–	–	0.1	–	–	–	–	–
福岡		–	–	–	–	–	0.2	–	–	–	–	–
佐賀		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
長崎		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
熊本		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
大分		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
宮崎		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
鹿児島		–	–	–	–	–	0.2	–	–	–	–	–

出身地＼銀行所在地	総数	三重	京都	奈良	大阪	兵庫	鳥取	広島	愛媛	高知	福岡	宮崎	鹿児島
	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100
北海道		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
青森		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
宮城		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
秋田		–	–	–	–	0.4	–	–	–	–	–	–	–
山形		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
福島		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
茨城		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
栃木		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
群馬		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
埼玉		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
千葉		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
東京		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
神奈川		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
新潟		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
富山		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
石川		–	–	–	0.2	–	–	–	–	–	–	–	–
福井		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
山梨		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
長野		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
岐阜		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
静岡		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
愛知		100	–	–	0.3	–	–	–	–	–	–	–	–
三重		–	1.4	–	0.3	–	–	–	–	–	–	–	–
滋賀		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
京都		–	96.4	7.3	0.8	–	–	–	–	–	–	–	–
大阪		–	0.7	–	88.1	0.4	–	–	1.2	–	–	–	–
兵庫		–	–	–	8.6	98.7	–	–	–	1.7	–	–	–
奈良		–	0.7	92.7	1.7	–	–	–	–	–	–	–	–
和歌山		–	–	–	0.1	–	–	–	–	–	–	–	–
鳥取		–	–	–	–	–	100	–	–	–	–	–	–
島根		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
岡山		–	–	–	–	–	–	100	–	–	–	–	–
広島		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
山口		–	–	–	0.2	0.4	–	–	–	–	–	–	–
徳島		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
香川		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
愛媛		–	–	–	–	–	–	–	98.8	–	–	–	–
高知		–	–	–	–	–	–	–	–	98.3	–	–	–
福岡		–	–	–	–	–	–	–	–	–	97.1	–	–
佐賀		–	–	–	–	–	–	–	–	–	1.1	–	–
長崎		–	–	–	–	–	–	–	–	–	0.7	–	–
熊本		–	0.7	–	–	–	–	–	–	–	0.7	–	–
大分		–	–	–	0.2	–	–	–	–	–	–	–	–
宮崎		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	100	–
鹿児島		–	–	–	–	–	–	–	–	–	0.4	–	100

第 17 表　銀行女子職員の家族人員別有業者数（総数）

1952 年 9 月婦人少年局調

家族数＼有業家族数	総数	1人(自分)	2人	3人	4人	5人	6人	7人
	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1人（自分）	1.2	13.1	–	–	–	–	–	–
2人	6.7	36.9	7.7	–	–	–	–	–
3人	12.5	25.5	21.0	3.0	–	–	–	–
4人	16.5	14.0	20.2	17.9	4.7	–	–	–
5人	19.9	5.3	20.5	24.1	21.1	7.8	–	–
6人	17.0	2.6	14.8	22.1	22.5	17.2	8.9	–
7人	11.8	1.8	8.2	15.0	20.4	25.8	28.6	–
8人	8.1	0.3	4.8	11.3	14.0	20.1	21.4	30.0
9人	3.9	0.3	1.8	4.4	10.8	8.6	19.6	70.0
10人	1.8	–	1.0	1.6	4.2	13.5	3.6	–
11人	0.7	–	0.1	0.5	2.3	7.0	17.9	–
	人	人	人	人	人	人	人	人
平均家族数	5.4	2.8	4.7	5.7	6.8	7.7	8.3	8.7

第 18 表　銀行女子職員の有業家族数別分布

1952年 9 月婦人少年局調

有業家族の人数	銀行女子職員	電話交換取扱者
	%	%
総数	100.0	100.0
1人（自分）	9.0	11.3
2人	43.8	38.0
3人	32.7	31.4
4人	11.3	14.8
5人	2.5	3.5
6人	0.6	0.8
7人	0.1	0.1
8人以上	0	0.1
	人	人
平均有業家族数	2.6	2.2

第 19 表　銀行女子職員の主たる家計支持者

1952年 9 月婦人少年局調

	総数	都市銀行	地方銀行
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
自分	8.8	8.1	10.3
夫	3.4	2.0	6.3
父母	67.5	71.5	59.1
兄弟	6.3	5.5	8.0
姉妹	11.7	11.2	12.8
その他	1.4	0.9	2.3
	0.9	0.8	1.2

を持つているのである（第 19 表）。そして、その主たる家計の担手は、大体、男子家族——多くは父、又は兄弟——である。ここに、家族の一員として、いわゆる家長に半ば経済に依存しているわが国女子労働者の代表的な姿がみられる。

しかし、一方、家族中の有業者が銀行につとめている婦人だけであるという場合も 9 %もあり（第 18 表及び 19 表）、従つて自分自身が主たる家計の支持者になつているものが略同数あることが注目されるべきである。つまり、ほとんどが父なり兄なりを中心に支えられている家庭の子女であると思われている銀行の女子職員中にも、100 人につき約 9 人の独立生計者は又は家族を扶養しているものがあるのである（第 20 表）。

2、扶養家族

第 20 表　銀行職員の平均扶養家族数及び扶養家族数別分布

1952年 8 月婦人少年局調

扶養家族数	都市銀行		地方銀行	
	女	男	女	男
	人	人	人	人
平均	0.1	2.2	0.1	1.9
	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
なし	92.1	33.2	94.1	38.1
1人	5.1	10.3	3.0	11.0
2人	1.8	13.1	1.7	13.3
3人	0.8	15.8	1.0	13.6
4人	0.1	13.1	0.1	11.0
5人	0.1	10.1	–	8.0
6人以上	–	4.4	0.1	5.0

このことは扶養家族の面からも云えることであつて、銀行女子職員の中、扶養家族を持つているものは、6 乃至 8 %（都市銀行と地方銀行で幾分開きがある）であり、製糸女子労働者にはほとんどなく、綿紡績女子労働者の 1.6 %を比べれば多い方である。

これら銀行女子職員の大部分は扶養家族が 1 人であるが、5 人もの扶養家族を抱えて働いている婦人もあることが知られる。

しかし、何と云つても、女子職員には扶養家族を持たないものが圧倒的多数（90%以上）で、あることは厳然たる事実で、男子の 64 %が扶養家族を持つているのと比べると大きな差がある。

3、女子職員の経済生活の形態

以上で銀行女子職員は一般的に、経済的には依存した生活をしているものが多いことは明らかであるが、その具体的な経済生活の形態をみると、人により相当に差異のあることが現える（第21表）。たとえば、家族の一員として依存した生活をしているものの中、最も一般的なのは、半独立的というべき形態で 6)毎月給与の一部を家に入れているもので全女子職員の約をしめ、第二位は 5)給与の総額を家に渡してから小遣をもらうもので約17%である。これは、社会的には独立した人格でありながら、家庭ではまだ通学時代と同様な非独立的存在でしかありえない形態である。

第 21 表　銀行女子職員の経済生活の形態

1952年 9 月婦人少年局調

経済生活の形態		総数	都市銀行	地方銀行
		%	%	%
総数		100.0	100.0	100.0
経済的に独立している	小計	9.3	9.3	9.5
	1) 自分と家族の生活を支持	5.6	5.5	5.9
	2) 自分の生活を支持し、家にも送金	1.2	1.3	0.9
	3) 自分の生活だけ支持	2.1	1.9	2.6
	4) その他	0.4	0.6	0.1
家族の一員として経済的に独立していないもの	小計	90.7	90.7	90.5
	5) 毎月給与全額家に入れ、小遣をもらう	16.8	15.5	19.5
	6) 毎月給与の一部を家に入れる	43.7	45.6	39.7
	7) 何月かに 1 回給与の一部を家に入れる	1.4	1.3	1.6
	8) 時々家に金を入れる	7.5	7.7	7.1
	9) 全く家に入れず、全額自分が使う	4.6	4.5	4.7
	10) 全く家に入れず、毎月貯金する	15.7	14.8	17.3
	11) その他	1.0	1.3	0.6

註 1) 女子職員自身の回答による。

これとはやや異るが、ほとんど、あるいは全く、家に金を入れないもの、つまり、自分の日常の消費生活のほとんどを今以て、家庭に依存しているという場合（第 21 表中 8,9,10 項に相当するもの）が相当（約 28 %）ある。この中には、8) 自分の給与は全く家に入れず、全額自分で使つているものの外に、10) 貯金はするが、給与からは全く家に入れないもの、9) 余計、収入があつた時に限り家に入れるものなども含ま

れる。一般に都会の婦人の労働は家計補助的であり、小遣かせぎ的であると云われるのも全く根拠がないと云切れぬものがある。

しかし、この様な一般的傾向にある婦人労働者の中に、少数ではあるが、独立して生計を営み、あるいは家族の生活を担つて働いている人たちの存在が見逃されてはならない。とかく小遣かせぎ的と云われがちな銀行女子職員の中にさえ、1,000 人中 98 人の割で、独立して生計をたてているものがおり、殊に、その中の大部分が家族を抱えて働いている人達であることは、大いに注目されなければならない事実である。

第 22 表　銀行女子職員の家に入れた金額別分布及び平均額[1]

1952年9月婦人少年局調

家に出した金[1]	総数		都市銀行		地方銀行	
	独立している	家族と一緒	独立している	家族と一緒	独立している	家族と一緒
	円	円	円	円	円	円
平均額	5,184	2,638	5,181	2,659	5,190	2,595
	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
なし	28.5	25.3	26.7	25.1	31.6	25.8
1,000 円未満	0.4	0.7	-	0.5	1.0	1.1
1,000～2,000円未満	5.5	8.7	6.9	7.3	3.0	11.8
2,000～3,000 〃	4.0	17.8	3.4	17.9	5.0	17.6
3,000～4,000 〃	7.5	18.2	7.8	18.5	7.0	17.4
4,000～5,000 〃	3.4	10.3	2.6	10.7	5.0	9.5
5,000～10,000 〃	31.8	17.7	31.9	18.5	31.6	15.8
10,000 円以上	18.9	1.3	20.7	1.5	15.8	1.0

註　1）女子職員自身の回答により、調査前月分である。

第 23 表　銀行女子職員の経済生活形態別家に入れた平均金額[1]

1952年9月婦人少年局調

生活形態別		総数	都市銀行	地方銀行
		円	円	円
総数		2,795	2,809	2,767
経済的に独立しているもの	小計	5,184	5,181	5,190
	1）自分と家族の生活を支持	8,684	8,871	8,393
	2）自分の生活を支持、家に送金	2,476	2,200	3,233
	3）自分の生活だけ支持	0	0	0
	4）その他	6,587	7,319	-
家族の一員として経済的に独立していないもの	小計	2,638	2,659	2,595
	5）毎月給与全額家に入れ、小遣をもらう	5,383	5,569	5,080
	6）毎月給与の一部を家に入れる	2,987	3,009	2,932
	7）何月かに1回給与の一部を家に入れる	2,552	2,140	3,196
	8）時々家に金を入れる	1,327	1,330	1,332
	9）全く家に入れず、給与全部つかう	0	0	0
	10）全く家に入れず、毎月貯金	260	164	424
	11）その他	3,417	3,582	2,811

註　1）女子職員自身に、調査前月に実際家に入れた金額を記入せしめた結果である。

次に、これらの銀行女子職員は、どの程度の金額を家に入れているかをみることによつて、その家庭に対する経済上の地位を更に具体的に示してみたいと思う。

銀行女子職員の回答によると調査前月（1952年8月）分の給与の中、家に入れた金額の総平均は 2,795 円であるが、前述の様に、独立して生計を営むものと、家族の生活の中に依存しているものとは、家に入れる金額に大きな距りのあるのは当然であり、独立している場合の平均は 5,184 円、そうでない場合は 2,638 円である（第 22 表）。しかし、これも、更にその生活の形態を細かく分けて主なものをひろつてみると（第 23 表）。自分と家族の生計を支持しているものは、平均 8,684 円、家族の一員として非独立的生計を営むものの中、給与金額を家に入れて小遣をもらうものは平均 5,383 円、毎月給与の一部を入れているものは 2,987 円を家に入れていると回答している。

次に、銀行女子職員の家に入れる給与が、その家庭経済に対してどんな意義を持つているかを、最も多い例である独立せずに家族の一員として生活している場合をとつて、考えてみることにしよう。当時の消費者実態調査によると、全都市の世帯あたりの平均支出額中、食糧費、光熱費、住居費の1人当り平均額は 2,228 円となり、銀行女子職員の毎月給与の一部を家に出しているものの家庭への負担額平均 2,987 円の大部分（75%）に相当する。即ち、この形態の生活をしている女子職員の家に対する経済的負担は、僅かに、自分自身の生活費の一部にすぎないのであつて、決して家計を補助するまでに到つていないのである。又、毎月給与の全部を家に入れて更めて小遣をもらつているものの家庭への負担額平均 5,383 円は、当時の全都市勤労者家計費の家族1人当りの全経費 3,441 円の約 1.6 倍に相当し、僅か約、1,900 円だけ家計を補助していることになる。

以上のべたことから推定される様に、一般に銀行女子職員の家庭における経済負担は至つて軽く、自分自身の生活費の一部をになつているのみで、その大部分は自分以外の主たる家計支持者に負つており、寄宿舎に住むせんい労働者の様に積極的に家計を補助しているものは一部分である。

第 24 表　銀行女子職員の就職動機

1952年9月婦人少年局調

	総数	都市銀行	地方銀行
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
自分の生活費を得るため	11.3	11.4	11.0
家族を養うため	4.2	4.1	4.3
家計を助けるため	19.6	18.2	22.6
家計補助と社会経験をうるため	40.7	41.0	40.0
社会人としての経験をうるため	20.6	21.5	18.9
結婚費用を得るため	1.7	1.6	1.8
家に居てもすることがないから	1.6	1.7	1.2
その他	0.3	0.5	0.2

4、就職の動機

しかし、これを女子職員自身の意識の面からみると、家計補助のために働いていると考えている場合が相当に多いのである（第 24 表）。就職の動機として彼女らが最も多くあげているのは、「家計を助けるため」であり、又、「社会経験をうるため」であるが、この二つを合わして、「家計補助と同時に社会経験を」の一石二鳥をねらつているものが、最も多く全体の約 40 %をしめる。実際には、かなり家庭に依存しているにも拘らず、家計補助を以て任じているところに、わが国の家族制度の中における婦人労働者の立場を覗うことができる。

この様に、一般的には家計補助、社会経験ということが銀行女子職員の働らく動機として意識されているのではあるが、その反面、はつきりと経済的独立を目指し、又、家族の生活を双肩になおうとして働いているものも相当（約 15 %）にあることも忘れられてはならない事実である。

第三章　銀行女子職員の採用

——採用條件——採用方法——募集方法——

Ⅰ女子職員の採用條件

一般に、銀行の女子を採用する場合の條件は、現在では新制高等学校の新規卒業生としており、従つて、年令も満 18 才乃至 19 才位とし、経験、特技もほとんど必要とせず、未婚に限るとはつきり、既婚者はさけているところが半数以上である。家庭についても両親のあるものに限るとしているところが約半数をしめる。

イ　学　歴

女子職員については大部分（70 銀行中 51）が新制高校卒業生を採用條件としているのに対し、男子は、この様な場合は比較的少く（70 銀行中 30）新制高校卒業生及び新制大学卒業生を條件とする銀行がほゞ同数あり、殊に都市銀行では、過半数（34 銀行中 18）が後者である。又、男子の場合は、新制中学卒業生を採用する銀行はごく少いが、女子の場合は 70 銀行中 13 が、これを採用すると答えている（第 25 表）。

第 25 表　銀行職員の採用條件（銀行数）
（学　歴）

1952年 9 月婦人少年局調

学歴別	女子			男子		
	総数	都市銀行	地方銀行	総数	都市銀行	地方銀行
総数	70	34	36	70	34	36
新制中学卒	4	3	1	3	1	2
新制高校卒	51	23	28	30	11	19
新高又は新制中学卒	9	5	4	1	0	1
新高又は新大卒	2	0	2	29	18	11
新制大学卒	0	0	0	0	0	0
学歴を問わず	0	0	0	3	1	2
不明	4	3	1	4	3	1

ロ　年　令

銀行の場合、採用年令についてあまり問題としないというところは一般に少く、男女とも学歴についての條件に應じてその年令にも大体のわくをもうけているのが普通である。つまり、卒業直後に限り採用するということを云つているところが多いわけで、銀行に入ろうとするものは卒業期をのがさないことが一つの條件となる（第 26 表）。

ハ　経験の有無

従つて、男女とも経験を必要とすると回答したものは70銀行中、わづか3店にすぎない(第27表)。

第 26 表　銀行職員の採用條件（銀行数）
（年　令）

1952年 9 月婦人少年局調

年令別	女子			男子		
	総数	都市銀行	地方銀行	総数	都市銀行	地方銀行
総数	70	34	36	70	34	36
新制中卒年令	3	2	1	2	1	1
新制高卒年令	44	22	22	22	9	13
新制大卒年令	0	0	0	3	1	2
新中・新高卒年令	7	4	4	1	0	1
新高・新大卒年令	0	0	0	25	16	9
20 才前後	4	2	2	1	1	0
問題にしない	4	2	2	7	3	4
その他	3	0	3	4	0	4
不明	5	3	2	5	3	2

第 27 表　銀行職員の採用條件（銀行数）
（経験の有無）

1952年 9 月婦人少年局調

銀行種類別	女子			男子		
	総数	経験を必要とする	経験を必要としない	総数	経験を必要とする	経験を必要としない
総数	70	3	67	70	3	67
都市銀行	34	1	33	34	1	33
地方銀行	36	2	34	36	2	34

ニ　特殊技能の有無

同様に、新採用の職員に対して特殊技能を必要とする銀行も比較的少く、女子の場合は 70 銀行中 19、男子は 18 銀行である（第 28 表）。これら特殊技能を必要とする銀行では、女子に対してどんな種類の技能を望んでいるかというと、タイプと珠算が最も多く、電話交換もあげられているが、簿記の知識を必要としているところはほとんどない（第 29 表）。

第 28 表　銀行職員の採用條件（銀行数）
（特技の有無）

1952年 9 月婦人少年局調

	女子				男子			
	総数	特技を必要とする	特技を必要としない	不明	総数	特技を必要とする	特技を必要としない	不明
総数	70	19	47	4	70	18	48	4
都市銀行	34	8	24	2	34	9	23	2
地方銀行	36	11	23	2	36	9	25	2

第29表　銀行職員の採用條件（銀行数）
（特技を必要とする銀行の特技の種類）
（女子）　（1952年9月）　婦人少年局調

特技の種類	総数	都市銀行	地方銀行
総数	30	17	13
タイピスト	11	6	5
珠算	11	6	5
電話交換手	5	3	2
簿記	1	1	0
語学	2	1	1

ホ　配偶関係

銀行では前述の様に新規学卒者を採用條件としている関係で、男子についても未婚者を望む銀行が相当多い（70中29銀行）が、特に女子については、過半数（70中38銀行）がはつきりと未婚を採用條件としてあげている（第30表）。

ヘ　家庭環境

一般の傾向として、銀行では男女を問わず、その家庭環境を重視する傾向があるが、特に両親の有無を問題にするという銀行は70中33銀行である（第31表）。この様にはつきりした條件でなくとも、家庭環境のしつかりした人ということはほとんどの銀行が望んでおり、たとえば、「身元のはつきりしたもの」「兄弟に犯罪者や放蕩な人がいないもの」などである。

第30表　銀行職員の採用條件（銀行数）
（配偶関係）
1952年9月婦人少年局調

銀行種類別	女子 総数	女子 未婚	女子 未・既婚を問わず	女子 不明	男子 総数	男子 未婚	男子 未・既婚を問わず	男子 不明
総数	70	38	31	1	70	29	40	1
都市銀行	34	18	16	0	34	14	20	0
地方銀行	36	20	15	1	36	15	20	1

第31表　銀行職員の採用條件（銀行数）
（両親の有無）
1952年9月婦人少年局調

両親の有無別	女子 総数	女子 都市銀行	女子 地方銀行	男子 総数	男子 都市銀行	男子 地方銀行
総数	70	34	36	70	34	36
両親を必要とする	33	15	18	33	15	18
両親の有無を問わぬ	35	17	18	35	17	18
不明	2	2	0	2	2	0

ト　その他の條件

調査項目としてあげてはいないが、上にあげた條件の他に、銀行側で提供したものは女子の場合は容姿端れいとか感じのよいものなどと特に附言したところも二、三あつたが、一方、思想の健全なものをと特に希望している銀行もあつた（70銀行中7）。

Ⅱ　採　用　方　法

銀行で職員を採用する場合、本店（又は本部）支店にかゝわらず、本店一本に統一して採用決定する場合が大部分をしめているが、この傾向は、特に女子よりも男子採用の場合に多く、又、都市銀行よりも地方銀行に一般的である（第32表）。たとえば、A銀行（都市）では男女共本部の人事部で採用し、支店に配属すると答えており、B銀行でも、男女共本店で試験の上採用決定すると云つている。

第32表　銀行職員の採用方法（銀行数）
1952年9月婦人少年局調

採用方法別	女 小計	女 都市銀行	女 地方銀行	男 小計	男 都市銀行	男 地方銀行
総数	70	34	36	70	34	36
本店一本で行うもの	42	15	27	50	20	30
支店で行うもの	23	16	7	16	12	4
その他	1	1	0	0	0	0
不明	4	2	2	4	2	2

一方、女子の採用の場合には、各支店で採用する銀行も相当数（約三分の一）あり、その主な理由は、高校新卒の若い婦人で通勤できるということが條件となつているためである。たとえば、H銀行（都市）では「女子は新制高校卒業生を各支店毎に試験して採用するが、大学出の男子は、第一次試験は各支店で行い、第二次試験は本店で実施し、採用決定の上、各支店に配属する」と答えている。又、N銀行（都市）では本店及び本店所在市内の支店の分は本店で採用するが、遠方の支店は女子だけは各店で採用している。

その採用決定は大体、採用試験を実施して行われる。現在、銀行で働いている婦人の回答によると、70％以上のものが採用試験を受けて入社している。一方試験を受けず、知人の紹介で入社した女子職員は都市銀行に比べて、地方銀行の方に多く、約四分の一をしめる（第33表）。

第33表　銀行女子職員の採用試験の有無別割合
1952年9月婦人少年局調

	総数	都市銀行	地方銀行
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
試験をうけて入社した	75.7	77.4	72.4
試験をうけず知人の紹介で入社した	21.1	19.4	24.5
その他	3.2	3.2	3.1

Ⅲ　募　集　方　法

銀行職員の募集はほとんど大部分の銀行が学校を通して行つているが、これは、都市銀行に比較的多く、地方銀行では、縁故者の紹介による場合がかなり多い。又、女子の募集には縁故者の紹介による場合が比較的多くみられる。この他の募集方法はほとんどとられていないのが実情である。

これらの方法は単独にとられている場合ばかりでなく、たとえば、学校のすいせんと同時に、縁故者の紹介によつて入行希望者を集めている場合が、女子の場合は 70 銀行中 21 もある（第 34 表）。

第 34 表　銀行職員の募集方法（銀行数）

1952年 9 月婦人少年局調

募集方法	女			男		
	小計	都市銀行	地方銀行	小計	都市銀行	地方銀行
調査対象総数[1]	70	34	36	70	34	36
学校の推薦	63	34	29	65	34	31
職業安定所	4	0	4	4	0	4
縁故者紹介	31	15	16	22	8	14
広告	2	0	2	2	0	2
不明	1	0	1	0	0	0

註 1）一銀行で二つ以上の方法をとつている場合があるために、募集方法別の銀行数を総計すると調査対象総数とは一致しない。

第四章　銀行職員の異動率及び停年制

——異動率——停年制——

1　異　動　率

前にふれた様に、銀行の女子職員は最近、増加の傾向があるので、当然、入職率が退職率を上まわり、1951 年 9 月以降 1 年間の平均は入職 1.6 %、離職 0.8 % の割合をしめしている。これは男子に比べると、入職率は同じであるが、離職率は 0.6 % でやゝ女子の方が高い。（第 35 表A、B及び第

第 35 表—A　銀行職員の男女別月別入職率

1952年 9 月婦人少年局調

	女			男		
	計	都市銀行	地方銀行	計	都市銀行	地方銀行
	%	%	%	%	%	%
年間平均	1.6	1.1	2.2	1.6	1.4	1.9
1951年 9月	0.5	0.1	0.9	0.6	0.6	0.7
10	0.7	0.4	1.2	0.8	0.4	1.2
11	0.5	0.3	0.8	0.8	0.4	1.2
12	0.7	0.4	1.0	0.8	0.4	1.3
1952年 1月	0.9	0.5	1.4	1.3	1.1	1.6
2	0.6	0.7	0.5	0.9	0.6	1.2
3	5.6	2.5	10.2	4.3	2.8	5.9
4	6.7	8.1	5.0	6.4	7.6	5.1
5	0.7	0.5	0.9	1.0	0.7	1.4
6	0.5	0.1	1.0	0.5	0.4	0.6
7	0.6	0.3	0.9	0.6	0.7	0.5
8	1.4	0.5	2.6	1.3	0.6	2.0

第 35 表—B　銀行職員の男女別月別離職率

1952年 9 月婦人少年局調

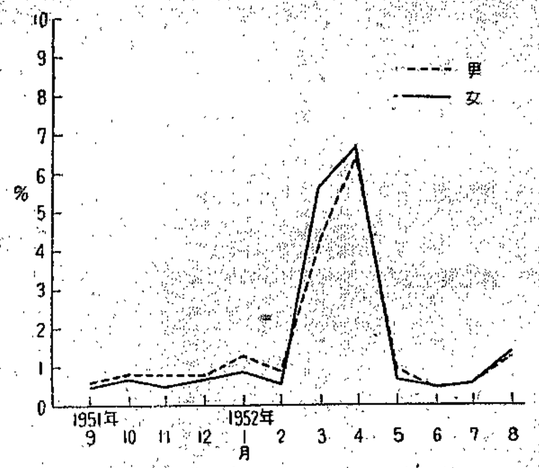
	女			男		
	計	都市銀行	地方銀行	計	都市銀行	地方銀行
	%	%	%	%	%	%
年間平均	0.8	0.8	0.9	0.6	0.6	0.6
1951年 9月	0.8	0.9	0.7	0.7	0.8	0.7
10	0.9	0.8	1.0	0.5	0.5	0.6
11	0.7	0.4	1.1	0.6	0.7	0.5
12	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7
1	0.8	0.8	0.8	0.7	0.9	0.6
2	0.8	0.8	0.8	0.6	0.5	0.6
3	0.9	0.7	1.3	0.9	1.0	0.7
4	1.8	2.3	1.3	0.6	0.5	0.8
5	1.3	1.1	1.5	0.7	1.0	0.4
6	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4
7	0.7	0.5	0.8	0.5	0.5	0.4
8	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5

5図A、B）

年間の動きでみると、入職は男女ほとんど差なく、新規採用の時期である 4 月だけ著しく高くなつているが、退職率は、男子は各月ほとんど横ばい状況であるのに対して、女子は 4~5 月に退職する割合が高い。

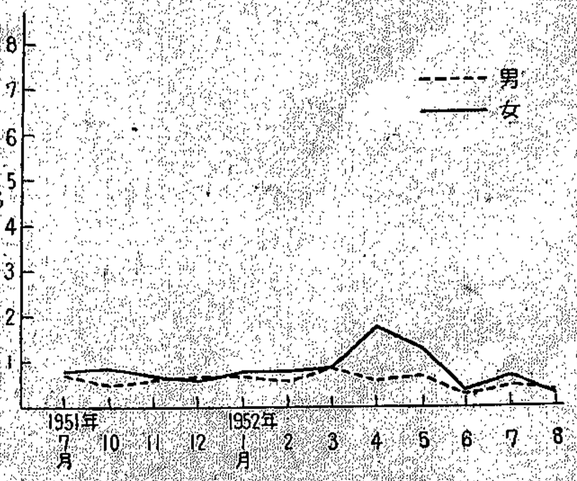
第 5 図 A　銀行職員の男女別月別入職率

1952 年 婦人少年局調



第 5 図 B　銀行職員の男女別月別離職率

1952 年 婦人少年局調



2　停　年　制

銀行ではほとんどの職場で停年制をきめており（70銀行中1を除き）、停年に男女差をもうけている

銀行は稀（69の停年制度中 1）である。男女共、停年は 55 才ときめている銀行が大部分であり、55才以下のところは全くない（第35～C表）。

第 35～C 表　停年に男女差がない場合の停年（銀行数）

1952年 9 月婦人少年局調

	総数	55 才	55才～60才	その他[1]
総数	68	61	4	3
都市銀行	34	34	0	0
地方銀行	34	27	4	3

註 1）（長1銀行・地方銀行本店）参事……58才
主事以下……55才
（三1銀行・地方銀行本店）主事、副主事、主事補……55才
書記……50才
（広3銀行・地方銀行本店）参事、主事……60才
副主事……58才
書記以下……55才

註 2）（鳥2銀行・地方銀行支店）男女差のある場合、男55才、女45才

第　二　部

銀行における婦人の労働條件

第一章　銀行女子職員の労働條件

——拘束時間——休けい時間——実働時間——労働日数——生理休暇——

1 拘　束　時　間

イ，営業時間と拘束時間の関係

銀行では普通、店の営業時刻は平日は午前9時から午後3時まで、土曜日は正午終業としているところが多いが、職員の労働はこれよりも早く始まり、遅れて終ることときめられている。この営業時刻と出勤退社時刻のずれは、朝は比較的少くて、終業時は比較的長い。大体、職員は 10 分乃至 30 分、営業時刻より早く出勤するとはつきり就業規則で規定されている場合がもつとも多い。しかし、都市銀行でも地方銀行でも、9時営業であるにかゝわらず9時出勤ときめている場合も、約3分の1程ある。平均時差は約 14 分である。これに対して、退社時は銀行の閉店より平均、都市銀行は2時間0分、地方

第36表—A　銀行の閉店時刻と職員の退社時刻の差（平日）

1952年[1]9月婦人少年局調

時差[1]	総数	都市銀行	地方銀行
平均時間	時間 分 1. 45	時間 分 2. 06	時間 分 1. 14
総数	銀行 70	銀行 34	銀行 36
30 分未満	1	0	1
30 ～ 60 〃	1	0	1
1時間～1.30 〃	3	0	3
1.30～2.00 〃	6	2	4
2.00～2.30 〃	48	27	21
2.30～3.00 〃	9	5	4
3 時間以上	1	0	1
不明	1	0	1

註 1）銀行の就業規則等による規定による。

第36表—B　銀行の閉店時刻と職員の退社時刻の差（土曜）

1952年 8 月婦人少年局調

時差	総数	都市銀行	地方銀行
平均時間	時間 分 1. 59	時間 分 2. 03	時間 分 1. 55
総数	銀行 70	銀行 34	銀行 36
30 分未満	1	0	1
30 ～ 60 〃	0	0	0
1時間～1.30 〃	6	3	3
1.30～2.00 〃	4	0	4
2.00～2.30 〃	50	28	22
2.30～3.00 〃	5	2	3
3 時間以上	3	1	2
不明	1	0	1

第37表　銀行の拘束時間の時間数[1]別分布

1952年 8 月婦人少年局調

拘束時間[1]	都市銀行	地方銀行
平均時間	時間 分 8. 20	時間 分 8. 19
総数	銀行 34	銀行 36
8 時間未満	1	4
8時間～8.30分未満	17	16
8.30～9時間未満	15	11
9 時間以上	1	4
不明	0	1

註 1）就業規則等の規定による。

銀行は1時間 14 分の差があり、いづれも2時間乃至2時間 30 分の差をもうけているのが普通である（第 36 表A，B）。従つて、出勤時刻は午前8時 45 分前後がもつとも多く、退社時刻は午後5時乃至5時 30 分頃に規定している銀行が多い。

ロ、規定の拘束時間

以上にのべた就業規則等に定められた規定の出勤退社時刻から拘束時間を計算してみると、（第 37 表）平均、都市銀行8時間 20 分、地方銀行8時間 19 分でほとんど差がなく、大体、半数は8時間以上8時間 30 分未満であり、第二位は8時間 30 分以上9時間未満で、8時間未満又は9時間未満の銀行はほとんどないと云つてよい。

Ⅱ 休 け い 時 間

就業規則等にきめられている規定休けい時間は、ほとんどの銀行が1日 45 分又は 60 分の場合で略相半ばしている。

これらの銀行は大体、昼食時間も営業を続けているために、ほとんどすべての銀行は職員の休けい時間を交代で与えている（第 38 表）。たゞ、70 銀行の中、本部だけは全員一斉休けいを実施している[註1)]

第 38 表　銀行職員の休けい時間の与え方（銀行数）

1952年9月婦人少年局調

休けい時間の与え方	都市銀行			地方銀行		
	小計	本店	支店	小計	本店	支店
総数	34	7	27	36	27	9
交代・やり方がはつきり決つている	16	4	12	4	2	2
交代・やり方がはつきりしていない	11	3	8	24	18	6
交代制有無不明	6	0	6	5	5	0
係によつて休憩なし	1	0	1	3	2	1

註 1）経営者側の回答による。

と答えている。休けいは午前 11 時乃至 11 時 30 分から午後1時乃至1時 30 分までの間を交代で休ませるときめているところが多い。その交代休けいの与え方は時間、組の数など都市銀行では比較的はつきりときめられている場合が過半数をしめているが、地方銀行では交代で休けいさせるということだけがきまつていて、どの様にして休けいするかがきちんときまつていない場合が 80 %以上である。たとえば、交代休けいのとり方がはつきりしている場合とは、T2銀行（都市銀行）の様に「各係で大体、人員を二分して、一組は午前 11 時 30 分から午後0時 30 分まで休み、他の一組は0時 30 分から1時 30 分まで休む」と答えているような場合である。これに対して、交代制の内容があいまいなものは、たとえば、北1銀行（地方銀行）の様に「適当にみはからつて交代で休ませる」と

註 1）労働基準法第 34 條第2項の「休けい時間は一斉に与えなければならない」は同法施行規則第 31 條により、金融保険等の事業には適用を除外されている。

か、「午前 11 時 30 分から1時間 30 分の間に仕事の切りのよいものから交代で休ませる」（秋1銀行——地方銀行）といつた様な場合である。

この様に交代で与えている休けい時間中の外出は、上司に届出る場合が最も多く、都市銀行では自由に外出できる場合が比較的少い（第 39 表）。

第 39 表　銀行の休けい時間中の外出（銀行数）

1952年9月婦人少年局調

外出手続	都市銀行		地方銀行	
	本店	支店	本店	支店
総数	7	27	27	9
全く自由	0	5	8	4
外出先を明示し、自由	1	1	0	0
上司に届出る	6	14	12	4
禁止されていないが、外出しない	0	3	2	0
あまり賛成しないが、黙認	0	2	0	0
外出は原則として認めない	0	1	1	1
禁止している	0	1	3	0
不明	0	0	1	0

第 40 表　銀行の女子職員の休けい時間数[1)]別分布

1952年8月婦人少年局調

休けい時間[1)]	総数	都市銀行	地方銀行
平均休憩時間	分 58.4	分 63.8	分 47.7
総数	% 100.0	% 100.0	% 100.0
休憩がない	1.2	1.4	0.8
30分未満	4.4	3.9	5.4
30～40 〃	12.4	10.1	17.1
40～50 〃	29.9	25.1	39.5
50～60 〃	6.7	6.7	6.5
60～90 〃	28.2	29.1	26.4
90分以上	17.2	23.7	4.3

註 1）調査前日の実情について女子職員各人の回答による。

銀行女子職員が休けい時間はどこで過すことになつているかを、経営者側の回答によると、過半数の銀行は食堂となつており、休けい室は比較的少い。

休けいが交代で与えられる場合には、とかく休けい時間がとりにくいということが起り易い（たと

第 41 表—A　銀行の1日実働時間の時間数別分布（平日）（銀行数）

1952年9月婦人少年局調

拘束時間	都市銀行		地方銀行	
平均時間	7時50分		7時46分	
	本店	支店	本店	支店
総数	7	27	27	9
時分 時分				
6.00～6.30	–	–	2	–
6.31～7.00	3	5	4	3
7.01～7.30	3	15	13	2
7.31～8.00	1	4	6	3
8.00を超えるもの	–	2	1	1
不明	–	1	1	–

第 41 表—B　銀行の1日実働時間の時間数別分布（土曜日）

1952年9月婦人少年局調

拘束時間	都市銀行		地方銀行	
平均時間	5時12分		5時06分	
	本店	支店	本店	支店
総数	7	27	27	9
時分 時分				
3.00～3.30	–	–	2	–
3.31～4.00	2	4	8	1
4.01～4.30	4	11	7	3
4.31～5.00	1	4	5	2
5.01～5.30	–	5	2	2
5.31～6.00	–	1	1	–
6.01～6.30	–	1	1	–
6.30を超えるもの	–	–	–	1
不明	–	1	1	–

えば看護婦の様に）が、銀行では、女子職員自身が調査前日の実情について答えた結果では、大部分が1日 40 分以上(註1)の休けいをとつている（第 40 表）。

註 1） 1950 年労働省婦人少年局発刊「病院診療所の看護婦」

Ⅱ 労 働 時 間

以上、就業規則等によつてきめられている各銀行の規定の拘束時間から規定の休けい時間を差引いて実働時間を計算してみると、平日は平均、都市銀行 7 時間 50 分、地方銀行 7 時間 46 分であり、大部分は 6 時間 31 分以上 7 時間 30 分である。たゞ、土曜日は特に短かく平均、都市 5 時間 12 分、地方銀行 5 時間 6 分である（第 41 表 A、B）。従つて 1 週間の実働時間は 43 時間未満の銀行が大部分である（第 42 表）。

各銀行備え付けの賃金台帳から男女職員各人の 1952 年 8 月分の実働時間をみると（第 43 表）、男女共大部分は 160 時間以上 200 時間未満である。

第42表 銀行の週間労働時間の分布

1952年9月婦人少年局調

	都市銀行	地方銀行
	銀行数	銀行数
総数	34	36
38時間未満	0	2
38～39時間未満	0	1
39～40 〃	8	2
40～41 〃	0	6
41～42 〃	4	5
42～43 〃	15	7
43～44 〃	1	3
44～45 〃	3	0
45～47 〃	3	6
48時間 〃	0	4
48時間を超えるもの	0	0

第43表 銀行男女職員の実働時間数別分布[1]

1952年8月婦人少年局調

	総数		都市銀行		地方銀行	
	女	男	女	男	女	男
	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
80時間未満	0.6	0.4	0.6	0.4	0.7	0.4
80～120 〃	1.4	0.6	1.7	0.5	0.9	0.6
120～160 〃	15.1	9.1	20.7	13.2	6.5	4.0
160～200 〃	63.5	62.1	58.2	57.2	71.6	68.3
200～224 〃	13.9	15.3	10.9	12.8	13.3	18.6
224時間以上	5.5	12.5	7.9	15.9	2.0	8.1

註 1） 賃金台帳により、個人別に調べた。

これは 8 月という特定の月の平均実働時間であるが、銀行の仕事の性質から考えて、1 年間にも月によつて労働時間の長さが変つてくることが考えられる。これを残業という点からみると、経営者側の回答によれば（第 44 表）、3 月と 9 月の決算期は大部分の銀行で残業の多い月である。これについで、12 月が特に都市銀行で残業を多くすると答えている。

第44表 銀行の残業の多い月（銀行数）

1952年9月婦人少年局調

	事業場数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総数	70	5	9	61	15	2	4	2	12	60	15	2	28
都市銀行	34	2	3	30	6	0	4	2	5	30	5	2	19
地方銀行	36	3	6	31	9	2	0	0	7	30	10	2	9

註 1） 使用者の回答による。

これら最も残業の多い月の月間平均残業時間数は銀行側の回答によると（第 45 表）、都市銀行の方が一般に多くて、平均、女 18.19 時間、男 31.09 時間、地方銀行は女 16.20 時間、男 28.88 時間である。又、女子の方が明らかに残業時間は少い。女子だけの残業時間についてみると、都市銀行、地方銀行とも支店の方が残業が少い傾向がみられる。

第45表 銀行の残業の多い月[1] 1月当り残業時間（銀行数）

1952年9月婦人少年局調

時間別	総数		都市銀行		地方銀行	
	女	男	女	男	女	男
平均時間	時間 17.09	時間 31.42	時間 18.19	時間 31.09	時間 16.20	時間 28.88
総数	銀行 70	銀行 70	銀行 34	銀行 34	銀行 36	銀行 36
10時間未満	10	7	4	2	6	5
10～15時間未満	18	7	11	4	7	3
15～20 〃	13	6	3	3	10	3
20～30 〃	21	16	10	6	11	10
30～50 〃	6	20	5	11	1	9
50時間以上	1	13	1	8	0	5
不明	1	1	0	0	1	1

註 1） ここにいう残業時間は労働基準法上の時間外労働時間でなく、各店の規定の労働時間（1日8時間未満が多い。）以外の時間である。

第46表 銀行の残業の多い月の本店、支店別女子の1月当り残業時間[1]（銀行数）

1952年9月婦人少年局調

時間別	総数	都市銀行			地方銀行		
		小計	本店	支店	小計	本店	支店
平均時間	時間 17.09	時間 18.19	時間 18.61	時間 18.07	時間 16.20	時間 16.83	時間 12.67
総数	銀行 70	銀行 34	銀行 7	銀行 27	銀行 36	銀行 27	銀行 9
10時間未満	10	4	0	4	6	3	3
10～15 〃	18	11	2	9	7	6	1
15～20 〃	13	3	0	3	10	6	4
20～30 〃	21	10	5	5	11	10	1
30～50 〃	6	5	0	5	1	1	0
50時間以上	1	1	0	1	1	0	0
不明	1	0	0	0	1	1	0

註 1） 使用者側の回答による。
労働基準法の時間外労働の意味ではなく、各銀行規定の労働時間以後の意である。

最も残業の多い月の1日当り平均残業時間は、都市銀行では女 1.79 時間、地方銀行は女 1.65 時間である（第 47 表）。

これを 1952 年 9 月からさかのぼつて 1 年間についての女子職員自身の回答によつてみても、最も残業の多い月の平均一日一人当り残業時間は 2 時間又は 2 時間未満のものが 70 %余をしめる（第48表）。又、その月の残業のあつた日数は（第 49 表）、過半数が 7 日乃至 9 日となつており、一般に都

市銀行の方が残業日数が多い(第49表)。

第 47 表　銀行における残業時間の多い月の1日平均残業時間[1](銀行数)

1952年9月婦人少年局調

一日残業時間[1]	総数	都市銀行			地方銀行		
		小計	本店	支店	小計	本店	支店
平均時間	時間 1.72	時間 1.79	時間 1.93	時間 1.75	時間 1.65	時間 1.68	時間 1.56
総数	銀行 70	銀行 34	銀行 7	銀行 27	銀行 36	銀行 27	銀行 9
30分未満	4	1	0	1	3	1	2
30分～1時間〃	8	5	1	4	3	3	0
1.00～2.00 〃	21	10	3	7	11	8	3
2.00～3.00 〃	24	11	1	10	13	10	3
3.00〃5.00 〃	10	6	2	4	4	3	1
5時間以上	0	0	0	0	0	0	0
不明	3	1	0	1	2	2	0

註 1) 残業時間は各店の規定労働時間以外の時間である。

第48表　銀行における残業の多い月の女子職員1日残業時間分布[1]

1952年9月婦人少年局調

	総数
	%
総数	100.0
2時間未満	22.3
2時間	48.6
3時間～5時間未満	18.9
5時間以上	1.6
不明又は無記入	8.6

註 1) 女子職員の回答による。

第49表　銀行の残業の多い月の女子職員の1カ月残業日数分布[1]

1952年9月婦人少年局調

	総数	都市銀行	地方銀行
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
1日～3日	11.4	11.7	10.7
4日～6日	14.8	10.2	22.8
7日～9日	62.8	65.8	57.4
10日以上	0	0	0
無記入	11.0	12.2	9.1

註 1) 女子職員の回答による。

Ⅳ 労働日数

イ、平均実働日数

1952年8月分の銀行女子職員の1人1カ月当り平均労働日数は24.5日で、男子職員24.8日である(第50表)。一般に地方銀行は都市銀行に比べて労働日数がやゝ多い傾向が見られる。

第50表　銀行の1人1カ月当り平均労働日数

1952年8月婦人少年局調

総数	男	24.8日
	女	24.5
都市銀行	男	24.2
	女	24.1
地方銀行	男	25.4
	女	25.1

註 1) 賃金台帳により個人別に調査した結果の平均。

規模30人以上の事業場の当時の平均労働日数は、下の表の通りで、銀行は比較的、労働日数が多い方である。

	男	女
全産業	24.2日	23.7日
製造業	24.5日	23.5日
金融保険業	24.4日	23.9日
運輸通信業	24.3日	24.1日

注) 毎月勤労統計調査による。

ロ、休日

銀行の休日は、銀行法第18條により「祭日、祝日、日曜日其の他銀行の営業所所在地に行はるる一般の休日に限る」と規定されており、日曜日は必ず営業は休むことになつている。しかし、職員は休日に出勤することもある。たゞ、その回答によると(第51表)、1952年8月からさかのぼつて1年間に「休日に出勤したことは全くない」ものが、70%以上をしめる。

これら休日出勤した女子も都市銀行の場合は半数、地方銀行においても約三分の1以上が休日をふりかえて与えられているので、事実上、休日労働しているものは全体からみると、約10%である(第52表)。

第51表　銀行女子職員の定休日出勤の有無と出勤回数[1]

1952年9月婦人少年局調

	総数	都市銀行	地方銀行
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
全くなかつた	75.6	80.4	65.4
あつた 小計	16.4	10.8	28.5
あつた 1日～3日	14.6	9.9	24.8
あつた 4日～6日	1.4	0.7	2.8
あつた 7日～9日	0.3	0.1	0.6
あつた 10日～12日	0.1	0.1	0.2
あつた 12日以上	0	0	0.1
不明又は無記入	8.0	8.8	6.1

註 1) 女子職員の回答による。

第52表　銀行女子職員の休日出勤[1]に対する繰替

1952年9月婦人少年局調

	総数	都市銀行	地方銀行
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
休日出勤なし	75.6	80.4	65.4
休日出勤あり 繰替あり	6.4	5.0	9.4
休日出勤あり 繰替なし	10.0	4.9	19.1
無記入	8.0	8.8	6.1

註 1) 女子職員自身の回答による。

Ⅴ 生理休暇

イ、生理休暇に関する規定

銀行では生理休暇に関して就業規則又は労働協約中に何か規定を設けている場合が大多数(約70%)である。

第53表　銀行の生理休暇に関する規定の有無(銀行数)

1952年9月婦人少年局調

	総数	なし	あり					
			総数	労働協約	就業規則	労働協約就業規則	その他	不明
都市銀行	34	9	25	3	17	1	3	1
地方銀行	36	12	24	1	16	6	1	0

これらの規定の中、休暇中給与なしときめている銀行は例外的で、ほとんどが有給となつている。これらの場合も、給与が月給制である関係で全額支給が大部分である（第 53 表）。

有給の場合、最も多いのは 2 日間で日数の明らかに規定している場合の大部分しめる(17銀行中16)（第 54 表）。

第54表　銀行の生理休暇に関する規定
（給与について）
1952年 9 月婦人少年局調

	総数	有給			無給
		小計	全額	不明	
都市銀行	25	25	18	7	0
地方銀行	24	23	18	5	1

註 1）銀行別の回答による。

ハ、生理休暇請求の実状

以上の様に生理休暇に関して、多くの銀行が主として就業規則などに有給としての規定を持つているが、その請求の実状は決して利用率が高い方ではない。1952 年 8 月分について経営者側の資料にもとずいてその請求状況を調査した結果では、在籍 100 人につき 4.1 人であるが、都市銀行は 2.9 人、地方銀行 6.6 人となつている。その労働損日率（全在籍者が 1 日も休まず労働した場合――延労働日数に対する生理休暇請求延日数の割合）0.23 %であり、平均 1 日当り 1,000 人中 2.3 人が生理休暇で休むということになる。これは、綿紡績工場の 0.34 %よりも低率である。請求したものの 1 人当り平均請求日数 1 月当り 1.4 日であり、全産業の平均 1.9 日を下まわる。

同じ 8 月について、女子職員自身の回答によると、生理休暇として休んだものは 100 人中 6.5 人であり、休まないものが大部分である。その請求日数は半数余が 1 日であり、第二位は 2 日日以上休んだものは非常に少い。

註 1）婦人労働統計資料 No. 9. 1952 年分 P. 37.

第55表　銀行の生理休暇請求率及び労働日損失率
1952年 8 月婦人少年局調

	請求率[1]	労働日損失率
	%	%
総数	4.1	0.23
都市銀行 小計	2.9	0.19
都市銀行 本店	3.0	0.21
都市銀行 支店	2.3	0.12
地方銀行 小計	6.6	0.32
地方銀行 本店	5.9	0.29
地方銀行 支店	16.9	0.72

註 1）請求率＝請求人員／在籍数×100
労働日数損失率＝延日数／25日×在籍数×100
使用者側の資料による。

以上の様に、請求人員からみても、請求日数からみても、銀行における生理休暇の請求は多くないのである。

第56表　銀行職員の生理休暇請求状況[1]
1952年 9 月婦人少年局調

請求状況	総数	都市銀行	地方銀行
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
休まなかつた	88.4	87.6	90.4
休んだ 小計	6.5	6.4	6.8
休んだ 1日	3.7	3.2	4.7
休んだ 2日	2.3	2.6	1.6
休んだ 3日	0.5	0.6	0.5
不明又は無記入	5.1	6.1	2.8

註 1）女子職員自身の回答による。

第57表　銀行の1人1回当り生理休暇請求日数
1952年 8 月婦人少年局調

	総数	都市銀行	地方銀行
	日	日	日
平均請求日数	0.05	0.04	0.06
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
請求したもの 小計	3.9	3.2	5.1
請求したもの 1日	2.2	1.7	3.0
請求したもの 2日	1.3	1.5	0.9
請求したもの 3日以上	0.4	0	1.2
請求しないもの	96.1	96.8	94.9

註 1）賃金台帳による。

第58表　銀行の生理休暇請求の難易[1]
1952年 9 月婦人少年局調

	総数	都市銀行	地方銀行
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
請求すればとれる	23.2	22.6	24.5
とれない事もないが、とりにくい	31.2	31.3	31.1
とりたくても全くとれない	5.9	6.8	4.0
とる必要を感じない	32.0	30.3	35.6
その他	3.1	3.8	1.6
不明又は無記入	4.6	5.3	3.2

註 1）女存職員の回答による。

その請求が難しいかどうかについて、女子職員自身の回答をみると、まず「とる必要がない」と答えているものが 30 %以上あるのが注目される一方、「とりたくても全くとれないもの」は少い（5.9%）が、「とれないこともないがとりにくい。」と答えているものも相当（31.2 %）ある。

第二章　銀行における婦人の賃金

――所定の初任給――昇給――現金給与総額――手取給与額
――賞与――退職金――その他の給与――

1　銀行女子職員の所定の初任給

銀行では初任給の決定に学歴を要素とするのが普通であり、特に都市銀行では例外なく、地方銀行でも過半数が初任給を学歴によつて差をつけている（第 59 表）。

たとえば、○○銀行（都市銀行）の給与規定の別表では（1953 年 4 月より実施のもの）

別表(一)　行員初任本給表
（昭和 28 年 4 月 1 日より実施）

旧制大学卒業後直ちに入行した者	2,420 円
新制大学　〃	2,320 円
新制短期大学　〃	2,070 円
新制商等学校　〃	1,900 円
新制中学校　〃	1,730 円

と定めてあり、この他に特別手当が月俸 4,000 円未満のものには 165 %つくことになつており、従つて、学歴が初任給に大きく影響する結果になる。他の銀行でも、その金額に多少の差はあるが大同小異である。一般に本俸は比較的低くて、手当がその何倍かになつている例がかなりみられる。これに

第59表　初任給決定基準に学歴を要素とする銀行数
1952年 9 月婦人少年局調

	総数	する	しない
総数	70	54	16
都市銀行	34	34	0
地方銀行	36	20	16

対して、年令で事務職員の初任給を決定するという場合は少く、特別の職種のものだけは、次の様に年令できめている場合もある。

××銀行給与規定

初任給料標準額

職種		給料(月給)	職種	給料(月給)
事務員	新制大学卒業者	2,800円	食堂員	2,000円
	新制高等学校卒業者	2,000円	自動車運転士	2,300円
タイピスト	新制高等学校卒業者	2,000円	汽罐士、電気工員、電話工員、製本員	2,100円
電話事務員	新制高等学校卒業者	2,000円	小使	1,700円
	新制中学校卒業者	1,700円	昇降機運転士、機械手	1,500円
受付		2,100円		
傭仕	満30才以上	2,000円		
	満30才未満	1,900円		

この様に、初任給の決定に学歴を重んずる銀行では、先にのべた様に、女子職員は原則として高等学校の新規卒業生のみを採用するから、ここでは、高等学校新規卒業生の初任給をみていくことにしよう。

各銀行の賃金制度に基いて 1952 年度の各銀行の初任給を計算してみると、同じ條件の場合、男女はほとんど差がみられない。扶養家族を持たない新制高校卒の 19 才の所定初任給を調べてみると(第 60 表)、男女間にはほとんど差がない。都市銀行の平均は女子 7,322 円、男子 7,396 円、で地方銀行ではかなり低くて、女子 5,959 円、男子 6,076 円で、男子に対する女子の割合は、都市銀行 99 %地方銀行 (98.2 %) である。

女子初任給の最高額は都市銀行 8,295 円、最低は 6,500 円であり、地方銀行は最高 8,160 円、最低

第 60 表　銀行所定の男女別平均初任給額
(高校新卒、19才、扶養家族なし)

1952年9月婦人少年局調

		女子			男子		
		計	本俸	手当	計	本俸	手当
		円	円	円	円	円	円
平均		6,622	2,625	3,997	6,718	2,650	4,068
都市銀行	小計	7,322	2,995	4,327	7,396	3,015	4,381
	本店	7,620	2,599	5,021	7,620	2,599	5,021
	支店	7,244	3,097	4,147	7,337	3,123	5,214
地方銀行	小計	5,959	2,275	3,684	6,076	2,304	3,772
	本店	5,858	2,472	3,416	6,010	2,504	3,506
	支店	6,176	1,683	4,493	6,276	1,702	4,574

註 1)　賃金規則にもとづいて各銀行の賃金計算係が計算した結果を、調査銀行数で算術平均した結果であり、現在働いている職員の初任給の平均ではない。

8,700 円であり、地方銀行の場合は銀行によつ初任給の開きが大きい。

一般に就業規則等により初任給で男女の差をつけている銀行は少いが (第 62 表)、これは地方銀行の方に例が多い。

第 61 表　所定の男女別初任給額[1]別銀行数
1952年8月婦人少年局調

初任給[1]	都市銀行		地方銀行	
	女	男	女	男
総数	34	34	36	36
3,000円未満	0	0	0	0
4,000円未満	0	0	1	1
5,000円〃	0	0	7	6
6,000円〃	0	0	9	10
7,000円〃	9	0	11	8
8,000円〃	19	19	6	9
9,000円〃	6	6	2	2
9,000円以上	0	0	0	0

註 1)　第 60 表の注参照。

第 62 表　初任給の男女差の有無[1]別銀行数
1952年8月婦人少年局調

	総数	あり				なし
		小計	本俸	手当	本俸と手当	
都市銀行 小計	34	4	0	2	2	30
都市銀行 本店	7	0	0	0	0	7
都市銀行 支店	27	4	0	2	2	23
地方銀行 小計	36	7	1	1	5	29
地方銀行 本店	27	6	1	1	4	21
地方銀行 支店	9	1	0	0	1	8

註 1)　就業規則等による所定の初任給。

たとえば、

(1)　本俸諸手当とも差がある場合

北3銀行 (都市銀行支店)

新制高校新卒者　男　本俸　7,000 円 + 臨時手当　1,554 円　(本俸 7,000 以上 10,000 円未満はその 22 %)

〃　女　〃　6,650 円 + 〃　1,430 円　(本俸 7,000 円未満はその 21.5 %)

ときめてある。

(2)　手当だけに差のあるもの

たとえば、兵3銀行 (都市銀行)

本俸	女子 3,300 円	男子 3,300 円
独立生計手当	0	500　(独立して生計を営むものに支給)
物価手当	2,970	3,127　〔(本俸+独立生計手当) の 90 %〕
特別補給金	1,003	1,127　〔(本俸+独立生計手当+物価手当) の 16 %〕
合計	7,237	8,447

となつており、独立生計手当は普通、女子には、該当者がないのでこの様な差を生じる。

(3)　本俸だけ差のあるもの

たとえば、

島1銀行 (地方銀行) では、

本俸	女 2,800 円	男 3,000 円
食事手当	300	300
被服手当	300	300
勤務手当	300	300
合計	3,700 円	3,900 円

としている。以上にあげた例はいずれも、銀行所定の高校新規卒業生に与えられるべき初任給である。

▌ 銀行女子職員の昇給

以上の様な初任給で入行した新制高校新規卒業生、19才のものが、入行後1年たつた時の所定の給与額を計算してみると（第63表）、都市銀行の平均は女子 7,863円、男子 8,096円、地方銀行は女子 6,419円、男子 6,672円である。男子に対する女子の給与額の割合は都市銀行では97%、地方銀行96%で、1年前の初任給に比べて男女間の差が幾分大きくなつている。これは、昇給額が殊に諸手当の

第63表　入社後1年の所定の平均給与額
（高校卒 19才のものの入社後1年目）

1952年9月婦人少年局調

		女子				男子			
		給与額			昇給額	給与額			昇給額
		計	本俸	手当		計	本俸	手当	
		円	円	円	円	円	円	円	円
都市銀行	小計	7,863	3,208	4,655	546	8,096	3,256	4,840	703
	本店	8,218	2,769	5,449	604	8,321	2,771	5,550	707
	支店	7,768	3,327	4,441	531	8,035	3,386	4,649	701
地方銀行	小計	6,419	2,253	4,166	506	6,672	2,414	4,258	727
	本店	6,304	2,386	3,918	480	6,569	2,592	3,977	776
	支店	6,754	1,871	4,883	582	6,970	1,901	5,069	587

註　1）70銀行の規則により計算した結果。

第64表　高校卒入社後1年の男女職員の給与差の有無別銀行数

1952年9月婦人少年局調

昇給額の男女差[1]		総数	あり	なし	不明
		銀行	銀行	銀行	銀行
都市銀行	小計	34	16	17	1
	本店	7	2	5	0
	支店	27	14	12	1
地方銀行	小計	36	14	21	1
	本店	27	12	14	1
	支店	9	2	7	0

註　1）新制高校新卒者が入行後1年目に所定給与額がいくらになるかを各銀行の規程により計算し、それと初任給（所定）との差を昇給額とし、その男女差の有無を調べた結果であり、現在、在籍の男女行員の昇給額に差があるかどうかを問題にしたものではない。

第65表　高校卒入社後1年の男女別昇給額別銀行数

1952年9月婦人少年局調

昇給額[1]	都市銀行		地方銀行	
	女	男	女	男
	円	円	円	円
平均額	546	703	506	727
	銀行	銀行	銀行	銀行
総数	34	34	36	36
200円以下	1	0	1	2
200～400円未満	10	8	13	10
400～600〃	6	2	12	11
600～800〃	13	13	4	4
800～1,000〃	2	4	2	3
1,000～1,200〃	0	3	2	1
1,200～1,400〃	1	3	0	2
1,400円以上	0	0	1	2
不明	1	1	1	1

註　1）新制高校新卒者が入社後1年後に所定の給与額が幾ばくになるかを計算し、それと所定の初任給額との差を昇給額とした。ここれは現在、その様な労働者がいるか、いないか別問題として、各銀行の規程によつて計算した結果である。

男女によつて開きのある銀行が相当にあるため（第64表）に、生じたもので、各銀行の昇給額は都市銀行は女546円、男703円であり、地方銀行は女506円、男727円で、都市銀行では平均157円、地方銀行では221円、男子の方が多く昇給することとなる（第65表）。しかし、この昇給額は店によつて相当の開きがあり、女子では最低100円、最高 1,280円、男子では最低100円、最高 2,607円の昇給をする。しかし、最も多い例は、都市銀行では男女とも600円以上800円未満であり、地方銀行では600円未満である。以上はいずれも、就業規則（給与規程）等によつて計算した結果であり、実際に在籍した男女職員間にこの様な差がみられたということを云つているのではない。

実際の昇給率について男女間に差があるか否かを銀行側に質問した結果では（第66表）、男女の昇給率には差はないと答えた銀行は約 20 %で、他は、勤務成績、能率、仕事の内容が異るから、昇給率は数年の中に異つてくると答えているものが多い。

第66表　銀行の男女職員の昇給率の差の有無及び理由[1]（銀行数）

1952年9月婦人少年局調

	総数	都市銀行			地方銀行		
		小計	本店	支店	小計	本店	支店
総数	70	34	7	27	36	27	9
1）昇給率に男女の差なし	14	4	1	3	10	7	3
2）昇給率は個人の能力、能率によるため原則としては男女の差別はない	7	4	0	4	3	3	0
3）昇給時の決定基準に能率、将来性が含まれるので男女により差が生じる	9	5	2	3	4	4	0
4）数年間は同一であるが、その後は能率、将来性等により男女の昇給率に差が生ずる	19	10	4	6	9	5	4
5）仕事の内容が異るため昇給率にも男女の差がある	4	3	0	3	1	1	0
6）昇給の決定は勤務成績によるため男女に差が生じる	1	0	0	0	1	1	0
7）その他昇給時に男女差がある	15	8	0	8	7	6	1
8）不明	1	0	0	0	1	0	1

註　1）使用者の回答による。

Ⅳ　銀行女子職員の平均現金給与額

イ、現金給与平均額及び月額別分布

以上にのべてきたところは、すべて、各銀行の就業規則等によつてきめられている給与の内容からみた結果であるが、ここでは、現実に働いている女子職員の調査前月に支給された給与額をみていくこととした。

調査前月（1952年8月）分の銀行女子職員の給与総額の平均は 9,764円で、男子は 24,821円である（第67表）。これは一般の産業に比べてかなり高水準である。参考に当時の毎月勤労統計調査（規模 30 人以上）をみると、全国の女子労働者の平均現金給与額は、

全産業	7,254円	製造業	6,574円
金融及保険業	9,337円	運輸通信業	8,957円

となつており、銀行の給与は平均して、女子労働者の平均より約 30 %以上高くなつている。

第 67 表　銀行男女職員の1カ月1人当り平均現金給与額[1]

1952年8月　婦人少年局調

		総数	女	男
		円	円	円
総数	現金給与総額	18,585	9,764	24,321
	毎月きまつて支給する給与	18,151	9,541	23,749
	臨時に支給する給与	434	223	572
都市銀行	現金給与総額	20,565	10,402	27,747
	毎月きまつて支給する給与	20,260	10,296	23,303
	臨時に支給する給与	305	106	444
地方銀行	現金給与総額	15,978	8,818	20,141
	毎月きまつて支給する給与	15,374	8,422	19,415
	臨時に支給する給与	604	396	726

註 1)　経営者側備え付の賃金台帳から一定の抽出率（序論参照）により任意抽出した男女労働者の給与を合計し、都市銀行、地方銀行の抽出率に従つてウエイトをかけて、ユニヴァースに引きなおして平均額を出したものである。

次に、これら銀行職員の給与額別分布をみると、女子の給与は 7,000 円以上 11,000 円未満の層に約

第 68 表　銀行職員男女別現金給与額別分布

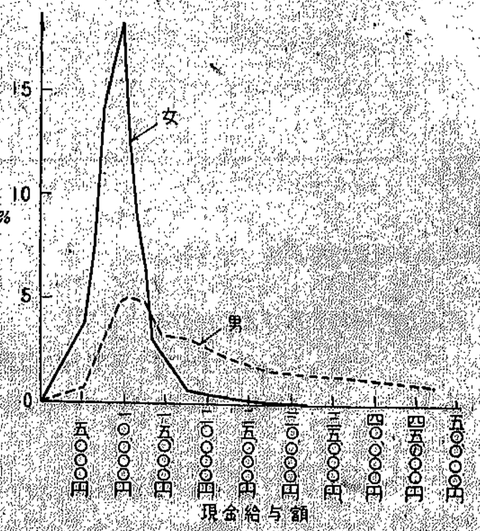
（1952年8月）　婦人少年局調

給与額分布	女	男
	%	%
総額	100.0	100.0
5,000 円未満	1.9	0.2
5,000以上6,000円未満	4.0	0.8
6,000～ 7,000 〃	7.6	1.3
7,000～ 8,000 〃	14.3	2.3
8,000～ 9,000 〃	16.1	3.8
9,000～10,000 〃	18.1	4.7
10,000～11,000 〃	12.7	5.1
11,000～12,000 〃	8.8	4.9
12,000～13,000 〃	6.5	4.8
13,000～14,000 〃	3.0	4.0
14,000～15,000 〃	2.3	3.3
15,000～20,000 〃	3.3	18.5
20,000～25,000 〃	1.0	10.6
25,000～30,000 〃	0.3	8.3
30,000 円以上	0.1	30.4

註 1)　第67表の註参照。

第 6 図　銀行職員の男女別月額現金給与額別分布

1952年8月　婦人少年局調

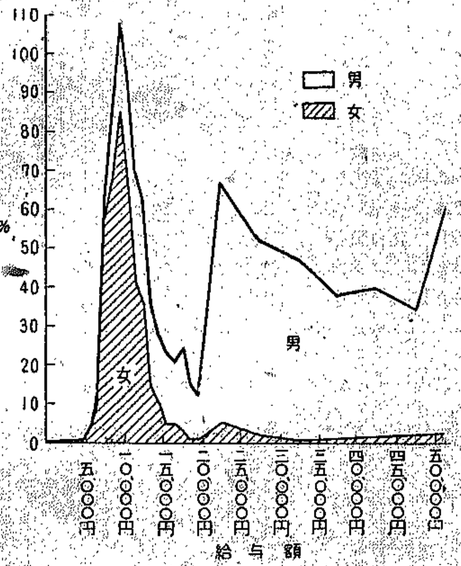


60 %が含まれるのに対し、男子は分散度が大きい一方、高額所得者が比較的多く、月額 30,000 円以上のものが約 40 %をしめる（第 68 表、第 6 図）。

従つて銀に全体の給与額別の男女構成は、比較的低賃金の層は大部分女子でしめられ、反対に高賃金の層は男子でしめられるという結果になる。問題をかんたんにするために、都市銀行の全職員の現金給与額別分布（第 7 図）の中、女子でしめられる部分をみると第 7 図の様になり、月額 12,000 円未満の層はほとんどが女子でしめられ、20,000 円以上の層はほとんどが男子でしめられている。地方銀行の場合もほぼ同様である（第 8 図）。

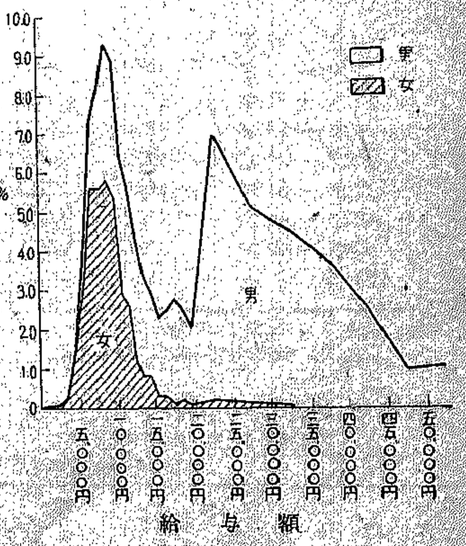
第 7 図　銀行職員の現金給与月額別分布

1952年8月　婦人少年局調



第 8 図　銀行職員の現金給与月額別分布

1952年8月　婦人少年局調



第 69 表　銀行の男女別、年令階級別平均現金給与額[1]

1952年8月婦人少年局調

年齢別	総数		都市銀行		地方銀行	
	女	男	女	男	女	男
	円	円	円	円	円	円
総数	9,764	24,321	10,402	27,747	8,818	20,141
20才未満 小計	7,624	8,247	8,301	9,396	6,842	7,408
15才～17才	5,960	6,810	6,803	8,010	5,101	6,630
18才～19才	7,872	8,299	8,509	9,411	7,122	7,451
20才～24才	9,553	11,602	10,046	12,287	8,780	10,791
25才～29才	12,266	17,224	12,546	18,619	11,826	15,824
30才～34才	13,399	24,564	13,601	27,914	12,982	20,326
35才～39才	13,274	29,878	14,191	33,360	11,350	24,112
40才～44才	14,345	35,278	16,112	38,580	9,927	29,277
45才～49才	13,304	38,413	13,901	42,627	12,109	31,719
50才以上	12,827	35,721	13,142	41,322	12,374	30,771

註 1)　賃金台帳による。第67表の註参照。

ロ、年令別賃金格差

銀行では、男子の職員の給与は年令が増加するに従つて可成、大巾に上昇していくが、女子職員の場合はその巾が比較的小さい。採用條件の項でふれた様に女子の新採用年令と推定される 18～19 才を基準とすると、女子は 7,872 円で、その給与が最高に達する 40～45 才でも平均 14,345 円で 18～19 才の 2 倍に達しない。ところが男子の場合は 18～19 才では平均 8,299 円であるが、最も給与の高い層は 45～49 才の人たちで、平均 38,413 円となり 18～19 才の 4 倍半以上となる（第 69、70 表、第 9 図）。しかも、女子の場合はこの様に最高の給与を得られる 40～44 才に達するものは極めて僅かである（第 71 表）のに対し、男子は約 35 %が 40 才以上である。

第 70 表　銀行の男女別、年令階級別給与の格差[1)2)]

1952年 8 月婦人少年局調

年齢別	総数		都市銀行		地方銀行		女子の男子に対する割合[2)]
	女	男	女	男	女	男	
	%	%	%	%	%	%	%
15 才～17 才	75.8	82.3	79.9	85.1	71.6	89.0	87.5
18 才～19 才	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	95.0
20 才～24 才	123.0	141.0	118.0	131.0	123.0	145.0	82.0
25 才～29 才	156.0	209.0	147.0	198.0	166.0	212.0	71.1
30 才～34 才	170.0	296.0	160.0	297.0	182.0	273.0	53.8
35 才～39 才	169.0	362.0	167.0	354.0	159.0	324.0	44.4
40 才～44 才	183.0	427.0	189.0	410.0	139.0	393.0	40.7
45 才～49 才	170.0	465.0	163.0	453.0	170.0	426.0	34.6
50 才以上	163.0	432.0	154.0	439.0	174.0	413.0	35.8

註　1）基準は 18才～19才＝100.
　　2）総数についての比率である。

第 71 表　銀行の年令階級別、男女別平均現金給与月額[1)]及び職員分布

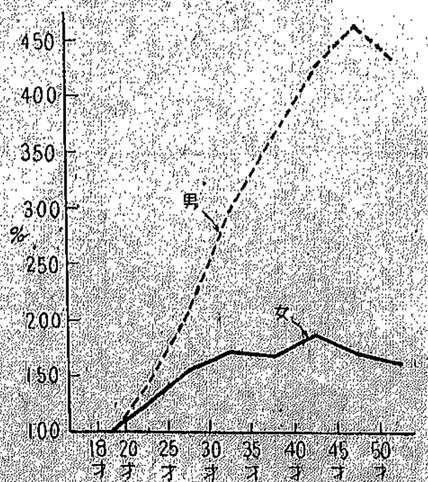
1952年 8 月婦人少年局調

年齢別	女		男	
	平均現金給付額	分布	平均現金給付額	分布
	円	%	円	%
総数	9,764	100.0	24,321	100.0
20 才未満（小計）	7,624	25.4	8,247	6.5
15～17才	5,960	3.3	6,810	0.2
18～19才	7,872	22.1	8,299	6.3
20～24 才	9,553	53.0	11,602	21.2
25～29 才	12,266	11.4	17,224	15.8
30～34 才	13,399	3.0	24,564	11.3
35～39 才	13,274	1.9	29,878	10.3
40～44 才	14,345	1.6	35,278	10.9
45～49 才	13,304	2.0	38,413	12.3
50 才以上	12,827	1.7	35,721	11.7

註　1）賃金台帳により個人別に調査した結果であり、都市銀行、地方銀行別に抽出率に従つてウエイトをつけ、総数にひきなおしたものである。

第 9 図　銀行の男女別年令階級別給与の格差（総数）

1952 年 8 月　婦人少年局調



ハ、勤続年数別賃金格差

次に、勤続年数によつて賃金がどの位、差があるかをみると、やはり、女子は男子に比べて上昇の割合が大分低くなつている（第 72 表）。勤続 6 ケ月未満を基準としてみると、女子は平均 7,547 円、勤続 10 年以上 15 年未満で 10,290 円で 6 ケ月未満のものの約 2 倍、20 年以上勤続したものがようやく 2 万円を越えて、6 ケ月未満の 3 倍弱に達する。これに対して、男子は 6 ケ月未満で既に 11,373

第 72 表　銀行の勤続年数階級別、男女別平均現金給与[1)]月額

1952年 8 月婦人少年局調

勤続年数別	総数		都市銀行		地方銀行	
	女	男	女	男	女	男
	円	円	円	円	円	円
総数	9,764	24,321	10,402	27,747	8,818	20,141
5 年未満（小計）	8,982	14,640	9,432	15,586	8,309	13,750
6 ケ月未満	7,547	11,373	8,113	12,288	6,924	10,760
6ケ月～1年未満	8,845	17,397	9,169	16,828	8,695	17,547
1年～2年未満	9,299	13,612	8,990	13,104	9,748	14,007
2年～3年未満	9,071	15,467	9,840	16,725	7,718	13,809
3年～4年未満	9,272	15,515	9,763	15,912	8,366	14,863
4年～5年未満	9,741	18,192	10,172	20,609	8,873	14,841
5年～10年未満	10,290	22,286	11,105	24,050	9,191	20,600
10年～15年未満	14,571	30,371	14,991	31,891	13,764	26,751
15年～20年未満	17,943	37,537	18,469	39,652	15,378	33,074
20 年以上	20,976	43,851	22,043	48,056	10,573	36,305
不明又は無記入	10,736	23,692	-	-	10,736	23,692

註　1）賃金台帳により個人別に調査した結果である。第67表の註参照。

第 73 表　銀行の男女別勤続年数階級別給与の格差

1952年 8 月婦人少年局調

勤続年数別	総数		都市銀行		地方銀行		女子の男子に対する割合
	女	男	女	男	女	男	
	%	%	%	%	%	%	%
6 カ月未満	100	100	100	100	100	100	66.4
6カ月～1年未満	117	153	113	137	126	163	60.8
1 年～2年未満	123	120	111	107	141	130	68.3
2 年～3年未満	120	136	121	136	111	128	68.6
3 年～4年未満	123	136	120	129	121	138	69.8
4 年～5年未満	129	160	125	168	128	138	53.5
5 年～10年未満	136	196	137	196	133	191	46.2
10年～15年未満	193	267	185	260	199	249	48.0
15年～20年未満	238	330	228	323	222	307	47.6
20 年以上	278	386	272	391	153	337	47.8

註　1）総数についての比率である。第67表の註参照。

円であり、女子の勤続 10～15 年の平均給与額を上まわるが、これが約2倍となるのは勤続 10 年以上 15 年未満で平均 22,286 円、勤続 20 年以上ともなれば6月勤続のほゞ4倍に達し、平均 43,851 円をとるようになる。しかも、女子の場合、10 年以上勤続するものは極めて少く（5.5％）のに対して、男子は約 40 ％は勤続 10 年以上のものであるから、一般に女子の給与は低い層に集結する結果となる（第 74 表）。

第74表　銀行の勤続年数別、男女別平均給与月額[1]及び職員の分布[2]

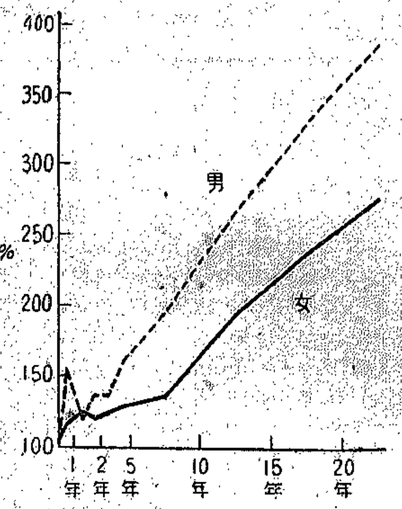
1952年8月婦人少年局調

勤続年数別	女 平均現金給与額	女 分布	男 平均現金給与額	男 分布
	円	%	円	%
総数	9,764	100.0	24,321	100.0
5年未満 小計	8,982	65.0	14,640	46.1
6月未満	7,547	12.9	11,373	10.0
6月～1年未満	8,845	3.5	17,397	3.3
1年～2年未満	9,299	12.4	13,612	11.4
2年～3年未満	9,071	8.0	15,467	7.3
3年～4年未満	9,272	14.2	15,515	7.8
4年～5年未満	9,741	14.0	18,192	6.3
5年～10年未満	10,290	29.5	22,286	19.1
10年～15年未満	14,571	4.1	30,301	10.9
15年～20年未満	17,943	0.7	37,537	7.4
20年以上	20,976	0.7	43,851	16.5

註 1）賃金台帳により個人別に調査した結果である。都市銀行、地方銀行別に抽出率に従ってウエイトをかけた、総数の平均である。

第 10 図　銀行の男女別勤続年数階級別給与格差

1952年8月　婦人少年局調



勤続年数基準勤続6ヶ月未満＝100

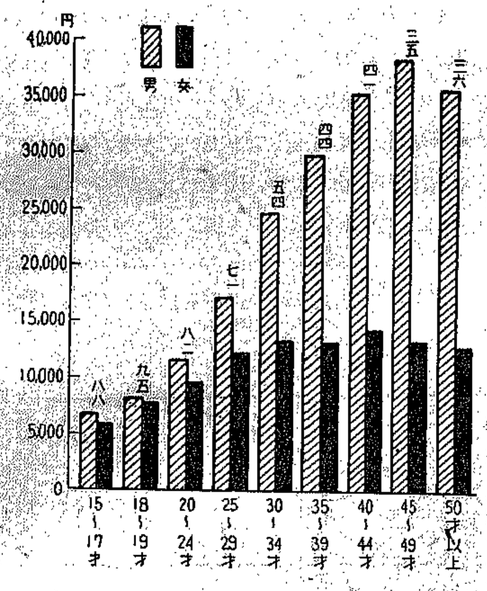
ニ、男女別賃金格差

上にのべた様に、調査前月（1952年8月）分の平均給与月額は、女子 9,764 円に対し、男子は 24,321 円で、女子は男子の 40.6 ％にすぎない。この開きは、全産業の 44 ％（当時の毎月勤労統計による）に比べるとやゝ大きいが、学歴、年令、勤続年数が男子に比べて一般に低いこと、及び女子には扶養家族のないものが多いこと等が、大きな原因となつていると思われる。

事実、年令 18～19 才の層では（第 11 図）、女子の平均現金給与額の男子に対する割合は 95 ％となつている。しかし、この開きは、年令の高くなるに従つて大きくなり 30～34 才では女子は男子の約2分の1となり、40～45 才ではその割合は 34.6 ％とへだたつてくる。これは前にのべた様に、男子の力が年令による賃金の差が大きいためである。

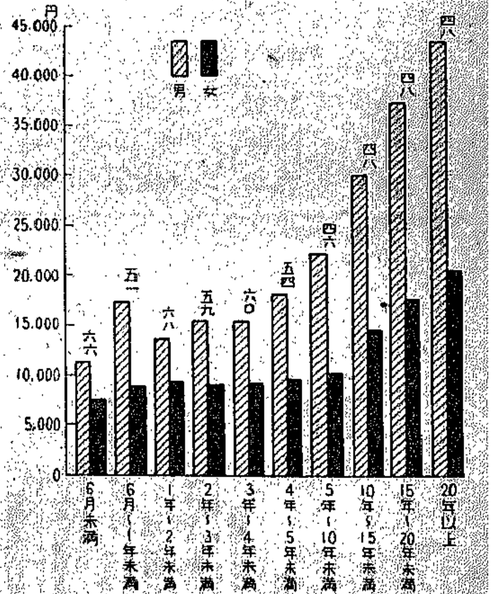
又勤続年数を同じくする男子職員の給与の格差も、勤続が長くなる程大きくなるが、男子の採用條件が主として大学卒業者であるのに対し、女子は高校卒業者であることを反影して、勤続6月未満の層でもすでに、男女の開きは 66.4 ％となつている。5年以上勤続の女子は、同じ勤続の男子の半分以下であり、20年以上勤続した女子職員の平均給与額は、5年以上 10 年未満の男子のそれよりも低くなつている。

第 11 図　銀行の年令階級別給与の男女格差



註 1）図中の日本数字は女子の男子に対する％

第 12 図　銀行職員の勤続年数階級別給与の男女格差



註 1）図中の日本数字は女子の男子に対する％

又、扶養家族のない男女職員の給与を比べてみると、女子は平均 9,453 円で男子 12,508 円の約 76 ％であり、総平均額の割合よりも幾分高いが、なお、男女の間の開きは相当に大きい（第 75 表）。

第 75 表　銀行男女職員の扶養家族数別平均給与月額[1]

1952年8月婦人少年局調

扶養家族	総数 女 実数[1]	総数 女 比率	総数 男 実数	総数 男 比率	都市銀行 女 実数	都市銀行 女 比率	都市銀行 男 実数	都市銀行 男 比率	地方銀行 女 実数	地方銀行 女 比率	地方銀行 男 実数	地方銀行 男 比率
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
総平均	9,764	103.3	24,321	194.4	10,402	103.7	27,747	206.8	8,818	102.3	20,141	174.5
0 人	9,453	100.0	12,508	100.0	10,029	100.0	13,419	100.0	8,618	100.0	11,542	100.0
1 〃	13,426	142.0	23,269	186.0	13,888	138.5	25,339	188.8	12,255	142.2	20,905	181.1
2 〃	13,640	144.3	26,878	214.9	15,002	149.6	30,628	228.2	11,505	133.5	22,382	193.9
3 〃	16,295	172.4	31,005	247.9	20,527	204.7	35,600	265.3	11,413	132.4	24,475	212.1
4 〃	10,843	114.7	33,909	271.1	12,306	122.7	38,418	286.3	8,648	100.3	27,368	237.1
5 〃	8,200	86.7	36,243	289.8	8,200	81.8	39,884	297.2	–	–	30,600	265.1
6 人以上	27,656	292.5	39,455	315.4	–	–	44,902	334.6	27,656	320.9	33,670	291.7

註 1）賃金台帳による。
2）比率は扶養家族0人＝100とする

第76表　都市銀行、地方銀行の給与格差

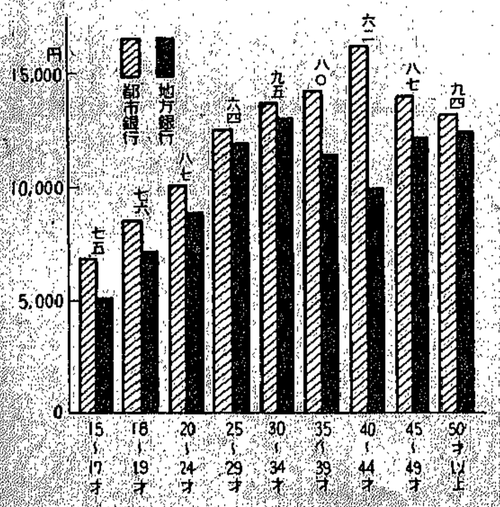
（1952年8月）　婦人少年局調

性別	平均現金給与額		都市銀行に対する地方銀行の割合
	都市銀行	地方銀行	
	円	円	%
総数	20,565	15,978	77.5
女	10,402	8,818	84.9
男	27,747	20,141	72.5

註 1）賃金台帳による。

第13図　都市銀行と地方銀行の年令別給与格差

1952年8月　婦人少年局調



註 1）図中の日本数字は地方銀行の都市銀行に対する%

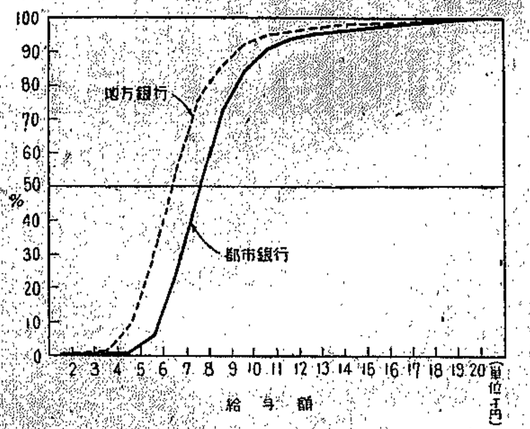
ホ、都市銀行と地方銀行の賃金格差

都市銀行と地方銀行の現金給与額を比較してみると、一般に都市銀行の方が 20 %以上高くなつている。しかし、この差は女子職員よりも男子職員の方が大きい傾向がみられる（第 76 表）。

年令階級別の平均賃金でみると、年令が高い層では、都市銀行と地方銀行の開きが比較的少い傾向がみられる（第 13 図）。

第14図　銀行女子職員の手取給与額別累積分布

1952年8月　婦人少年局調



第77表　銀行女子職員の平均手取給与額[1]及び給与額別累積分布

1952年8月　婦人少年局調

	総数	都市銀行	地方銀行		総数	都市銀行	地方銀行
平均手取給与額	円 7,818	円 8,191	円 7,070	7,000～8,000円未満	% 58.1	% 49.5	% 75.0
	%	%	%	8,000～9,000 〃	77.4	73.3	86.4
数	100.0	100.0	100.0	9,000～10,000 〃	86.9	84.3	91.9
2,000円未満	0.1	0.1	0.1	10,000～11,000 〃	92.5	91.2	95.0
2,000～3,000円未満	0.2	–	0.3	11,000～12,000 〃	94.8	93.8	96.7
3,000～4,000 〃	0.8	0.2	2.0	12,000～13,000 〃	96.1	95.3	97.8
4,000～5,000 〃	4.0	1.1	9.7	13,000～14,000 〃	97.2	96.5	98.7
5,000～6,000 〃	13.4	6.5	29.2	14,000～15,000 〃	98.1	97.7	98.9
6,000～7,000 〃	34.7	24.6	54.8	15,000～20,000 〃	100.0	100.0	100.0

註 1）女子職員自身の回答による。

V 手取給与額

銀行女子職員の手取給与を調査前月（1952年8月）についてみると、平均 7,818円（都市銀行 8,191円地方銀行 7,070円）で、半数以上が 7,000円未満であり（第 77 表及び第 14 図）、10,000 円以上は 7.5 %、20,000 円をこえるものは 1 人もない。

VI 賞与

第78表　年間賞与回数別銀行数

1952年9月婦人少年局調

		都市銀行	地方銀行
数総		34	36
1年	1回	0	2
	2回	26	20
	3回	0	1
	4回	8	12
なし		0	1

銀行では都市銀行、地方銀行の別なく、95 %は賞与を支給している。その回数は、年 2 回が最も多く、年 4 回も第二位に多い（第 78 表）。

賞与の時期は、3 月、9 月の決算期には大半の銀行が賞与を支給しており、12 月、6 月がこれに次いでいる（第 79 表）。

調査時期（1952年9月）に最も近く支給された賞与の最高と最低を経営者側の資料でみると、第80表の通りである。一般に都市銀行が地方銀行より高く、本店の方が支店より高い。又、女子は男子に比べてはるかに低い。

第79表　賞与支給月別銀行数

1952年9月婦人少年局調

	調査銀行数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
都市銀行	34	–	–	30	2	–	5	4	1	30	2	–	10
地方銀行	36	–	–	25	2	–	13	2	4	25	2	–	20

註 1）調査銀行数と数総とが合わないのは、賞与の支給回数年 1 回～4 回の分を全部含めたからである。

第80表　銀行の最近支給された賞与の最高及び最低平均額[1]

1952年9月婦人少年局調

		最高		最低	
		女	男	女	男
		円	円	円	円
都市銀行	小計	13,379	77,627	4,735	5,452
	本店	24,508	78,036	4,599	5,284
	支店	10,132	77,506	4,774	6,064
地方銀行	小計	11,999	33,384	3,643	4,258
	本店	12,362	33,534	3,227	3,828
	支店	10,818	32,881	5,046	5,712

註 1）調査時に最も近い時期に支給された各店の男女の賞与の最低と最高額をそれぞれ平均したものである。

Ⅶ 退　職　金

銀行では退職金に関する規程を持つているのが普通で、大体、就業規則の一部又は附則となつている（第81表）。

第81表　退職金規程の有無別銀行数

1952年8月婦人少年局調

	事業所数	あり						なし	不明
		数総	就業規則	労働協約	労働協約就業規則	その他	不明		
都市銀行	34	33	23	0	7	1	2	1	0
地方銀行	36	30	14	1	7	8	0	4	2

この規程に従つて、新制高校を卒業した一般の女子職員が3年勤続したものとして、どの位の退職金が支給されるかを経営者側に計算してもらつた結果は（第82表）、かなり、まちまちであるが、都市銀行では最低1,600円未満、最高10,000～11,000円となつており、各銀行の平均は5,373円、地方銀行では、最低1,300円未満、最高17,000円で平均6,093円となつている。大体、3年勤続者の平均賃金は、1952年8月現在で、都市銀行9,753円、地方銀行8,366円（第72表参照）であるところからみれば、3年勤続の退職金は1月分の賃金を下まわるものの様である。これは退職金の基準が給与総額でなく、いわゆる本俸との何%となつている場合が多いためであろう。

第82表　勤続三年の女子の退職金額別銀行数

1952年8月婦人少年局調

	都市銀行	地方銀行		都市銀行	銀方銀行
平均	円 5,373	円 6,093	9,000～10,000円未満	銀行 –	銀行 1
	銀行	銀行	10,000～11,000 〃	1	1
総数	34	36	11,000～12,000 〃	–	–
1,000 円 未 満	–	–	12,000～13,000 〃	–	–
1,000～2,000円未満	1	3	13,000～14,000 〃	–	2
2,000～3,000 〃	3	1	14,000～15,000 〃	–	–
3,000～4,000 〃	4	4	15,000～16,000 〃	–	–
4,000～5,000 〃	3	2	16,000～17,000 〃	–	–
5,000～6,000 〃	4	5	17,000～18,000 〃	–	1
6,000～7,000 〃	5	2	18,000円以上 〃	–	–
7,000～8,000 〃	5	–	不明又は無記入	7	12
8,000～9,000 〃	1	2			

又、女子の退職金に関する規程で注目されるのは、結婚による退職の場合、支給率がよくなつている例がみられることである。たとえば、

愛3銀行（都市銀行）

結婚出産による退職は勤続10年未満でも勤続10年の者と同率で（5年以上10年未満、本俸の14月分）（5年未満は本俸の0.6月分）となつている。

Ⅷ その他の給与（事務服の貸与又は支給）

以上にのべてきた給与の他、銀行では事務服の貸与又は給与が普通行われている（第83表）。たゞ地方銀行の一部には全く支給していないところもある。この事務服の貸与又は、支給はどの銀行でも全女子職員に対して行われているが、男子もふくめた全職員がこの恩恵に浴している場合は比較的少い（第84表）。

第83表　職員に対する事務服の貸与又は支給の有無別銀行数

1952年9月婦人少年局調

銀行種類別		事業場数	全く支給していない	貸与している	その他
都市銀行	小計	34	0	34	0
	本店	7	0	7	0
	支店	27	0	27	0
地方銀行	小計	36	5	29	2
	本店	27	4	22	1[1]
	支店	9	1	7	1[2]

註　1）鳥1銀行――被服手当を一率に300円支給する。
　　2）愛5銀行――夏500円、冬750円を支給して各自で作らせる。

第84表　銀行の事務服の貸与又は支給を受ける職員の種類

1952年9月婦人少年局調

銀行種類別		事業場数	全職員[2]	全女子職員	全女子職員と一部の男子の係	その他[1]
都市銀行	小計	34	8	13	13	0
	本店	7	1	3	3	0
	支店	27	7	10	10	0
地方銀行	小計	29	2	16	9	2
	本店	22	1	13	7	1
	支店	7	1	3	2	1

註　1）出納係の男女だけに白衣（富2銀行）
　　出納係の女子のみ（愛2銀行）
　　2）全職員に対する給付には、3銀行では男子には背広又は背広服地を給付している。

第　三　部

銀行における婦人のための職場施設

第一章　銀行女子職員のための職場施設

——食事施設——休憩施設——更衣施設——

I　食　事　施　設

イ、食　　事

銀行では、都市銀行、地方銀行をとわず、約80％は職員用の食堂を持つており、そのほとんどは、男女共に食事をするようになつている。たゞ本店に比べて、支店の方に、専用の食堂のないものが多く、殊に、地方銀行の支店にこの傾向が強い（第85表）。その場合は、たとえば、

宮2銀行（地方銀行本店）では10畳の落ちついた部屋が男女の食堂にあてられているが、男子職員が将棋囲碁等に利用するので女子はほとんど利用しない。

大6銀行（地方銀行支店）では三畳の事務室で食事をとる。

などである。

第85表　銀行職員の食事をとる場所

1952年9月婦人少年局調

銀行種類別		事業場総数	食堂あるもの[1]	他の用途の室を利用[2]	自席で食事する
都市銀行	小計	34	28	6	0
	本店	7	7	0	0
	支店	27	21	6	0
地方銀行	小計	36	29	6	1
	本店	27	24	2	1
	支店	9	5	4	0

註　1）都市銀行1、地方銀行2は各に接する部門（例、営業部）だけ食堂を使い、他は自席で食事する。
　　2）更衣室、娯楽室、小便室、宿直室、会議で食事をとる場合である。

第86表　職員に対する昼食支給の有無別銀行数

1952年9月婦人少年局調

銀行種類別		事業場数	有	無
都市銀行	小計	34	25	9
	本店	7	4	3
	支店	27	21	6
地方銀行	小計	36	7	29
	本店	27	7	20
	支店	9	0	9

その反面、清潔で明るい近代的な施設を持つている銀行も少くない。

ロ、昼食の支給

この様に大部分が食堂を持つている銀行で、職員に対して昼食の用意をしているかどうかをみると、都市銀行では70％が支給しているが、地方銀行では、ほとんどが、支給していない（第86表）。その昼食の内容は、最も多いのが副食だけであり、主食だけ支給している場合はほとんどない（第87表）。

第87表　銀行で支給される昼食の種類

1952年9月婦人少年局調

銀行種類別		事業場数	主食・副食	主食だけ	副食だけ	不明
都市銀行	小計	25	7	1	16	1
	本店	4	2	0	2	0
	支店	21	5	1	14	1
地方銀行	小計	7	2	0	4	1
	本店	7	2	0	4	1
	支店	0	0	0	0	0

この様に銀行の食堂で職員のために用意する主食又は副食に対して、職員が費用を負担する方が、いずれかと云えば多いのである。つまり、多くの銀行の食堂では、副食を職員に有料で提供しているのである（第88表）。

第88表　支給される昼食の職員負担有無別銀行数

1952年9月婦人少年局調

銀行種類別		事業場数	有	無	不明
都市銀行	小計	25	15	10	0
	本店	4	3	1	0
	支店	21	12	9	0
地方銀行	小計	7	4	2	1
	本店	7	4	2	1
	支店	0	0	0	0

II　女子職員のための休けい施設

イ、女子用休けい室

先にみた様に、銀行の女子職員の休けい時間は、普通、交代で与えられているし、営業部など対人関係の部門では作業場での休けいということは考えられない。従つて、休けい室は必要なものとなるわけであるが、案外、その点に意が用いられていない銀行がある（第89表）。

第89表　女子職員の休けい室種類別銀行数

1952年9月婦人少年局調

銀行種類別		事業場数	有						無
			小計	独立している	食堂と兼用	宿直室と兼用	更衣室と兼用	その他	不明	
都市銀行	小計	34	28	10	11	2	0	1	4	6
	本店	7	5	3	1	0	0	1	0	2
	支店	27	23	7	10	2	0	0	4	4
地方銀行	小計	36	27	3	15	4	2	0	3	9
	本店	27	19	2	12	2	2	0	1	8
	支店	9	8	1	3	2	0	0	2	1

第90表　銀行女子職員の休けい時間をすごす場所[1]
1952年9月婦人少年局調

	都市銀行	地方銀行
調査銀行数[1]	34	36
休憩室・(婦人室)	9	9
ピンポン室・テニスコート	4	0
図書室・娯楽室	2	2
食堂	19	21
屋上・庭	6	6
近所の散歩	3	2
職場・店内	3	5
講堂・ロビー・喫煙室・予備室 会議室・更衣室・宿直室・小使室	19	11

註1）経営者に対しての質問についての回答の種類である。従つて一つの店で一つ以上の場所をあげたものを別々に数えたので、この合計数と調査銀行数とは一致しない。

この調査の結果では、都市銀行も地方銀行も、70~80％までは、女子の休けい室として専用に設備はしていなくても、とに角、女子職員の休けいするためにきめた場所を、持つている。しかし、独立した休けい室を設備している場合は、特に地方銀行にはほとんどない。むしろ、食堂と兼用にしている場合が多く、又、宿直室とか更衣室との兼用の場合も相当みられる。一方、全く、休けいする場所のない銀行も、地方銀行の場合は約4/1をしめしている。

従つて、交代で休けいする女子職員が主として休けい時間をすごす場所として銀行側があげたものは第90表の様で、食堂が最も多く、講堂、ロビー、宿直室、小使室など、元来、休けい施設としてつくられていない所がこれに次いで多く、休けい室は比較的少い。

第91表　女子の休けい室の床の種類別銀行数
1952年9月婦人少年局調

銀行種類別	事業場数	畳	畳・その他	板の間	コンクリート	リノリウム	タイル	不明
都市銀行 小計	28	11	3	1	5	5	1	2
都市銀行 本店	5	3	1	0	0	0	1	0
都市銀行 支店	23	8	2	1	5	5	0	2
地方銀行 小計	27	12	2	5	7	7	1	0
地方銀行 本店	19	9	1	4	4	4	1	0
地方銀行 支店	8	3	1	1	3	3	0	0

第92表　女子の休けい室の専用共用別銀行数
1952年9月婦人少年局調

銀行種類別	事業場数	女子専用	男女共通	その他	不明
都市銀行 小計	28	8	19	0	1
都市銀行 本店	5	2	3	0	0
都市銀行 支店	23	6	16	0	1
地方銀行 小計	27	7	17	1	2
地方銀行 本店	19	6	11	0	2
地方銀行 支店	8	1	6	1	0

次に休けい室（専用、兼用とも）のあるものについてみると（第91表）、床は約半数が畳敷きとなつている。たとえば、北3銀行では、宿直室と兼用の15畳の畳敷きが女子の休けい室にあてられている。又、大1銀行（都市銀行本店）では12畳の畳敷きの部屋に女子だけが休けいすることになつている。しかし、休けい室は男女共通に使用する場合の方がずつと多く、約70％の銀行は、女子専用の場合は、休けい室のある銀行の三分の一を下まわつている（第92表）。

■ 女子職員の更衣室

銀行では、女子のための休けい室の施設は比較的、行き届いていない場合が多いが、更衣室は、都市銀行では80％以上、地方銀行でも半数以上に設けられている（第93表）。これは、労働條件の項でのべた事務服の貸与又は支給が一般的な傾向となつていることからも肯ける事実である。

第93表　女子用更衣室の有無別銀行数
1952年9月婦人少年局調

銀行種類別	事業場数	有	無
都市銀行 小計	34	28	6
都市銀行 本店	7	4	3
都市銀行 支店	27	24	3
地方銀行 小計	36	16	20
地方銀行 本店	27	9	18
地方銀行 支店	9	7	2

しかも、休けい室の場合とちがつて、他の用途と兼用の場合は非常に少くて、大半は、更衣室として独立した設備がある。（第94表）。

第94表　女子用更衣室の専用兼用別銀行数
1952年9月婦人少年局調

銀行種類別	事業場数	独立している	兼用 小計	兼用 休憩室用	兼用 食堂と兼用	兼用 宿直室と兼用	その他
都市銀行 小計	28	21	6	1	1	4	1
都市銀行 本店	4	3	0	0	0	0	1
都市銀行 支店	24	18	6	1	1	4	0
地方銀行 小計	16	11	5	2	3	0	0
地方銀行 本店	9	6	3	1	2	0	0
地方銀行 支店	7	5	2	1	1	0	0

第二章　銀行の医療保健

——健康診断——結核罹病率——長欠者——

——衛生管理者——医療施設——療養保障——

I　健康診断

イ、採用時健康診断

銀行の各店舗はその常用職員の多少にかゝわらず、ほとんど大半が職員採用時に健康診断を行つており(註1)(第95表)、殊に、胸部のX線検査はよく励行されている(第96表)。又、身長、体重、視力、聴力、赤血球沈行速度なども比較的多くの銀行が採用時に検査を実施している。

註 1) 労働安全衛生規則第48條第1項参照

第95表　採用時健診有無別銀行数

1952年9月婦人少年局調

銀行種類別		事業場数	す　る	しない
都市銀行	小　計	34	33	1
	本　店	7	6	1
	支　店	27	27	0
地方銀行	小　計	36	3	4
	本　店	27	27	0
	支　店	9	5	4

註 1) いずれも常時50人未満を使用する銀行である。

第96表　採用時健診の種目別銀行数

1952年9月婦人少年局調

種目別	都市銀行	地方銀行	種目別	都市銀行	地方銀行
銀行総数	34	36	B. C. G.	2	9
身長	23	22	血沈	14	21
体重	23	23	X線	24	29
胸囲	12	17	肺活量	1	1
視力	24	35	喀痰	3	8
色神	17	18	検便	4	7
聴力	17	19	耳鼻科	6	12
その他臨床医学的検査	21	23	歯科	6	12
ツベルクリン反応	17	16	なし	0	4

註 1) 各種目を診断している銀行数。

ロ、定期健康診断

常用職員に対する定期健康診断も、銀行ではよく励行されている。回数も地方銀行では大半が年1回行つているが（第97表）、都市銀行では、大半が年2回である。その診断種目の中（第98表）、最も重きをおかれているのは、やはり、X線検査、赤血球沈行速度検査など結核に関する検査で、その

第97表　定期健診の有無及び回数別銀行数

1952年9月婦人少年局調

銀行の種類別		事業場総	年一回	年二回	なし	不明
都市銀行	小　計	34	12	22	0	0
	本　店	7	2	5	0	0
	支　店	27	10	17	0	0
地方銀行	小　計	36	24	9	2	1
	本　店	27	16	9	2	0
	支　店	9	8	0	0	1

他では身長、体重、視力などが多くの場合、検査されている。

第98表　定期健診種目別銀行数

1952年9月婦人少年局調

種目別	総数	都市銀行	地方銀行	種目別	総数	都市銀行	地方銀行
銀行総数	70	34	36	B. C. G.	7	4	3
身長	33	18	15	血沈	38	20	18
体重	34	18	16	X線	60	32	28
胸囲	12	6	6	肺活量	2	2	0
視力	29	21	18	血圧	4	2	2
色神	29	16	13	喀痰	8	3	5
聴力	25	14	11	検便	14	7	7
その他臨床医学的検査	43	25	18	耳鼻科	8	5	3
ツベルクリン反応	42	22	20	歯科	2	1	1
				なし	2	0	2

Ⅱ　銀行女子職員の結核罹病率

銀行では一般に比べて結核の罹病率が高い傾向がみられる(第99表)。労働基準局の1952年1~6月の調べによると、全産業の結核罹病率は女2.6%、男3.7%であるが、銀行では女5.6%、男5.5%であり、その中の要療養者も全産業の女0.8%、男1.1%に比べ、銀行では女2.0%、男1.1%で、全般的に銀行は結核にかかるものが多いことは明らかであ

第99表　銀行の男女別結核罹病率

1952年9月婦人少年局調

		総数	都市銀行	地方銀行
		%	%	%
総数		5.6	5.9	5.2
女	小計	5.6	5.3	5.9
	要注意者	3.6	3.5	4.0
	要療養者	2.0	2.0	1.9
男	小計	5.5	6.4	4.8
	要注意者	4.4	5.1	3.8
	要療養者	1.1	1.3	1.0

第100表　銀行職員の男女別、原因別長欠率1)

1952年9月婦人少年局調

長欠原因別	総数		都市銀行		地方銀行	
	女	男	女	男	女	男
	%	%	%	%	%	%
長欠者総数	4.1	4.1	4.5	4.3	3.5	3.7
結核	3.5	3.5	3.9	3.6	2.8	3.3
その他の病気	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3
産前産後	0.1	—	—	—	0.2	—
その他の長欠者	0.1	0.3	0.2	0.4	0.1	0.1

注 1) 1952年8月末日現在で、1カ月以上の継続的欠勤者をいう。
2) 同時期の在籍者に対する百分率である。

る。前にのべた様に、銀行では店の規模にかかわらず、定期健康診断ががなりよく励行されているので、要注意者の発見が比較的多い結果になるとも考えられるが、特に、女子職員の療養を要するものが、男子よりも高率に現れていることは注目されるべき傾向である。

この傾向は都市銀行、地方銀行とも同一であるが、一般的に云えば、要療養者は男女とも、都市銀行の方に多く発生している。

長期欠勤者の割合からみても、同様のことが云える（第100表）。即ち、1月以上の欠勤者の割合は、銀行では大体、職員100人につき約4人の割合であるが、一寸に都市銀行の方が高くなつており、その80％以上が結核により影響されている。一方、女子に特有な産前産後休業者はほとんど皆無にひとしい。

Ⅲ 衛生管理者の数

この調査対象となつた銀行の店舗の約60％は常用職員100人以下であるために、衛生管理者を選任している場合が比較的少く、都市銀行では78％、地方銀行では33％に医師又は医師でない衛生(註1)

第101表　医師でない衛生管理者数別職員数別銀行数

1952年9月婦人少年局調

従業員数＼衛生管理者数		総数	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
都市銀行	小計	34	14	1	5	−	4	1	1
	100人以下	24	14	8	2	−	−	−	−
	200〃	1	−	1	−	−	−	−	−
	500〃	3	−	−	2	−	−	1	−
	1,000〃	4	−	−	1	−	2	1	−
	2,000〃	2	−	−	−	−	2	−	−
地方銀行	小計	36	18	7	7	1	2	1	−
	100人以下	18	15	2	1	−	−	−	−
	200〃	6	2	3	−	−	−	1	−
	500〃	11	1	2	6	−	2	−	−
	1,000〃	1	−	−	−	1	−	−	−
	2,000〃								

第102表　医師である衛生管理者数別、職員数別銀行数

1952年9月婦人少年局調

職員数＼衛生管理者数		総数	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
都市銀行	小計	34	23	9	2	−	−	−	−
	100人以下	24	22	2	−	−	−	−	−
	200〃	1	−	1	−	−	−	−	−
	500〃	3	−	2	1	−	−	−	−
	1,000〃	4	1	2	−	−	−	−	−
	2,000〃	2	−	2	−	−	−	−	−
地方銀行	小計	36	26	9	1	−	−	−	−
	100人以下	18	18	−	−	−	−	−	−
	200〃	6	2	4	−	−	−	−	−
	500〃	11	6	4	1	−	−	−	−
	1,000〃	1	−	1	−	−	−	−	−
	2,000〃								

管理者がおかれている。その人数からみると、医師である衛生管理者は1人の場合が圧倒的に多く、医師でない衛生管理者は、ほとんど労働安全衛生規則の基準に則つて、2人乃至4人が多い（第101、102表）。

Ⅳ 医療施設

銀行では職員の医療施設として最も一般的な形は、各店舗単位でなく、各銀行の本店、支店を通じて、一定の病院に特約してベッドを確保したり、健康保険による医療の便を計るという形をとつている（第103表）。従つて、各店に医務室をおくことは比較的少く、都市銀行も、地方銀行も本店の一部を除いて、支店にはほとんど、この施設を持たない。工場などの様に現場の労働がほとんどない、事務労働者の職場に特有な傾向であろうが、又、常用職員が比較的少い店が多いということも影響していると思われる。しかし、このことは、職員の健康医療についての中心となる場所を欠くおそれなしとしない。

第103表　銀行各店舗内の医務室及び銀行特約の病院施設（銀行店舗数）

1952年9月　婦人少年局調

銀行種類別		総数	医務室と病院ともにあり	医務室のみ	特約病院のみ	医務室と病院ともになし
都銀市行	小計	34	8	1	17	8
	本店	7	5	1	0	1
	支店	27	3	0	17	7
地銀方行	小計	36	7	2	18	9
	本店	27	7	2	14	4
	支店	9	0	0	4	5

Ⅴ 療養保障

銀行では職員が病気療養のために長期欠勤する場合、例外なく、何らかの給与保障をすることとなつている。その保障の内容は様々であつて、一概には云えないが、保障する給与の額、又は期間を決定する要素の中で、最も一般的なものは給付を受けるべき職員の勤続年数と欠勤期間である（第104表）。又、結核の場合には特別條件のよくなつている銀行や、職員の地位又は種類によつて差をつけているところもある。しかし、性別で差をつけているという規定はない（第104表）。たとえば、勤続年数と欠勤期間が給付條件となる場合は、

第104表　療養保障の内容を決定する要素（銀行数）

1952年9月　婦人少年局調

	都市銀行	地方銀行
調査銀行数	34	36
勤続年数によつて差をつけているもの	29	21
業務上か否か　〃	1	1
結核か否か　〃	3	3
欠勤の期間　〃	29	26
職員の地位又は種類　〃	5	1
成績を考慮して差をつけているもの	−	1
不　〃　明	−	1

東2銀行（都市銀行本店）では、

勤続　1年未満は　6　月
〃　1～5年未満　1　年
〃　5～15年未満　1年6月
〃　15年以上　2　年
} 年間の前半は基準内賃金全額 後半は基準内賃金の½

となつている。これらの期間をすぎると、

勤続　1年未満は　6　月
勤続　1年以上は　1　年
} 間休職で勤続年数には加算するが無給となつている。

又、結核によつて差のある場合は、たとえば、

東5銀行（都市銀行）では、

結核以外では、

勤続　1年未満は　3　月
〃　1～3年〃　6　月
〃　3～5年〃　9　月
〃　5～7年〃　12　月
〃　7～10年〃　17　月
〃　10年以上　24　月
} 内は本俸支給、その後は打切りであるが

結核の場合は、その後も、

勤続　1年未満は　6　月
〃　1～5年　は　9　月
〃　5　年以上　12　月
} 間は本俸の 80 %支給する。

となつている。

職員の地位による場合とは、たとえば、茨1銀行（都市銀行支店）の場合の様に、正員、準員、雇員によつて給付期間が異り、勤続1年未満のものでは、全額支給期間は正員で1月乃至4ヶ月、準員

第105表　銀行の長期病欠者の給与保障期間（銀行数）
（勤続3年未満のもの）　1952年9月　婦人少年局調

保障区分 / 給付期間	全額保障の期間		部分支給が開始される時期		支給停止される時期		退職の時期	
	都市銀行	地方銀行	都市銀行	地方銀行	都市銀行	地方銀行	都市銀行	地方銀行
総数	34	36	34	16	34	36	34	36
0	6	7	2	6	〃	〃	〃	〃
1月～3月	16	19	8	8	8	〃	〃	〃
4月	4	〃	11	11	3	〃	〃	〃
5月	〃	〃	6	〃	〃	〃	〃	〃
6月	8	8	〃	〃	6	7	〃	〃
7月	〃	〃	8	7	〃	〃	〃	〃
8月	〃	〃	〃	〃	1	〃	1	〃
9月	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
10月	〃	〃	〃	〃	1	1	〃	〃
11月	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1年	2	〃	1	〃	〃	3	〃	〃
1.5年	〃	1	〃	1	〃	〃	2	〃
2年	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2.5年	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1	〃
3年	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5年	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
7年	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
制限なし、不明	〃	1	〃	1	3	5	29	30

註1）全額保障の期間0とは、最初から部分的にしか支給されぬもの、部分支給開始される時期0とは、全額支給から、直に支給停止となるもの。

では3ヶ月、雇員では2月の様に定めてある。

次に、給与支給の最低保障期間を、勤続3年のものが病気となつた場合についてみることにしよう（第105表）。罹患当時の給与の全額支給が減額又は打切りとなる時期は、欠勤3月が最も多く、1年半以後になる場合は全くない。又、最初から、全額でなく部分的に支給される場合もかなりある。これは本俸のみで手当のない場合などが含まれる。普通は全額保障期間経過の後、その半額とか、三分の一など部分的な支給の期間がおかれるが、稀には、全額支給の期間かすぎると、支給停止される場合もある。この部分的な支給も打切られて全く給与が支給されなくなる時期は、銀行によつて非常にまちまちであるが、欠勤1年以上の場合が半数近くあり、最短3月、最長3年半となつている。

一般に療養給付の期間は銀行都市より地方銀行の方が幾分、條件が劣つている傾向がみられる。

この他、療養保障としては、欠勤と休職となる時期とか、休養期間を勤続年数に入れるか否かなどの條件もあるが、余り煩さとなるので省略する。

第三章　銀行女子職員のための福利厚生施設

——教養娯楽——運動——住居施設——

1　女子職員のための教養娯楽

イ、教養娯楽施設

銀行の各店舗の職員が利用できる教養娯楽の施設としては、後にのべる海の家、山の家、クラブなどを除いては、事業場の固定施設としてはほとんどみるべきものがない。たゞ教養娯楽のための設備としては第106表の様に、最も一般的なものは、蓄音器、囲碁、華道、茶道などの道具、図書などで

第106表　職員の利用できる教養娯楽設備のある銀行数
1952年9月　婦人少年局調

	都市銀行	地方銀行		都市銀行	地方銀行
銀行総数	34	36	謡曲具	3	1
華道の道具	19	18	八尺	0	1
茶道具	17	12	ビアノ	5	1
書道用具	2	0	オルガン	3	6
絵画用具	2	0	バンド用楽器	1	1
図写真機	15	7	蓄音器	28	18
写シ、真	2	1	ラジオ	2	10
料理用具	5	5	将棋	12	12
演劇用具	1	1	囲碁	27	26
映写機	2	0	ダンスホール	7	4
琴	3	0	その他	0	2
	2	0	全くなし	0	5

ある。

又、必ずしも各店舗が別々に持つているというわけではないが、銀行単位、又は、県下、又は同一ブロック内の同一銀行傘下の店舗の職員が利用できる施設として、クラブ、海の家、山の家などはかなり普及している施設であり、特に都市銀行にはこの種のものが多い（第107表）。

第107表　職場外の教養娯楽施設の種類（銀行数）

1952年9月　婦人少年局調

	銀行総数	クラブ		海の家		山の家		その他	全くない
		あり	なし	あり	なし	なし	あり		
都市銀行	34	17	13	27	3	16	14	2	3
地方銀行	36	9	13	20	2	6	16	0	14

ロ、教養娯楽の行事

銀行では以上の様な教養娯楽のための施設を持つているが、職員のためにどんなことを行つているかをみると（第108表）、一泊旅行、華道、茶道、などは半数近くの銀行に共通している。

第108表　銀行主催の職員のため教養娯楽行事（銀行数）

1952年9月　婦人少年局調

	都市銀行	地方銀行		都市銀行	地方銀行
銀行総数	34	36	演劇	4	2
華道	18	17	映画	3	3
茶道	16	15	琴	2	0
書道	6	6	謡曲	5	3
美術	1	0	音楽	4	3
絵画	4	2	ダンスパーティ	2	1
写真	1	1	将棋	1	0
歌	4	1	囲碁	3	1
俳句・短歌	1	0	海水浴	1	1
語学	3	1	花見	2	1
文芸	1	0	親睦会	1	0
手芸	2	1	日帰り旅行	5	6
洋裁	4	2	一泊旅行	22	18
料理	7	2	全くしなかつた	1	7
観劇					

その中で最も女子職員の参加しているものは、旅行、華道、茶道であるが、旅行は男女共参加している銀行が多いのに対し、華道、茶道は、云うまでもないことながら女子が主体となつている銀行が多い（第109表）。

その経費は、華道、茶道、書道、料理、音楽など個人的なけい古事は、銀行側と個人との両方が負担している場合が最も多い。旅行は銀行だけが全額負担する場合もかなり多いし、又、都市銀行の場合は、個人の積立に銀行が援助しているという例もみられる（第110表）。

第109表　銀行が職員のために行う教養娯楽行事の男女別参加者状況1)（銀行数）

1952年9月　婦人少年局調

種目	都市銀行		地方銀行		種目	都市銀行		地方銀行	
	女	男	女	男		女	男	女	男
華道	16	5	16	5	演劇	2	2	2	2
茶道	12	4	15	5	映画会	2	2	1	1
書道	4	4	5	5	琴・謡曲	5	4	0	3
美術2)	2	2	1	1	音楽	4	4	3	3
俳句・短歌	3	3	1	1	ダンスパーティ	2	2	1	1
英語	1	3	0	0	将棋・囲碁	0	1	0	1
洋裁	1	0	2	0	旅行3)	25	25	23	23
料理	2	0	2	0	その他4)	2	2	1	1
観劇	8	7	2	2					

註　1）都市銀行 34、地方銀行 36 の店についての回答である。
2）美術には、絵画・写真・美術を含む。
3）旅行には、一泊・日帰り・ハイキング・海水浴・花見を含む。
4）その他には、文藝・運動会・親睦会等を含む。

第110表　銀行が職員のために行う教養娯楽の行事の経費負担者（銀行数）

1952年9月　婦人少年局調

経費負担者		華道	茶道	書道	美術	俳句短歌	英語	洋裁	料理	観劇	演劇	映画会	琴・謡曲	音楽	ダンスパーティ	将棋・囲碁	旅行	その他
都市銀行	銀行	1	2	–	–	–	–	–	–	2	–	3	–	–	–	–	7	2
	銀行＋積立金	1	1	1	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	8	–
	銀行＋個人	13	8	3	3	3	2	1	1	2	1	–	3	3	1	2	6	1
	組合積立金	2	1	1	1	–	1	–	–	–	1	–	1	–	–	–	1	–
	個人	2	1	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2	–
	不明	–	–	–	–	–	1	–	–	–	1	–	1	–	–	–	–	–
地方銀行	銀行	–	1	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	11	2
	銀行＋積立金	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–
	銀行＋個人	15	9	5	–	1	–	–	2	1	–	–	2	2	–	1	9	–
	組合積立金	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–
	個人	2	2	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	不明	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–

註　1）都市銀行 34、地方銀行 36 の店についての回答である。

Ⅱ　女子職員のためのスポーツ

イ、運動施設

銀行では、各店舗の職員が利用できるスポーツの施設、又は道具として最も一般的なものはピンポン、野球、バレーボールなどであり、テニスも相当に多い。各店舗には施設がなくとも、たとえば、

郊外などに運動場を持ち、その銀行傘下の店舗の職員がバレーボールや野球などを楽しむことができるようになつている場合も少くない（第111表）。

第111表　職員の利用できる運動設備ある銀行数
1952年9月　婦人少年局調

運動設備	都市銀行	地方銀行
銀行総数	34	36
ピンポン	27	20
庭球	11	9
バドミントン	4	3
野球	30	26
ソフトボール	0	4
バレーボール	22	21
バスケット	2	2
ラグビー	0	1
スキー具	2	0
登山用テント	4	2
柔道	1	0
釣船	1	0
ヨット	1	0
玉突場	2	0
その他運動具一式	1	0
無し	0	5

第112表　銀行主催の職員のための運動行事（銀行数）
1952年9月　婦人少年局調

運動行事	都市銀行	地方銀行
銀行総数	34	36
しない	6	13
した 運動会	17	13
した ピンポン大会	23	9
した 庭球大会	13	5
した バドミントン大会	0	1
した ソフトボール大会	0	1
した 排球大会	15	11
した バスケットボール大会	2	1
した 蹴球大会	0	0
した 登山	4	3
した スケート	0	1
した スキー	0	1
した 水泳	4	3
した ヨット	1	0
した 釣り	1	0
した 玉突き大会	1	0

第113表　銀行主催の職員のための運動行事の経費負担者（銀行数）
1952年9月　婦人少年局調

経費負担者	都市銀行	地方銀行		都市銀行	地方銀行
銀行総数	34	36	銀行・寄附	1	1
銀行	16	13	銀行・寄附・親睦会	1	0
銀行・個人	3	0	親睦会	2	2
銀行・組合	2	3	組合	0	1
銀行・親睦会	2	1	なし	6	15
銀行・部費	1	0	不明	3	1

ロ、動運行事

以上にのべた施設を利用すると否とを問わず、銀行が職員のために行う運動行事は、ピンポン、バレーボール、庭球等の大会及び運動会などが、かなり行われている。しかし、地方銀行の三分の一には、この様な行事を全く行つていない（第112表）。

これら行事の負担は、教養娯楽の行事とちがつて全額、銀行が負担する場合が最も多い（第113表）。

1　女子のための住宅施設

第一部でのべた様に、銀行の女子職員はほとんどが事業場所在の県内出身者であるから、女子寮の施設を持つている場合は、都市銀行本店を除いてはほとんどないのが現状である。これに対して、男子寮と社宅は都市銀行は大多数、地方銀行でも過半数が設備している。特に都市銀行の場合、全国各地に支店があり、男子職員は転勤の機会が多いこともその一因であろう（第114表）。

第114表　職員用寮及び社宅の有無（銀行数）
1952年9月　婦人少年局調

銀行種類別		調査銀行数	男子寮 あり	男子寮 なし	男子寮 不明	女子寮 あり	女子寮 なし	女子寮 不明	社宅 あり	社宅 なし	社宅 不明	その他
都銀市行	小計	34	26	6	2	5	27	2	33	0	0	1
都銀市行	本店	7	7	0	0	4	3	0	7	0	0	1
都銀市行	支店	27	19	6	2	1	24	2	26	0	0	0
地銀方行	小計	36	20	14	1	1	32	2	26	9	1	1
地銀方行	本店	27	14	11	1	1	23	2	19	7	1	1
地銀方行	支店	9	6	3	0	0	9	0	7	2	0	0

第　四　部

銀行女子職員の消費生活

前にのべた様に銀行の女子職員の給与額は、一般の女子労働者に比べてかなりよい方である。そして、その経済生活の形態は、大部分が、親の家に依存して家族の一員として生活費の一部を家に入れているタイプが多いのであるが、彼女たちの消費生活の内容、その給与の消費の仕方はどんな風になつているかを一べつしてみよう。

第115表　銀行女子職員の收支を記錄しているものの割合

1952年9月　婦人少年局調

記錄の有無	總　数	都市銀行	地方銀行
	%	%	%
總　数	100	100	100
している	32.9	30.8	37.3
しない	58.5	59.6	56.1
その他	9.6	5.3	3.4
不明又は無記入	4.0	4.3	3.2

註　1)　女子職員自身の回答による。

第116表　銀行女子職員の1人1ヵ月当り平均支出金額及び内訳

1952年9月　婦人少年局調

支出内訳	總　数	都市銀行	地方銀行
	円	円	円
手取給与額	7,809	8,182	7,033
家に入れる金又は食費、住居費[1]	2,978	3,073	2,781
被服費	1,388	1,460	1,240
教養娯楽費	977	1,079	764
化粧品代	280	290	258
貯金	1,281	1,317	1,205
その他	905	963	785

註　1)　銀行女子職員自身の回答による。

銀行女子職員の中、自分の收入支出を記錄しているものはむしろ少く、約67％のものは全く記錄をつけていない（第115表）。

しかし、出納簿をつけているいないにかかわらず、調査前月に当る、1952年8月分の給与をどう使つたか、その内容を全調査対象の約90％が記入した結果は第116表の通りである。支出の中で最も大きな割合をしめるものは家に入れる金（独立生計者の場合は、食費、住居費である。）で、2,978円で、手取給与額の約38％に相当する。被服費1,388円、(17.6％)教養娯楽費977円（12.4％)、貯金1,281円（16.3％）などが、これに次いでいる。又化粧品代280円、その他905円となつている。

銀行女子職員の支出の中で最も大きな巾をしめている家に入れるのは、金（又は食費及び住居費）であることは上述の通りであるが、これは、明らかに手取給与額の高低によつて左右されており、手取5,000円未満の場合は、40％以上の人が全く家に出していないが、10,000円以上の手取がある場合には80％が、15,000円以上のものは90％以上が家に金を入れており、その金額も手取額の高い程、多くなつている（第117表、第15図）。

この調査における支出調査は、ごさんな方法であり、しかも1月分だけについてみたものであるから、その信頼度は低いのをまぬがれ得ないが、女子労働者の性格の一端を示すものとして、様々なことを示していると思う。

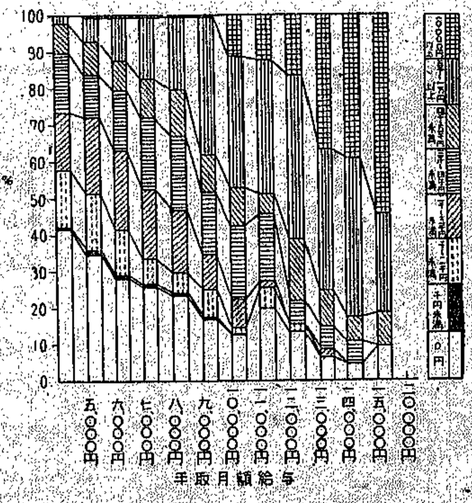
第117表　銀行女子職員の手取給与額別家に入れた金額別分布

1952年8月　婦人少年局調

月額給与 ＼ 家に入れた金額	總　数	0　円	1,000円未満	1,000～2,000円未満	2,000～3,000円未満	3,000～4,000円未満	4,000～5,000円未満	5,000円以上10,000円未満	10,000円以上
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
總　数	100	25.5	0.7	8.5	17.0	17.4	9.9	18.5	2.5
5,000円未満	100	41.4	0.6	15.8	15.8	16.3	7.9	2.2	–
5,000～6,000円未満	100	34.6	1.3	15.3	20.8	11.8	9.1	6.9	0.2
6,000～7,000　〃	100	28.0	0.9	12.4	21.7	16.6	7.8	12.1	0.5
7,000～8,000　〃	100	25.7	0.7	6.7	19.2	19.6	10.5	17.1	0.5
8,000～9,000　〃	100	23.2	0.5	6.0	17.2	20.0	12.8	20.2	0.1
9,000～10,000　〃	100	16.9	0.4	7.6	9.7	16.7	10.5	37.8	0.5
10,000～11,000　〃	100	12.5	–	2.1	7.7	19.8	10.8	35.7	11.3
11,000～12,000　〃	100	19.8	–	5.7	1.9	17.9	5.7	36.9	12.1
12,000～13,000　〃	100	13.2	–	2.2	–	6.6	16.5	45.0	16.5
13,000～14,000　〃	100	6.2	–	–	2.5	6.2	9.9	38.2	37.0
14,000～15,000　〃	100	4.4	–	–	–	6.5	6.5	43.5	39.1
15,000～20,000　〃	100	9.3	–	–	–	–	9.3	26.7	54.7

註　1)　女子職員自身の回答による。

第15図　銀行女子職員の手取給与額別家に入れた金額別分布



第　五　部

銀行の労働組合における婦人

第一章　銀行労働組合の組織

——労働組合の結成——組織率——労働組合の中の婦人——

Ⅰ　銀行における労働組合の結成

この調査対象となつた銀行の各店舗の労働組合結成の状況からみると（第118表）、各事業場の規模は半数以上が100人未満であるにもかかわらず、ほとんどが組織されている。地方銀行の中、設立後年数の浅いものだけ（総数の 11 %）に労働組合がない。

それら労働組合の結成の時期をみると、大半は終戦直後 2, 3 年の間であり、この点、地方銀行の方がむしろ、早期に結成されている。

第118表　銀行労働組合の結成年月（組合数又は支部数）

1952年9月　婦人少年局調

結成年月	労組数	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	不明
都市銀行	34	2	8	11	4	0	0	0	0	9
地方銀行	32	12	7	1	2	0	0	0	2	8

Ⅱ　組　織　率

第119表　銀行職員の組織率

1952年9月　婦人少年局調

銀行種類別		総数（組織率）	女（組織率）	男（組織率）
		%	%	%
総数		90.5	95.9	86.8
都銀市行	小計	91.2	96.3	87.4
	本店	89.6	95.3	85.1
	支店	96.4	99.1	94.2
地銀方行	小計	89.1	95.1	85.5
	本店	89.1	95.5	85.2
	支店	89.3	90.0	89.0

上述の様に、銀行の各店にはほとんど組合が結成されているので、その組織率は非常に高く、約 90 %であり、1952 年 6 月現在、全国の全産業推定組織率 42.6 %をはるかに上廻つている。これは都市銀行の力がやや高く（第119表）、又、男女別にみると、非組合員の範囲に入る職員は男子に多いために、女子の力が組織率が高いのは当然の傾向である。

Ⅲ　労働組合の中の婦人

イ、一般組合員の中の婦人

第120表　銀行労働組合員男女別割合

1952年9月　婦人少年局調

銀行種類別		総数	女	男
		人	人	人
実数	総数	68,875	29,197	39,676
	都市銀行	42,589	19,029	23,560
	地方銀行	26,286	10,168	16,118
		%	%	%
%	総数	100	42.4	57.6
	都市銀行	100	44.7	55.3
	地方銀行	100	38.7	61.3

第121表　銀行女子職員の労働組合への出席状況

1952年9月　婦人少年局調

	総数	都市銀行	地方銀行
	%	%	%
総数	100	100	100
積極的に出席している	12.0	9.9	16.4
積極的ではないが大体出席している	50.8	48.9	54.9
あまり出席しない	20.1	24.9	10.0
全く出席しない	9.0	9.5	8.1
その他	1.7	1.4	2.3
不明又は無記入	6.4	5.4	8.3

註 1)　女子組合員の回答による

銀行の労働組合の中における婦人の勢力は、数の上からみると(第120表)、組合員員数の 40 %以上をしめており，婦人組合員の動き如何は、組合全体に大きな影響を持つことが推定される。にもかかわらず、これらの婦人組合員は、組合活動に対して、あまり多くの関心を持つていないようである。労働組合の会合に出席するかどうかという質問に対し、積極的に参加すると回答しているものは 10 %余りにすぎず、あまり出席をしないもの、全く出席しないものが 30 %近くあることは、彼女たちの組合に対する態度をよく映している（第121表）。

組合の末端組織の役員が全組合員の会合としてあげた主なものは、支

第122表　銀行労働組合の全組合員の会合開催回数1)

1952年9月　婦人少年局調

開催回数		都市銀行			地方銀行		
		小計	本店	支店	小計	本店	支店
調査組合数		34	7	27	32	23	9
一カ月	1回	9	0	9	5	2	3
	1～2回	9	1	8	5	2	3
	2回	2	1	1	0	0	0
一カ年	1回	0	0	0	4	3	1
	2回	5	3	2	6	5	1
	2～3回	1	0	1	0	0	0
	3回	0	0	0	2	2	0
	4回	2	0	2	1	1	0
	4～5回	2	0	2	1	1	0
	5～6回	1	0	1	1	1	0
	6～10回	1	0	1	1	1	0
	8回	0	0	0	1	1	0
	10回	0	0	0	1	0	1
	13回	0	0	0	1	1	0
	25回	1	0	1	0	0	0
2カ月1回		2	0	2	1	1	0
随時不明な		2	1	1	3	1	2
		8	2	6	4	3	1

註 1)　各銀行労組の末端組織で調査対象となつたものにつき、調査した結果である。

部総会、支部大会、職場大会、支部会などである。この種の会合は都市銀行の方が比較的頻繁に行われており、月1回以上開催している場合が約半数あるが、地方銀行は、全く開いていない場合もあり、月1回以上開催している場合も比較的少い（第122表）。

調査時に最も近いこれらの会合でとりあげられた主な議題の中、最も多いのは、ベースアップ及び期末手当など労働條件に関するものであるが、地方銀行の組合では、役員の改選、会計、予算決算等、組合の事務的な会合がかなり多い。しかし、こうした組合全員の会合には、婦人に特有な議題は全く出されていない（第123表）。

第123表　銀行労組の最近の全組合員の会合に於ける議題（組織数）

1952年9月　婦人少年局調

組合全員の会合の主な議題		都市銀行			地方銀行		
		小計	本店	支店	小計	本店	支店
調査組合数1)		34	7	27	32	23	9
賃金	ベースアップ	12	3	9	8	3	5
	期末臨時給与	11	1	10	10	8	2
	退職金	1	0	1	2	2	0
	ベースアップと退職金	1	1	0	1	1	0
	賞与と退職金	3	0	3	0	0	0
	石炭手当	1	0	1	0	0	0
福厚生利	事務服	1	1	0	0	0	0
	厚生施設	0	0	0	1	1	0
人事関係		1	0	1	0	0	0
職場施設		0	0	0	1	0	1
組合会計	役員改選	1	1	0	3	3	0
	協約・規約改正	1	0	1	5	3	2
	予算の決算	1	1	0	5	2	3
	運動方針	2	2	0	2	1	1

註 1）一つの会合で二つ以上の議題をとりあげている場合もあるので議題の総数は調査組合数と一致しない。末端組織について調べた結果である。

第124表　銀行労働組合本部役員の男女別人数

1952年9月　婦人少年局調

組合の機関		総数	女	男
		人	人	人
総数	総数	2,493	114	2,378
	執行機関	313	7	306
	監査機関	55	0	55
	議決機関	2,125	107	2,018
地方銀行小計		885	41	885
	執行機関	68	1	68
	監査機関	12	0	12
	議決機関	805	40	805
都市銀行小計		1,608	73	1,608
	執行機関	245	6	245
	監査機関	43	0	43
	議決機関	1,320	67	1,320

註 1）31の銀行労働組合本部について調査した結果である。

ロ、組合役員中の婦人

以上の様に、銀行の一般婦人組合員は数的には相当の数をしめるに拘らず、組合活動に積極的に参加しているとは云えないのが実状である。従つて、組合本部及び各末端組織における役員の中の婦人は、数の上からみても、活動の状況からみても極めて低調であるをまぬがれない。

31の銀行労働組合本部における、役員数2,493人中婦人は僅か114人

(4.6%)にすぎず、役員の大部分は男子である。その少い婦人役員は90%以上が議決機関（中央委員、代議員など）であり、執行機関の役員は非常に少く、監査機関には全くえらばれていない（第124表）。

組合の末端組織でも、執行委員、中央委員、代議員にはやはり婦人が少く、ただ、いわゆる役員ではないが職場委員には比較的多くの婦人がでている（第125表）。

第125表　銀行労組の末端組織における役員及び職場委員の男女別割合

1952年9月　婦人少年局調

労組役員別	都市銀行			地方銀行		
	総数	女	男	総数	女	男
	%	%	%	%	%	%
執行委員	100	0	100	100	4.2	95.8
中央委員	100	0	0	100	6.7	93.3
常任委員	100	12.3	87.7	100	0	100
幹事	100	21.4	78.6	100	0	0
評議員	100	0	0	100	6.2	93.8
代議員	100	5.8	94.2	100	9.2	90.8
職場委員	100	27.7	72.3	100	27.6	72.4

註 1）組合の回答による名称。

これら末端組織の婦人の組合役員の活動をみると「婦人に特有の問題の時には活潑に発言するがその他の場合は発言しない。」「婦人部のことに関しては発言する。」「婦人の立場のみを強調する。」など、二、三の組合で云つているほか、「全く発言しない。」「説明程度であまり発言しない。」などと回答している組合が大部分であり、活動も一般にあまり積極的でない様子が窺える。

ハ、婦人の組合専従職員

銀行の組合の末端組織で専従職員をおいている場合は総数の約四分の一にすぎず、殊に地方銀行の場合は少い。これら専従職員の中、婦人のしめる割合は約18%にすぎない（第126表）。

第126表　銀行労働組合における本部の男女別専従職員の有無

1952年9月　婦人少年局調

専従職員の有無	調査労働組合数	あり				なし	不明
		組合数	計	男	女		
	組合	組合	人	人	人	組合	組合
総数	66	17	56	49	7	44	5
都市銀行	34	10	37	33	4	22	2
地方銀行	32	7	19	16	3	22	3

Ⅲ　加盟組織——全国銀行従業員組合連合会における婦人

銀行の労働組合の連合組織として全国銀行従業員組合連合会が結成されており、1953年8月現在で全国79銀行中54銀行（69%）の労働組合が加盟しており、日本銀行、興銀、勧銀その他の十一大銀行はすべてが会員となつている。従つて、各店舗組織単位にみても、都市銀行はすべて全銀連傘下

に入つているが、地方銀行の組合には、まだ加盟していないものが可成ある（第127表）。

第127表　銀行労働組合未端組織の「全銀連」加盟状況
1952年9月　婦人少年局調

銀行種類別		調査組合	加盟	加盟せず
		組合	組合	組合
総数		66	57	9
都銀市行	小計	34	34	0
	本店	7	7	0
	支店	27	27	0
地銀方行	小計	32	23	9
	本店	23	16	7
	支店	9	7	2

同連合会書記局の回答によると、1953年8月現在、約115,000人の組合員をようし、約40％が婦人を以てしめられている。しかし、執行機関15人、中央委員会50人中、婦人は1人も選出されておらず、組合員500人に1人の割で選出される全国大会の代議員180人中にも婦人は1人もいない。このことは、未端組織にも婦人の役員が、ごく一部の人たちにすぎない傾向が強く現れているのだということができる。

第二章　銀行労働組合の婦人対策

——婦人対策機関——労働協約と婦人——労働組合は婦人のために何をしているか——

以上のべた様に、銀行労働組合員の中で、婦人は約4割をしめているが、役員となつて積極的に組合活動に参加しているものはごく少いのが現状である。この様な状態は、他の労働組合と特に変つている傾向ではないが、その婦人対策はどんな風に考えられ、行われているかをみよう。

1　婦人対策機関

各銀行労働組合本部では（第128表）婦人対策機関を持つているものは、約半数にすぎず、これも婦人だけを中心とするものでなく、青年及び婦人を対象とした青年婦人対策部が大部分である。婦人対策機関を設置していない組合の婦人対策機関をおかない理由として主なものは、組合本部には設置していないが、各支部にはあるという場合や「婦人の間に設置の意向がないから」とか「特に必要を認めないから」などである。

第128表　銀行労働組合本部の婦人対策機関の有無
1952年9月　婦人少年局調

婦人対策機関の有無及び種類		総数	都市銀行	地方銀行
組合数		31	8	23
な	し	15	4	11
あ	計	16	4	12
り	婦人部	2	1	1
	青年婦人部	1	–	1
	青年婦人対策部	12	2	10
	その他（婦人代表者会議）	1	1	–

註　1）組合本部の回答による。

銀行労働組合の各支部における婦人対策機関の設置状況は、本部と同様約半数余（66組織中36）

に婦人又は青年婦人対策部をおいている他、婦人対策機関のないところで職場の婦人の声を組合に反影できる様、婦人の連絡員をおいている場合がある（30中4組合）。又、組合とは直接の関係はないが、職場の婦人の親睦をはかる会を持ち、職場の問題を話合つて必要な場合には、係長などを通じて申入れをするなどのことが行われている場合が相当にある（80組合中9）。これらの特殊な組織が婦人対策機関の代用となつていること、又、支店など人数の少い銀行では、特にそうした機関を作ることが困難なこと、婦人の組合意識が低調でそういう意欲がないなどが、特に婦人対策機関を設置できない主な原因としてあげられている。

以上にのべた婦人又は青年婦人対策機関は、労働組合の結成よりずつと遅れて、設置されている（第129表）。第一章でのべた様に、労働組合自身はほとんどが、終戦後二、三年の間（昭和2年頃まで）に結成されているのに対し、婦人（又は青年婦人）対策機関は約70％は1950年（昭和25年）以向に設立されている（第118表参照）。

第129表　銀行労組未端組織の婦人対策組織の設立時期（組合数）1)
1952年9月　婦人少年局調

銀行種類別		総数	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	不明
総数		36	2	3	2	5	6	9	8	1
都銀市行	小計	18	2	2	1	2	3	6	1	1
	本店	5	–	1	–	1	1	2	–	–
	支店	13	2	1	1	1	2	4	1	1
地銀方行	小計	18	–	1	1	3	3	3	7	–
	本店	11	–	1	–	3	2	1	4	–
	支店	7	–	–	1	–	1	2	3	–

註　1）調査銀行労組本部の数である。

第130表　銀行労組未端組織の婦人対策のための役員数
1952年9月　婦人少年局調

銀行種類別		労組数	役員数 計	女	男
		組合	人	人	人
総数		36	164	132	32
都銀市行	小計	18	80	72	8
	本店	5	32	32	0
	支店	11	48	40	8
地銀方行	小計	18	84	60	24
	本店	11	72	52	20
	支店	7	12	8	4

第131表　銀行労組未端組織の婦人対策のための役員の会合の有無
（婦対組織のあるものについて）
1952年9月　婦人少年局調

銀行種類別		調査組合数	あり	なし	不明
		組合	組合	組合	組合
総数		36	28	8	0
都銀市行	小計	18	13	5	0
	本店	5	5	0	0
	支店	13	8	5	0
地銀方行	小計	18	15	3	0
	本店	11	10	1	0
	支店	7	5	2	0

上述の36の婦人（又は青婦）対策機関にはそれぞれ役員がおかれているが、平均4.3人である。その中、女子の割合は約80％、男子は20％であり、数の上からは女子が主体となつている（第

130表)。

これら各支部の婦人対策機関では、大多数（約 80 %）は役員会議を持つており（第131表)、その多く（28 中 18）は月1回以上の会合を開いている（第132表)。

婦人全員の会議も婦人対策機関を持つ組合のほとんどが（36 中 33）少くとも年1回、多い場合は月1回開催している（第133表)。

第132表　銀行労組未端組織の婦人対策役員の会合一カ月についての開催回数（組合数）

1952年9月　婦人少年局調

一ケ月開催回数別		対策機関役員会議数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	随時	1カ年につき 2回	4回	6回	8回	28回以上
総数		28	10	3	3	–	1	–	1	1	4	1	1	1	–	2
都銀市行	小計	13	3	2	1	–	–	–	–	1	3	1	1	1	–	–
	本店	5	1	2	1	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–
	支店	8	2	–	–	–	–	–	–	–	3	1	1	1	–	–
地銀方行	小計	15	7	1	2	–	1	–	1	–	1	–	–	–	–	2
	本店	10	6	–	2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2
	支店	5	1	1	–	–	1	–	1	–	1	–	–	–	–	–

第133表　銀行労組未端組織の婦人組合員全員の会合開催数（年間）（組合数)1)

1952年9月　婦人少年局調

年間開催数	総数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	なし
総数	36	6	8	3	7	1	1	–	1	–	–	–	6	3
都市銀行	18	–	5	2	3	1	1	–	–	–	–	–	5	1
地方銀行	18	6	3	1	4	–	–	–	1	–	–	–	1	2

註 1)　婦人対策機関のある組織についての数。

Ⅱ　労働協約と婦人

第134表　銀行の労働協約締結状況1)（組合数）

1952年9月　婦人少年局調

労働協約の締結		総数	都市銀行	地方銀行
組合総数		31	8	23
締結していない		6	1	5
締結している	小計	23	7	16
	昭和25年8月以前	7	2	5
	昭和25年9月以後	16	5	11
交渉中		1	–	1
不明		1	–	1

註 1)　労働組合本部に対して、郵便調査し、回答のあつたものについての結果である。

銀行の労働組合では、本店、支店とも本部一本で大部分が労働協約を結んでいるが、地方銀行の方が締結している割合が少い（第134表)。しかし、その協約中、特に女子に関する條文を含むものは、この調査の結果では都市銀行は全くなく、地方銀行も4分の1にすぎない（第135表)。

その地方銀行の労働協約中女子に関する條文の4つの例をみると、男女の均等待遇に関するものと、女子の労働保護に関するものである。たとえば、均等待遇については、

第135表　銀行の労働協約中女子に関係ある條文の有無

1952年9月　婦人少年局調

女子に関係ある條文	総数	都市銀行	地方銀行
協約総数	23	7	16
あり	4	–	4
なし	19	7	12

○福2銀行労働協約

第5條、女子の待遇はその能力に応じ、男子並に改善すること。

○青2銀行労働協約

第36條、男女同一能率、同一賃金の原則を守ること。

第4條、銀行は従業員を人種、性別、信條、門地、又は身分を理由として差別的取扱をしない。(上記以外の細目は就業規則で目下交渉中との註が付されている。)

の様に、いづれかと云えば、宣言的條文で、具体性に欠けている。

又、女子の労働保護については、たとえば、

第136表A　銀行の労働組合が婦人組合員の為に要求した事項1)（本部）

（1951年10月～1952年9月）

1952年9月　婦人少年局調

内容		総計	都市銀行	地方銀行
調査組合総数1)		31	8	23
労働條件	小計	9	8	1
	労働時間外勤務に対する給与の支給	1	1	–
	男女同一賃金の要求	2	1	1
	能率給の差を縮める事	1	1	–
	賞与に於ける男女差撤廃	1	1	–
	退職金支給率引上	1	1	–
	生理休暇要求	3	3	–
厚生	小計	25	9	16
	事務服について	22	8	14
	女子理髪日を週2回にする	1	1	–
	各種サークル活動への補助	2	–	2
施設	小計	4	–	4
	女子洗面所の設置	1	–	1
	休憩室の設置	2	–	2
	娯楽室の設置	1	–	1
その他	小計	4	1	3
	結婚資金の支給	2	1	1
	結婚後退職の強制反対	1	–	1
	女子行員の地位向上に関する件	1	–	1
不明		1	–	1
なし		8	–	8

註 2)　内訳は事項別にしたために、これを総計したものは調査組合総数と一致しない。

○宮2銀行労働協約

第 37 條、女子職員の出産当日及び前後各 42 日は有給休暇とする。

○石1銀行労働協約

第 38 條、生後1カ年に達しない幼児を哺育する必要あるものは、午前午後各 30 分、一定時間を定めて休憩時間の外に哺育時間をとることができる。

などの他、生理休暇等の規定がふくまれる。

要するに、労働協約からみた場合、銀行の労働組合は婦人の問題について、大して考慮を払っているように思われない。

▌ 労働組合が婦人のために何をしているか

イ、労働組合が婦人のために要求したる事項

銀行の労働組合が婦人のためにどんな事を要求しているかをみると、そのほとんどが、事務服に関するもので、ここに銀行の労働組合の特異性がうかがえる。これは各銀行労働組合本部でも、又、各店の支部でも同様である（第136表A及びB）。その他の労働條件や職場施設に関するものは比較的少いが、労働條件に関するものは、男女同一賃金、能率給、時間外労働勤務手当等に関するものが多く、職場施設としては、休けい室、更衣室に関するものが多い。

第136表B　銀行の労働組合が婦人のために要求した事項（各支部）

1952年9月　婦人少年局調

項目別		獲得したもの		交渉中のもの	
		都市銀行	地方銀行	都市銀行	地方銀行
調査組合数		34	32	34	32
労働條件	同一賃金	2	1	0	0
	手当(早出、転勤)	0	1	0	1
	退職金改訂	2	0	0	1
	結婚資金	0	1	1	1
	生理休暇	1	1	1	0
	労働時間	0	0	0	0
事務服	貸与	6	11	1	1
	増貸	3	1	2	0
	更新	2	2	0	0
	改善	3	1	0	0
	更新時期	3	0	0	0
被服購入資金融資		0	0	2	0
職場施設	更衣室	3	1	1	2
	休憩室食堂	0	2	0	0
	化粧室	0	2	0	0
	女子便所	1	0	0	0
教養娯楽行事及び施設		0	1	0	0

第137表A　銀行の労働組合が婦人組合員の為に行つたこと（本部）

（1951年10月～1952年9月）

1952年9月　婦人少年局調

内容		総計	都市銀行	地方銀行
調査組合総数		31	8	23
労働教育	小計	17	5	12
	講演会	4	2	2
	青婦人代表者会議への参加	2	2	–
	組合学校の開催	2	–	2
	懇談会	1	–	1
	雑誌の発行	8	1	7
教養娯楽	小計	27	9	18
	文化祭	5	1	4
	音楽会	2	1	1
	レコードコンサート	2	1	1
	コーラス	3	1	2
	演劇	3	–	3
	ダンスパーティ	4	2	2
	華道	4	1	3
	茶道	2	–	2
	琴	1	1	–
	レース編物講習会	1	1	–
運動	小計	19	6	13
	運動会	2	–	2
	リエクレーション大会	1	–	1
	ハイキング	1	–	1
	バレーボール	6	2	4
	ピンポン	4	2	2
	ソフトボール	1	1	–
	テニス	1	1	–
	海水浴	2	–	2
	スキー	1	–	1
その他	小計	2	–	2
	青婦人部の結成	1	–	1
	男女同一賃金の要求	1	–	1
不明		2	2	–
なし		7	–	7

註 1）銀行労組本部に対し郵便調査した結果である。

ロ、労働組合が婦人のために行つた行事

銀行の労働組合が婦人のために行っている行事の中、婦人の労働教育には比較的重点がおかれず、文化祭、ダンス、華道などの教養娯楽に関する行事が最高をしめており、スポーツ関係が第二位をしめる。比較的知識階級の組合であるためか、労働教育の方法としては機関紙（又は誌）の発行が可成多いかである（第137表A、B）。

第137表B　銀行の労働組合末端組織が婦人のために行つた行事（支部）

1952年9月　婦人少年局調

行事	総数	都市銀行	地方銀行	行事	総数	都市銀行	地方銀行
総数	65	40	25	ダンスパーティ	4	3	1
華道、茶道	5	2	3	雛祭り	1	0	1
新聞発行	4	0	4	運動会	3	2	1
懇談会、講演会	8	5	3	ピンポン大会	6	5	1
藝能祭（文化祭）	4	3	1	テニス大会	2	1	1
演劇会	5	4	1	野球大会	1	1	0
映画鑑賞会	2	2	0	ソフトボール	1	0	1
読書サークル	1	1	0	バレー大会	8	5	3
音楽	1	0	1	登山	1	1	0
ユーラス	3	1	2	水泳	1	1	0
レコードコンサート	4	3	1				

要するに、労働組合が婦人のために行つているところからみると、銀行の労働組合の活動は婦人の労働條件や地位の向上よりは、むしろ被服や教養の向上という面に力をおいている様に思われる。

第六部

銀行女子職員の声

以上、銀行における婦人の雇用、労働條件、職場施設などの実情をみてきたが、これらの銀行に働いている婦人自身は、職場や自分の仕事についてどう考えているであろうか。彼女らが無記名で綴つた職場についての感想から、その傾向を覗つてみることとしたい。

これらの感想は別に強制したものでなく、調査票の最後の欄に自発的に記入してもらつたものであるが、大体、調査対象となつた女子職員の40％以上をしめており、その手記は後に示す様に、デスク・ワークの労働者らしくかなりまとまつた表現を持つている。たゞ、これらの手記を通讀してみて感じることは、女子職員の眼を通してみた銀行という職場は、案外、暗い面を持つているということである。これは、これらの婦人の声が職場に対して否定的、批判的なものが圧倒的に多く、肯定的な満足や喜びを表現したものが稀であつたためである（第188表）。この様に否定的な態度が示されるのは、設問方法、（感想を自由にかゝせるという）によつて強く現れてきたもので、手記を書かない人々の中には、職場の現状に満足して云うべきことのないものが多いことも予想される。しかし、ほとんど同様の方法で得た電話交換取扱者の手記には[註1)]20乃至30％以上の肯定的な態度が反映されていたのと比べて、銀行女子職員の声には、暗いものが多かつたのが印象的であつた。

第138表　銀行女子職員の職場に関する手記の傾向

1952年9月　婦人少年局調

態度の傾向	実数		％	
	都市銀行	地方銀行	都市銀行	地方銀行
	人	人	％	％
調査対象数	2,289	1,614	100	100
記入者数	966	776	42.3	48.1
肯定的	62	38	2.7	2.4
否定的	994	738	39.2	45.7
否定的でも肯定的でもない	10	0	0.4	0

第139表　銀行女子職員の職場に関する感想[1)]の種類

1952年9月　婦人少年局調

感想の項目別	実数		％	
	都市銀行	地方銀行	都市銀行	地方銀行
	人	人	％	％
調査対象数[2)]	2,289	1,614	100	100
記入者数	966	776	42.3	48.1
労働條件 労働時間	284	222	12.4	13.8
労働條件 賃金	344	324	15.2	20.1
地位	277	124	12.1	7.7
職場の施設等	36	106	1.6	6.6

註　1）女子職員3,903人に対し、職場に関して感想記入を依頼した結果である。
　　2）同一人が項目一つ以上を記入した場合があるので記入者数と各項目の合計は必ずしも一致しない。

調査票には、労働時間、賃金、職場の地位、施設、その他と五項目に分けて感想の記入場所を指定してあるが、その何れの場所に記入してあるかを問わず、その手記の内容によつて区分してみると、大体、第139表の様になる。

中で最も多かつたのは賃金と労働時間に関するもので、職場の地位に関するものが、それに次ぎ、相当多

註　1）「電話交換作業における婦人労働の実情」労働省婦人少年局婦人労働資料第16号、1953年11月。

く、職場の施設に関するものは、最も少かつた。

1 労働時間について（第140表）

第140表　銀行女子職員の労働時間に関する感想の種類

1952年9月　婦人少年局調

労働時間についての感想		都市銀行 % 人	地方銀行 % 人
記入者数		100 (284)	100 (282)
現状に満足		16.2	13.5
時間外労働に関する不満	小計	63.4	58.1
	残業があつて困る	30.6	32.8
	早出をなくしてほしい	4.2	7.2
	始業、終業が不規則で困る	25.4	11.7
	基準法のため残業できぬ	1.4	5.9
	その他	1.8	0.5
休憩時間に関する不満	小計	15.8	23.4
	休憩時間を自由に使いたい	9.5	19.4
	昼休みを長くしてほしい	2.1	3.6
	昼休以外の休憩がほしい	4.2	0.5
生理休暇をとりたい		1.8	1.8
年次有給休暇を完全に利用したい		1.1	1.4
その他		1.8	1.8

註 1) 同一人が一項目以上に記入しているので合計数は記入者数と一致しない。

労働時間についての感想には、他の項目に比べて、比較的、現状満足なものが多いが、それでも約95％のものは、不満を訴え、改善を要望している。労働時間関係の不満、要望の大半は、時間外労働及び休けい時間についてであり、特に時間外労働に関するものが圧倒的である。次に、それらの代表的な例を示しておこう。（以下原文通り）

イ、現状に満足

○労働時間については普通の個人会社や商事会社の様に不規則に洗れる事は全くなく、実にきつちりと守られています。やはり銀行と云う企業体であるためでしようか、個人の事情のために時間がおくれたり早くなつたりする事はありません。この点で私達は一応満足しています。（地銀・本店）

ロ、時間外労働に関する不満、要望

1. 残業があつて困る。苦しい。

○勤務時間の長い上に給料が少なく、仕事の量が多いので残業をしなくては片付かない故に、年少者にても毎日一時間乃至二時間位残業する結果、過労の為病気になるものが多い。

（地銀・支店）

○私が入行して最初に入つた課は当時、退職で二人程動いたせいもあつたでしようが、すごい労働過重でした。定時の五時に帰る事は絶対なく、見習いの頃から六時過ぎ、普通七時近くで時には日曜日勤務を二日程しました。予想以上にあわたゞしい事に吃驚しました。と同時に帰宅すると体がしんから疲労し、睡眠時間も常より三時間超過する程となりました。現在の課はこの様な事がありませんが、以前の課は悲惨でした。二人程去られたのに対して入行当時未熟な手にソロバンを握つて必死でした。（皆とあわせて行くために）職場につく心がけとしてこれ位の事は当然予期していた事でしたが、理解をしてもらえず、聞いてもらう人すらない私達は苦しい暗い日々を過しました。又、速記という特殊技術はまだ完全に修得もしていませんし、理解してもらえず、五倍の時間がかゝります。飜訳を毎日家へ持つて帰り、食後すぐにとりかゝり就床する迄、そして出勤前していました。涙のにじむ苦しい労働過重でした。現在同じ課に理解して下さる方が一人居り非常に楽になりました。楽をするのが一種の娯楽とも何とも決して思つてはいません。休の余暇に職務のやりかた、心がまえ、実際の向上、もつと考察し改善し、努力をつづけてゆく事が私の前には山積している事を意識しています。

（都銀・本店）

○労働基準法で婦人の労働時間は八時間と定められているが、実際の場合は、各職に依つて大分相違があつて早く仕事が終つて五時頃には大抵退行出来る所もあるようだが一週間の内必ず三月位残業しなければ間に合わない状態である。仕事の性質上止むを得ないと思うが、結局は人員の問題であるから、人員の配置について考えて戴き度い。

（都銀・本店）

2. 始業、終業の不規則について

○朝出勤した時と帰る時には、勤務簿へ時間を記入する事にしています。そして、次長がこれに印を押されます。その為か、大部分の方がいつも仕事が済んでも、ぐずぐずしていて片づけない。帰らない、と云う傾向です。私の係では、主任を始め、早帰り運動の先頭に立つていますので、夕方、出納係が合いましたと云う合図にベルをならしますから、すぐ片づけて帰ります。あの係はいつも一番早くてひまなのだらう、いつもこう皆さんに云れるのです。何のひまがありましよう、時間中は一生懸命働きます。お席を離れたる事などありません。要領のよい方は、時間中は、ぼやぼや皆の帰る頃に忙しそうにばたばた、次長達は、毎日御苦労さんと云つた度合です。時間中は一生懸命働き、夕方ベルが鳴りましたら誰にきがねする事なく、気持良くさつさと帰れる様になりたいものです。

（都銀・支店）

3. 労働基準法にしばられて残業できない

○責任のある仕事を持たされゝば、月末決算期等午後八時以後も仕事をする事になるので役席が帰れと言われると帰らなければならないし困る。法は法として自分の意志に基くものならいいのでないかと思う。当時の役席は8時になると必ず女子は帰れと言われる。全く有難いと思うが、一面、女子は使い物にならないとされる事が困る。月末月始四日間位は午後十時位迄銀行女子職員に限り許下してほしいと思います。

（地銀・本店）

○自分の意志によつて時間後、勤務をする場合は別に2時間と定められなくても3時間位は許可されてもよいと思う。仕事の性質上、労働基準法が適用されるのが却つてこまる事がある。具体的に云えば責任のある仕事はさせられない。2時間の時間外勤務をさせたら退行してもらわなければならないからと云う様な結果になつてくる。

（地銀・支店）

4. そ の 他

○朝九時——夕方五時半迄の労働時間は、大体、理想的と思う（健康者において）又銀行の職場では、残業迄して、仕事をする人の方がそうでない人より分がよいという傾向が強いようである。一定量の仕事を、非能率的に扱つて、残業時間まで持ちこすやり方と、時間内に完全に処理して、なるべく早く帰るやり方と、一体どちらがその人のためにも、銀行のためにもなるか……ということを考えなければならぬ。今の残業業務の質的内容は全く疑わしいと云わざるを得ない。

（地銀・本店）

ハ、休けい時間に関する不満、要望

○まとまつた休憩時間がほしい。食事など交代制なので、全然休憩しないときの方が多い。営業時間中で止む

を得ないが、余程多忙なとき以外、50分～60分位時間をきめて交代制にしたい。決算期とか年末とかを除き、大体8時間労働は守られているので、過労とは思わない。

○同じ銀行の中でありながら営業場にいる私達はおひるの休憩時間がなくお食事は交代で御飯をかみかみすぐお席へ戻り次の人と代らなければなりません。お客様と関係のない外の部の方達は一時までゆつくりと屋上で日向ぼつこをや煙草をふかしています。銀行も郵便局と同じように、12時から1時まで休憩時間があつたら本当に嬉しいと思います。

Ⅱ 賃金について（第141表）

第141表 銀行女子職員の賃金に関する感想の種類

1952年9月 婦人少年局調

賃金に関する感想		都市銀行	地方銀行
		% 人	% 人
記入者数		100 (344)	100 (324)
現状に満足又は諦観		3.2	1.3
不満又は要望	小計	96.8	98.7
	給与の増額を望む	27.3	38.0
	他の銀行に比べて低賃金	7.3	9.9
	給与賞与の男女差が大きい	25.6	32.1
	昇給率の男女差が大きい	10.5	3.7
	学歴による給与差が大きい	1.7	1.9
	上下の給与差が大きい	2.3	0.3
	各部による給与差が大きい	3.5	0
	昇給率が低い	1.7	0.6
	給与率に勤続年数を重視してほしい	1.7	2.5
	事務の繁閑によつて給与差をつけてほしい	0	2.8
	残業手当を正当に支給してほしい	2.6	0.9
	扶養家族手当を支給してほしい	1.5	2.5
	技術手当がほしい	1.7	1.5
	その他	8.4	2.0

銀行女子職員の賃金に関する感想としては、現状に満足していることを表現している場合は、稀であり、不満や要望を表明しているものが、95％以上である。この否定的意見の中で、殊に顕著なのは、給与や昇給率の男女差についてであり、約35～6％のものがそれである。その他に、給与の増額を望むものが略同じ割合であるが、これは他の職場にもよくみられる意見である。

イ、給与の増額を要望

○1. 毎月2,000円貯金をすると、本当の小遣は全然ない位になります。あと手取1,500円位多くなつたらと思います。（貯金は3月か4月ためて衣服費にあてています。

2. 私のやりくりが下手なせいか、毎月月はじめになるといつも苦しくなつてしまうので現在の毎月10日の支給日が10日と、25日位の2回になつたらと希望します。

（都銀・本店）

○現状で特に不足という事はないが、もう少し増額になればもう少し生活にゆとりが出来、教養方面にまわす事が出来ると思う。現在、何か身につけようと思つても、すべて月謝が高く、いつも被服費等に追われて未だに何も身につけ得ないでしまつたが、ゆとりが出来れば習得したい事も沢山あるので、今少し、昇給して下さればと残念に思う。

（都銀・本店）

○現在の給料の手取では我々の様に親がなく兄弟でやつているものでは家に收入のほとんどを入れてしまうのでお小遣はおろか月々の雑誌を買うのがやつとです。別に小遣として沢山はほしくはないのですが、将来、又

現在の為、自分の人格並に教養又、生活のためにしておかなければならない事すら出来ない状態です。もう少し自分の自由になるだけの余裕のある收入がつくづく欲しいと思います。收入と生活費の割合を出して見た時約70％が私の場合には生活費にしめられているわけです。昔から食費に70％以上もかゝる生活は貧民とされていると思います。せめて銀行につとめていてこれ以上の生活をのぞむのは無理でしようか。

（都銀・本店）

ロ、給与、昇給率の男女差

○(イ) 勤続年数ニヨル給料ノ差ガ少ナイ。

(ロ) 手当ガA、B、C、D……ハ給別ニナツテイルガ女性ノ場合、何年勤メテモCヨリ上昇シナイ。然シ男性ハ3年位ノウチニA級トナリ、新制高校出ノ男性ナラ勤続10年ノ女性ヨリ收入ガ多イ。

(ハ) 一家ノ支柱トナツテイル女性ニハ、男性ト同様ニ家族手当ヲ下サツタラドンナニヨイデショウ。ソノ大部分ハ父親ガ無ク幼イ多クノ弟妹ヲ通学セネバナラヌ人達デアリマス。

（地銀・本店）

○他の会社の方の話を伺いますと、当行程給料の男女差はないようです。現在同年齢同学歴の男女を比較した場合、その勤続年数が長くなればなる程その差が著しくなつて来ている様です。男女、各各百％の能力を出して仕事をしているならば、女は事務補助だとか腰かけだとか云う考えはすててあくまで一本の線で行くべきではないかと思います。

（都銀・本店）

○男子の昇給はその人の事務能力によつて差がつけられているが、女子の場合は大体平均され、能力ある者は事務量の割に昇給率が悪い様に思う。もう少し考慮されたらと思う。

（都銀・本店）

○あまりに男女の差がある。入行当時は同一本俸であつても、一年、二年後にはその差が大きい。能率給を加味した差とはいえ、どうも不審に思える。入行三年頃までは、決して、男子に優れずとも劣るとは考えられない。

（地銀・本店）

○初任給は男女同じであるが、仕事の配分などが異り男の人の方がよい仕事をもらえる。とかく女の人は雑用が多くなるため仕事が出来ない。それを認めず仕事のみ考え昇給率も異る様であるが不当だと思う。仕事の能率を少し考えてもらいたい。女の人にしても家政科を出ても給料は全然よい。何も仕事に関係ないし経済が許せばだれでも行かれる。平等にしてほしい。

（都銀・本店）

○少いとも言えないけれど決して多いものではない。こんな言葉が毎月の給料日に揃の口をついて出て来る。曰く、所得税、厚生年金、失業保険料……○○会費、何んと少い給料の中から引かれるものの大きい事か。男性とも同じ事とは思うけれど、又それに加えて女性と男性の昇給率の差があまりに大きいのではないか。自己の内面的充実をはかろうとすると、あまりにも少い給料を見る度に夢も半減してしまう。何かだんだんと心にゆとりがなくなつて行つてしまう様な気がする。

（都銀・本店）

○入行して半年になります。規定では年に一回昇給する筈なのに未だに昇給は1回も行われません。最も同時に入行した男子行員のみ、昇給がありました。年数が経つにつれて、男女の給料の差は益だしく拡つて行き

ますが何故か分りません。皆陰では大いに不満がつていても、口に出し切る人が居ません。過去に、その事で馘首された女子行員がある為、神経過敏になつています。何しろ、私達の銀行では云うだけ馬鹿をみるという諦めの空気が何事についても充満しています。それだけ上役の権威は絶体的なものなのです。

（地銀・本店）

ハ、学歴による昇給の差

○給料について、大体銀行の給料の基準は、学歴と勤続年数による。勤続年数を重んずるのは大いに結構、進歩的であるとも云える。又学歴も専門を習得しているかいないかでは大分違う事だから差があつても当然だと思う。此れ等の問題は矢張り時々組合でも討議される事であるが普通とり上げられない様な事に大きい意味が含まれている事を私は指摘し度い。どこの職場でも事務経験があれば何％かは十（プラス）されるのではないだろうか？　必ずしもその職場を変つたという事は個人の責任だけに帰せない場合があるにも拘らず、却て一（マイナス）されるという事は何うしても納得出来ない。この様な事は実に下らない封建的思想の片鱗ではないだろうか。新入行員に比べれば三年も勤続年数が多いのにも拘らず未だその人達よりも下まわる給料で甘んじなければならないと云う事は悲憤に堪えない事であり、生活の半分以上を支配される職場に於て何時もこの様な矛盾を抱きつつしかもその憤激の訴え所がないに等しい事は正に悲しむべき事と思う。

（都銀・本店）

ニ、早出残業手当の支給

○① 女子行員は居残りの場合、男子行員と同じ仕事で同じ時間まで働いてもその手当はずつと低く、又、居残時間も少なく書かれて提出される場合がありますが、それはとてもいけないと思います。女子は夜の仕事が基準法によれば出来ないとあつても事実上しているのでありますから手当の方もそれだけいただきたいと思います。悪く解すればどうせ居残りしても何の結果も得られなかつたら馬鹿らしい残つていて働いても結局損だから早く帰つた方が良いと思われる方も多々あると思いますから、そこをもつと考えてほしい。

② 女子行員の早出……早出ともなれば普通よりおそくても一時間前に来て掃除しなければなりません。この早出にも手当がつく様になりたいものです。

（地銀・本店）

○昼食時に 45 分休める事になつているが、それは労働時間外となつており、故に九時～五時四十五分迄が労働時間である。しかし、1時間位残業しても今だかつて残業手当と云うものがついたためしがない。たまたま主任さんの好意によつてつけてもらつた事もあるが、自分では残業しても認められない仕事をあたえておいて、早く帰つてくれと云われても帰るわけには行かないのである。

（都銀・本店）

○ 5、6 月頃には相当忙しく色々悲かんすることもあるが、近頃は大分楽になつた。労働時間としては楽な方だと思うが、朝は女の人は早く行くのでそういう手当が出るべきだと思う。職場において女の人は掃除をする義務はないと思う。家庭と職場とは異る事を認識してほしい。

（地銀・支店）

■ 職場の地位について （第 142 表）

職場の地位について、銀行の女子職員は、現状に満足しているという意見は、ごく一部の人達によつて表明されているが、職場の地位について何か不満や要望を記しているものが、大部分である。中

でも、圧倒的に多いのは、男女による昇格、一般的な取扱や考え方の差別、女子に雑用の多いことなど、男女職員の地位の不平等に関する不満である（第 142 表）。その他、身分制に関する不満、封建的な考え方、取扱に対する改善を望んでいるものも、かなりある。その中の代表例を二、三あげて、その一端を示しておきたい。（原文のまま）

イ、男女の地位についての不平等

1. 昇格について

第 142 表　銀行女子職員の職場の地位に関する感想
1952年 9 月　婦人少年局調

職場の地位に関する感想		都市銀行 % 人 100 (277)	地方銀行 % 人 100 (124)
記入者数			
満いる足して	小計	6.5	6.4
	現状に満足、又は諦観	5.8	3.2
	男女差はない	0.7	0
	婦人の地位は認められている	0	3.2
男いて女の地位につ不平等不満	小計	63.9	76.6
	昇格の男女差をなくしてほしい	23.1	37.9
	一般の取扱、考え方に男女差をなくしてほしい	18.1	15.3
	責任ある地位につきたい	6.1	8.1
	女子の雑用が多い	16.6	15.3
その他について不満	小計	38.9	21.8
	身分制をなくしたい	11.9	9.7
	縁故関係による昇格をなくしたい	0	1.6
	職場による昇格の不平等をなくしたい	1.1	0
	封建的すぎる	4.3	8.1
	その他	11.6	2.4
考えたことがない		3.6	4.0

註 1）同一記入者が1項目以上記入している場合があるので、項目の合計は記入者数と必ずしも一致しない。

○職場の地位について銀行だけでなく、どこでも女子は同じ様な状態ではないかと思う。男子は入行後二、三年で優秀な人は次次に昇進して、課長代理、課長あるいは支店長代理など重要な地位につかせるようである。その様な競争がとてもはげしい。しかし、私達は二、三年たつても、たゞ、課内の移動があるだけで別に、地位などは何もない。又、その資格がないからであろうが、男子と同じ様にいかないまでも、その様な地位の向上が少しでも与えられるなら、女子も男子と同じ様に銀行に関心を持ち、勉強もするであろう。

（地銀・本店）

○女はいかに古く、そして事務に精通しても結局一事務員にすぎず、朝は当番で早出、そして、お茶くみ、それをいうのではないが、ただその上に最近、学校を出て勤めた男子より仕事の面でも役にたつことが多いので、忙しさは倍加される。給料の点と同じく、実際にできる人間は何らかの形で認めてほしいと思います。

（都銀・本店）

2. 取扱、考え方の男女不平等

○現在の状態をみると、女子の地位が決して、男子と平等とは云えないと思う。長年、務めていても、女子行員は入行当時とほとんど同じ仕事しか与えられていない。女子行員自身にも一時的な腰掛けの気持を捨てねばならぬことは云うまでもないが、男子行員の方ではじめから女子を同等の行員とみない様な気持がある様だ。女子にしても勉強もせずに、男子と同様の地位を望むことは不当であるから、希望するものだけにでもよいから、女子にも男子行員と同程度の講習を入行当初に実施するなどの措置を望む。

（都銀・本店）

○婦人の地位は依然として一向に向上していない。男性はまだ、封建思想というのか、女性は男性の召使であるかの如く考えている様だ。もつと男性に自分の仕事は始めから終りまで自分で仕とげるようにしてもらいたい。一寸、面倒な仕事や席を立たねばならないような仕事は女性がするのが当然という様な顔をして云いつける人が多い。女性は頭が悪いものと決めこんで、少し大切な仕事だと『君達ではだめだ』と称してとりあげてしまう。女性の仕事に対する熱意が少い事も反省しなければならないが、頭から女性にはできないときめてしまわれるのは、残念です。私達も、最初から男性と同様に説明を受ければ結構できる仕事はまだ沢山あると思う。もう少し、女性の才能というと大げさにきこえるかも知れないが、能力を認めてもらいたいと思います。

（都銀・本店）

○私の今、勤務しているところは、他に比して民主化されていると云われています。本来の消極性がそうさせるのでしようか。私は男女共学で完全に近い同権を与えられてきました。ところが、入行後、封建思想のふんいきの中に一時はもがき、おうのうしました。全く、息ぐるしく感じられ、中でも女性は低級なものと意識している男性の態度に悲憤をおぼえた事も何度かありました。私は派手な表立つことを望むのではありません。ただ、もつと、女性の人格を認めてもらいたいと念願しています。地位、そして男性の特権と、私はとのかたく閉された鉄の扉をもう少し開いていただくことを希望しています。女性の入つてゆける余地がもつと広くほしいと思います。

年令の体験、地位の試練、そして男性の立場を眞直ぐに認め、そしてその中で三分の一をしめる女性の希望、悩悩、そして人格を多くの人々に認めてもらいたいと思います。新旧、男性、女性の切磋たくまがあつてこそ、眞にすべての人格が認められた明朗な職場道徳がつくられ、職場に愛情がわき、広い意味で強固な団結がつくられると信じます。

（地銀・本店）

3. 女子の雑用

○とかく雑用が多く損をする。仕事を考えられているに拘らず、他のものを云付けられることが多い。それで女の人に仕事量が少いといわれるのは全く悲しい。女の人は男の人の給仕のつもりで働くのではない。男の人の下にすべて女の人を扱うのはよくない。でも私のいる職場の男の人は全部大学出、しかも、官大がほとんど、その点もあるかも知れないが、女の人を全く無視するのがつまらない。少しでもついてゆかれるように導いてほしい。

（都銀・本店）

○女子は男子と同じ地位にあつても、種々雑務（たとえば、来客のお茶出し等）が多く、仕事において男子と異るが、異つた領域において女子の活躍を認めてほしいと思います。

がいして男子と同じ能力があつても、いろんな雑務が多いため、大いにその能力を発揮できず、仕事中にも度々席を立つて能率度も低く、仕事上一面からみられ、その努力は認められない。

（地銀・支店）

ロ、そ　の　他

4. 職制について

○私たちの銀行では職制があるけれど、そんなものはない方がよいと思う。男性にも、この地位をごく一部の女性に与えられることにも、何かレッテル的存在を持つ職制はない方がよい。人の價値はその人の持つ人間性、能力が表わすのではないだろうか。現在の私たちの職場をみると、地位などにあくせくして追いまわされて、始終気にしながら仕事をしているけれど、不健康だと思う。

（都銀・本店）

Ⅳ　職場の施設等について

第148表　銀行女子職員の職場の施設等に関する感想

1952年9月　婦人少年局調

職場施設等に関する感想	都市銀行 % 人	地方銀行 % 人
記入者数	100 (36)	100 (106)
厚生施設を完備してほしい	11.1	6.6
休憩室がほしい	39.0	12.3
更衣室がほしい	11.1	22.6
食堂がほしい	8.3	20.8
娯楽室がほしい	16.6	17.0
図書室がほしい	2.8	3.8
運動設備がほしい	11.1	9.4
事務服がほしい	0	15.1

註 1) 同一記入者が1項目以上記入していることがあるので各項目の合計は必ずしも記入者数と一致しない。

職場の施設や福利厚生についての感想は最も少いが、都市銀行では、「休けい施設がほしい」というものが、これに関するものの約40％をしめており、地方銀行では更衣室と食堂が第一位をしめている。その他娯楽室、運動設備、事務服なども多い方である。これについての手記は、あまり複雑なものがないので、表のみを掲げて例は省略することにしたい。

以上、女子職員の声を通してみた銀行という職場は、少くとも、婦人の立場からは男女の取扱が不平等な面がかなり強く意識されていることが窺われる。それにも拘らず、労働組合の婦人対策にはほとんど、この問題が表面に出ていないのは何故であろう。

附　　錄　I

銀行女子職員勞働実態調査票

個人別調査票—様式A

整理番号
No.

調査者氏名印（　　）　　労働省婦人少年局

調査期日　昭和 27 年（　　）月（　　）日

事業所名		事業所番号	
1. 氏名		2. 男女別	○男 ○女
3. 生年月日	（　）（　）年（　）月	※	
4. 入社年月	（　）（　）年（　）月	※	
5. 扶養家族	○なし　○あり（　　）人		
6. 現金給与総額	円	備考	
イ、毎月きまつて支給する給与	円		
ロ、臨時に支給する給与	円		
7. 総労働日数	日		
8. 総労働時間数	時間		
9. 生理休暇日数	日		

※印の欄は何も記入しないこと

銀行女子職員勞働実態調査票

整理番号	※ No.

—個人別調査票—様式B—　　労働省婦人少年局

調査の目的　皆さんの生活環境とお仕事の実情を皆さんから直接に伺いたいというのが、この調査の目的です。どうぞ御協力下さい。

書入れ方
1. あなたの名前はいりません。
2. ○印のついているものは、その中から一つだけえらんで●のようにぬりつぶして下さい。
3. （　　）の中には、その答を書き入れて下さい。
4. 右側の※印の所には何も書かないで下さい。

1. 記入年月日　昭和 27 年（　　）月（　　）日
2. あなたの勤務先　（　　）都府県（　　）市町（　　）銀行　本店 支店
3. あなたの住居　○家族と一緒　○銀行の寮又は社宅　○間借（自炊）　○下宿外食又は賄つき　○その他（　　）
4. 家族の住んでいる所。（　　）都府県（　　）町村
5. あなたの家の家計を主になつて支えている人は誰ですか。
   ○自分　○夫　○父　○母　○兄弟　○姉妹　○その他（　　）
6. あなたの家の家計を主になつて支えている人の職業。
   ○銀行員（○自分　○その他）　○農業　○小売業　○職人　○工員
   ○会社員（銀行員は除く）　○公務員　○教員　○医者　○無職
   ○その他の職業（　　）
7. あなたの家族は自分も入れてみんなで何人ですか。
   ○自分1人　○2人　○3人　○4人　○5人　○6人　○7人　○8人　○9人　○10人
   ○11人以上
8. 自分も入れてあなたの家族の中で何人働いていますか。（家業も含めてかくこと）
   ○自分1人　○2人　○3人　○4人　○5人　○6人　○7人　○8人　○9人　○10人
   ○11人以上
9. あなたの最後に卒業した学校は次のどれですか。
   ○尋常小学　○高等小学　○新制中学　○旧制中学（高女）
   ○新制高校　○旧制専門学校又は旧制高校　○新制大学　○旧制大学
   ○その他の学校（　　）
11. あなたは結婚していますか。

○未婚　○死別又は離別　○有夫　○その他（　　）

11. あなたは、なぜ勤めることにしましたか。

○家計を助ける為　○自分の生活費を得るため　○家族を養うため
○社会人としての経験をもつため　○家計補助と社会経験を得るため
○結婚費用を得るため　○家にいてもすることがないから
○その他（　　）

12. あなたは今の勤務先には採用試験を受けて入社しましたか。

○試験を受けて入社した　○試験を受けず知人の紹介で入社した
○その他（　　）

13. あなたの仕事の種類。（　　）

14. あなたの勤続年数。（　　）年（　　）月

15. あなたの職場の地位とその地位を得た年月。

○課長以上「（　　）年（　　）月から」　○係長「（　　）年（　　）月から」
○係長あつかい「（　　）年（　　）月から」　○一般の事務員
○その他（　　）

16. 昨日は何分間休けいしましたか。（　　）分

17. 過去一年間をさかのぼつて休日に勤務した事がありますか。

○全くなかつた　○大体（　　）回あつた。

18. 17に休日勤務をしたと答えた人は，代休をもらいましたか。

○もらわなかつた　○もらつた

19. 8月には残業がありましたか。

○なかつた　○一日大休（　　）時間で一月（　　）日位あつた。

20. 過去一年間を通じて最も残業の多いのはいつですか。

○わからない
○全く残業はなかつたか
○（　　）月
○（　　）月　は残業が多く　一日大休（　　）時間で（　　）日位あつた
○（　　）月　は残業が多く　一日大休（　　）時間で（　　）日位あつた
　　一日大休（　　）時間で（　　）日位あつた
○その他（　　）

21. 生理休暇はとろうと思えばとれますか。

○請求すればとれる　●とろうと思えばとれない中もないが、なんとなくとりにくい
○とりたくても全くとれない　○とる必要を感じない
○その他（　　）

22. 規定の有無にかゝわらず8月には生理休暇として何日休みましたか。

○休まなかつた　○（　　）日休んだ

23. ボーナスは除いて8月の給料は手取いくらでしたか。（給料袋在中の現金額）

約（　　）円

24. 8月にはボーナス（賞与）がありましたか。

○なかつた　○給料以外に（　　）円あつた

25. あなたは毎月給料の中から家にお金を出していますか。

○経済的に独立して生活をしている場合
○給料は自分の生活をまかなうだけで家にはお金を出していない
○給料で自分の生活をまかない、その上にお金を出している
○給料で自分と家族の生活をまかなつている
○その他（　　）
○その他（主として家族と一緒の場合）
○給料を全額出して家から大体毎月（　　）円位もらつている
○給料の一部を毎月（　　）円位出している
○給料の一部を（　　）月に一回（　　）円位出している
○定期的に出していない
○全く出していない
○家に出さないが給料の一部を毎月貯金している
○その他（　　）

26. 8月はいくら家にお金を出しましたか。

○全く出さなかつた　○（　　）円出した

27. あなたの給料の出納を記録していますか。

○している　○しない
○その他（　　）

28. 給料の出納を記録しているいないにかゝわらず、大体どのように給料を使つていますか。8月分を記入して下さい。

給料（手取）	（　　）円	
食費	（　　）円	又は家に（　　）円出す
住宅費	（　　）円	又は家に（　　）円出す
衣服費	（　　）円	又は家に（　　）円出す
教養娯楽費	（　　）円	又は家に（　　）円出す
化粧品代	（　　）円	又は家に（　　）円出す
貯金	（　　）円	又は家に（　　）円出す
その他	（　　）円	又は家に（　　）円出す

29. あなたの職場には労働組合がありますか。

○ない　○ある

30. 労働組合のあるところでは、あなたは組合の会合などに出席しますか。

○積極的に出席している　○積極的ではないが大体出席している
○あまり出席しない　○全く出席しない
○その他（　　）

31. あなたの職場について感想があれば、なんでも書いて下さい。

労働時間について、

給料について、

職場の地位について、

その他、

銀行女子職員労働実態調査票

様式C　事業所調査票
様式D　労働組合調査票

労働省婦人少年局

銀行女子職員労働実態調査票　様式C

1. 調査期日　昭和（　）年（　）月から　昭和（　）年（　）月まで
2. 事業所名（　　）　事業所番号（　　）
3. 所在地（　　）県（　　）市　電話番号（　　）
4. 調査者氏名印（　　）
5. 面接者職氏名（　　）（　　）
（　　）（　　）
6. 事業所の代表者氏名（　　）

Ⅰ　事業所の概況

イ、創立年月（　　）年（　　）月

ロ、就業規則　○なし
○あり（本店一本になつているか　○本店一本である　○支店で作る）

ハ、労働協約　○なし　○あり

ニ、労働組合　○なし　○あり

Ⅱ　就業状況

イ、分課組織図

（各課、各係ごとに男女別人員を記入すること、小使等をも忘れずに記入のこと）

ロ、昭和27年8月末日現在の在籍数

在籍数	男	女

ハ、職制又は身分制度はどうなつているか

（　　）

ニ、調査事業所の男女別職階別在籍数（小使等まで含めること）

	総　数								
女									
男									

ホ、大学卒で入社してから、普通の能力の人が係長級になるには何年位かゝるか、女子はどのようであるか

（　　）

ヘ、男女それぞれ何才で停年になるか　　男（　　）才　　女（　　）才

ト、長　欠　者（1カ月以上）

		総数	男	女
在籍者数				
長欠者	小　計			
	結　核			
	その他の病気			
	産前産後			
	其　の　他			

チ、年度末在籍者数

年　度	男	女
昭和 21 年3月		
22 年3月		
23 年3月		
24 年3月		
25 年3月		
26 年3月		
27 年3月		

（昭和 27 年8月末日現在）

リ、入社退社（昭和 27 年8月よりさかのぼつて一年間）

	入社		退社		在籍	
	男	女	男	女	男	女
27 年 8 月						
7 月						
6 月						
5 月						
4 月						
3 月						
2 月						
1 月						
26 年 12 月						
11 月						
10 月						
9 月						

Ⅱ 採　用

イ、採用方法（調査事業所が事実上行つている方法）

（　　女　　男　　）

ロ、具体的採用方法（本店採用の場合は調査事業所で推測したものでよい）

（女　　）
（男　　）

ハ、男子にきりかえる考えがあるか、ある場合はその理由（調査事業所で推測したものでもない）

（　　）

ニ、採用條件（調査事業所で推測したものでもよい）

（1）学　歴　　女　　男
（2）特技の有無
（3）年　令
（4）経験の有無
（5）配偶関係
（6）両親の有無

Ⅲ 労働時間、休けい時間、休暇

イ、営業時刻（普通の日（　）時（　）分より（　）時（　）分まで／土曜日（　）時（　）分より（　）時（　）分まで）

ロ、勤務時間

（1）始業、終業時刻（普通の日（　）時（　）分より（　）時（　）分まで／土曜日（　）時（　）分より（　）時（　）分まで）

（2）休けい時間

○交代で（　）分間づゝ休けいする　その実情

○一せいに休けいする（　）時（　）分より（　）時（　）分まで（　）分間

○その他（　　）

（3）1日拘束時間　（　）時間（　）分

（4）1日実労働時間（普通の日（　）時間（　）分／土曜日（　）時間（　）分）

ハ、残業時間（過去一年間について）

（　　）月
（　　）月　が残業が多く大体一日｛男（　　）時間　女（　　）時間｝位で延1月｛男（　　）時間　女（　　）時間｝位している
（　　）月
（　　）月

月始、月末大体一日｛男（　　）時間　女（　　）時間｝位で延1月｛男（　　）時間　女（　　）時間｝位している

ニ、休けい時間を過す場所及びその時間の外出について

場所	外出

ホ、年次有給休暇の日数について

（　　）

ヘ、生理休暇

（1）生理休暇の規定　○なし　○あり〔○労働協約　○就業規則　○その他（　　）〕

（2）日数及び手当　○無給（　　）日
○有給（　　）日で（　　）％

（3）請求手当

（イ）請求形式　○口頭でよい
○きまつた形式がある
その方法（　　）

（ロ）手続先　○各係長　○庶務係長　○婦人部の委員
○衛生管理者　○その他（　　）

（4）8月中の生理休暇請求状況
女子在籍（　　）人中（　　）人が請求し、延（　　）日

Ⅴ　給　与

イ、給与体系図及び給与の計算方法

ロ、初任給（年令19才、新制高校卒で扶養家族なしの者について）

	女　　円	男　　円
本俸		
手当		
合計		

ハ、一年後に昇給した時の給与

	女	男
本俸		
手当		
合計	円	円
（昇給額	円	円）

ニ、昇給率が男女によつて異ることがあるか

ホ、一定の年限が来ると、給与の頭打ちがあるかどうか
女子の場合　　男子の場合

ヘ、賞与について

（1）有無　○なし　○あり

（2）時期　1年（　）回で（　）月（　）月（　）月（　）月

（3）最近支給した金額　女｛最高（　　）円　最低（　　）円｝　男｛最高（　　）円　最低（　　）円｝

ト、病気による長期欠勤者の給与保障について

チ、退職金

（1）規定の有無　○なし　○あり（○就業規則　○労働協約　○その他（　　））

（2）計算方法

（3）新制高校卒後年勤続して退職する場合の金額

備考　給与について調査者の所見

Ⅵ　施　設　――調査事業所にあるもの――

イ、食事をとる場所――○女子専用　○男女共通――

（　　）

ロ、昼食支給の有無
ある場合　（1）従業員の費用の負担　○な　し　○あ　り
（2）種　類　○主食、副食　○主食だけ　○副食だけ
（3）選択の自由　○な　し　○あ　り

ハ、女子の更衣室　○な　し　○あ　り
ある場合は独立の室があるのか如何かその実情

（　　）

ニ、休けい施設　○な　し　○あ　り（○食堂と兼用　○独立している）

ある場合の実情 ┌(1) 男女別か　○女子専用　○共　通
　　(2) 床の種類　○畳　○そ の 他（　　）
　　└(3) 広　さ　（　　）畳又は坪

ホ、事 務 服　○全く支給していない
　　○貸与している｛○全従業員　○全女子職員　○（　）係の女子のみ
　　　　○そ の 他｝
　　○そ の 他（　　）

ヘ、教養娯楽の行事について（調査事業所内で行っているもの）
調査時よりさかのぼって1年間に、生花、茶道、観劇、一泊旅行、花見等の行事をしたか。
(1) ○全く何もしなかった
　　○し た
　　（種　類　　）
(2) 参 加 者
　　（　　）
(3) 実施の回数及び時期
　　（　　）
(4) 費用の負担者及びその金額
　　（　　）

ト、教養娯楽のための設備（調査事業所内にあるもの）
（生花の道具、茶道具、囲碁、ミシン、ピアノ、オルガン、蓄音器など、スポーツ以外の教養娯楽の設備があれば記入すること）
（　　）

チ、運動のための行事について（調査事業所として行っているもの）
調査時よりさかのぼって1年間に、運動会、ピンポン大会、バレー大会などの行事をしたか。
(1) ○全く何もしなかった
　　○し た

　　（種　類　　）
(2) 参 加 者
　　（　　）
(3) 実施の回数及び時期
　　（　　）
(4) 費用の負担者及びその金額
　　（　　）

リ、運動のための設備（調査事業所内にあるもの）
（ピンポン室、バレーボール、野球の道具など運動のための設備があれば記入すること）
（　　）

ヌ、医療の設備
(1) 健康診断
　(イ) 採用時　○しない　○す る
　　する場合の診断種目〔　　〕
　(ロ) 定　期　○しない　○す る（年（　）回）
　　A する場合の種目（　　）
　　B 最近の検査結果　結　核
　　要注意者 女（　）人中（　）人
　　　　男（　）人中（　）人
　　発　病 女（　）人中（　）人
　　　　男（　）人中（　）人
(2) 医 務 室　○な し　○あり
(3) 衛生管理者　○いない　○いる（　）人の中医師（　）人、看護婦（　）人
(4) 特約の病院の有無　○なし　○あり（　　）病院

Ⅶ 調査事業所の従業員の利用出来る施設
（主として銀行一本の又はブロック単位の福利施設として作られているもの）
イ、クラブの有無　○な し　○あ り（地名　　）

ロ、海の家の有無　　○な　し　　○あ　り（地名　　）

ハ、山の家の有無　　○な　し　　○あ　り（地名　　）

上記イ―ロまでの調査事業所の女子の利用状況

（　　）

ニ、寮の有無　男子寮　○な　し　○あ　り
　　女子寮　○な　し　○あ　り

ホ、社宅の有無　　○な　し　　○あ　り

ヘ、銀行一本又はブロック単位の教養娯楽について

（　　）

ト、銀行一本又はブロック単位の教養娯楽の施設について

（　　）

チ、ヘ、ト、について調査事業所の従業員特に女子の利用状況

リ、銀行1本又はブロック単位の運動の行事について

ヌ、銀行一本又はブロック単位の運動の施設について

ル、リ、及びヌ、について調査事業所の従業員、特に女子の利用状況

オ、その他の施設

備　考　調査事業所全般にわたる調査者の所見及び報告書作成に際して参考となるべき事実があれば記入すること。

銀行女子職員労働実態調査票　様式 D

労働組合調査票

面接者後職名

面接者氏名	組合での役名	事業所内での地位

Ⅰ 概　況

イ、調査労働組合の正式の名称〔　　〕

ロ、本部と末端組織までの機構図

（　　）

ハ、調査労働組合の結成年月〔　　〕

ニ、加盟組織　○な　し　○あ　り〔○全銀連　○その他（　　）〕

ホ、組合規約　○な　し　○あ　り〔○本部1本　○その他（　　）〕

ヘ、労働協約　○な　し　○あ　り〔締結年月（　　）〕

ト、組合費

（　　）

Ⅱ 調査労働組合の組織

イ、非組合員の範囲及び人数について（具体的該当者の職場の地位を記入する）

（　　）

ロ、調査労働組合員数（事業所調査票C～3二の男女総数より非組合員数を除いた人数を記入すること）

総数	男	女

ハ、調査労働組合の役員の種類及び人数

役員の種類	総数	
男		
女		

ニ、役員の選出方法

候補者をたて、その中から全員の無記名投票によるか、全組合員の相互の無記名投票によるか、それとも口頭推せんか。

（　　）

ホ、調査労働組合の全組合員の会合

（1）開催回数（規約上でなく実際上のもの）

（　　）

（2）どのような時に開くことにしているか

ヘ、最近の全組合員の会合について

（1）開催日時　（　　）

（2） 主な議題

（3） 男女組合員の出席状況

（4） 男女組合員の発言状況、特に女子は男子に比較してどうか

ト、調査労働組合内の役員の合議について

（1） 会議の種類

（2） 構 成 員

女　　男

（3） 開催回数（規約上でなく実際上のもの）

（　　）

（4） 女子役員のいる場合はその活動状況及び発言状況

チ、調査労働組合の役員と本部組織又はブロックとの関係

（1） 本部又はブロックの専従職員となつている役員がいるか、○いない　○いる

（イ） 分会又は支部役員の出席する会議の種類及び開催回数〔女（　）人男（　）人〕

（ロ） 最近のブロックの会議の開催日及び主な議題

Ⅱ 苦情処理

イ、苦情処理について、調査労働組合として過去1年間をさかのぼつてとり上げたことがあれば、事実と経過を記入すること

ロ、調査労働組合の苦情処理機関について　　○な し　　○あ り

ある場合の構成員

Ⅲ 調査労働組合の婦人対策について

イ、本部と末端組織までの婦人の機構

ロ、調査労働組合の婦人対策のための組織

○あ り（名称　　）（設立年月　　）、

○な し

理由

ハ、調査労働組合の婦人対策のための役員

○いない　　○い る（女　　人　　男　　人）

ニ、査調労働組合の役員と婦人対策のための役員との関係

ホ、調査労働組合の婦人対策のための会合（規約上でなく実際上の会合）

（1） 会議の種類と開催回数

（イ） 婦人全員の会合　　○な し　　○あ り（開催回数　　）

（ロ） 役員の会合　　○な し　　○あ り（開催回数　　）

（2） 調査労働組合の婦人対策のための婦人全員の最近の会合について

（イ） 開催日時（　　）

（ロ） 主な議題

（ハ） 婦人の出席状況

（ニ） 婦人の発言状況

（　　）

ヘ、調査労働組合内には婦人対策のための機関がないが、事業所内に婦人だけの親睦会的なものがあればその実情を記入すること。

ト、調査労働組合内に、婦人対策のための組織がない場合（親睦会的な組織があつても、組合の婦人対策とは異るから、ないとみなすこと）組合活動に婦人の意向をいかに反映しているか。

Ⅴ 過去1年間をさかのぼつて調査労働組合内で婦人に関係あることで要求した事項及びその経過又は調査労働組合より婦人のために提案して、本部又はブロックとして獲得した事項があれば記入する。

（　　）

Ⅵ 過去1年間をさかのぼつて調査労働組合が主体となつて婦人のために行つた行事、又は本部ブロックと共同に行つた行事があれば記入すること。

（　　）

備　考　労働組合、及び婦人の活動状況について、調査項目にはないが、調査報告書作成に際して参考になる事実があれば記述する。

附　　錄　　Ⅱ

銀行給与規程例（その1）

××銀行

目　　次

第1章　総　　則……
第2章　俸　　給……
　第1節　俸　　給……
　第2節　本　　俸……
　第3節　諸　手　当……
第3章　奨励金及び集金手数料……
第4章　賞　　与……
第5章　退　職　金……
第6章　年　　金……
第7章　雑　給　与……
　附　　則……

第1章　総　　則

（総　　則）

第1條　行員の給与は本規程の定めるところによる

（給与の種目）

第2條　行員の給与の種目は左の通りとする

俸給、奨励金、集金手数料、賞与、退職金、年金及び雑給与

第2章　俸　　給

第1節　俸　　給

（俸給の細目）

第3條　俸給の細目は左の通りとする

1　月計算による俸給

本俸、特別手当、勤務地手当、家族手当、職務手当及び出納手当

2　日割計算による俸給

時間外手当及び当宿直手当

（俸給の計算期間）

第 4 條　俸給の計算期間は毎月１日からその月の末日までとする

（前條の例外）

第 5 條　前條の規定に拘らず月の中途における入行復職等特殊の場合は別に定めるところにより日割計算とすることがある

（俸給の支給定日）

第 6 條　行員の俸給は毎月 20 日に支給する　但し支給日が休日に当るときは前日に繰り上げる

時間外勤務手当及び当宿直手当はその月分を翌月の支給定日に支給する

前２項の規定に拘わらず退職又は死亡の場合はその都度支給するものとし死亡の場合の受領人は第 47 條に準ずる

（俸給の非常時払）

第 7 條　左の各号の一に該当することにより行員より請求のあつた場合は支給定日前であつても既往の勤務に対する俸給を日割計算により支給する

1　本人又はその収入により生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚禮若しくは葬儀のとき

2　本人又はその収入により生計を維持する者がやむを得ない事由により１週間以上にわたつて帰郷するとき

（俸給の負担店）

第 8 條　月の中途において転勤した者のその月の俸給は支給定日現在所属する部店の負担とする

（月の中途入行者の俸給）

第 9 條　月の中途で入行した者のその月の俸給（本俸、特別手当、勤務地手当及び職務手当）は発令当日から日割計算をして支給するものとし家族手当は支給しないものとする

（月の中途で本俸に変更のあつた者の俸給）

第 10 條　月の中途で本俸に変更を生じたときのその月の俸給は俸給支給定日現在の本俸による

（休暇中の俸給）

第 11 條　就業規則第３章第３節に定める休暇を受けた期間の俸給は出勤と同様の扱をする　但し同規則第28條の２による休暇についてはこの限りでない

（欠勤期間中の俸給）

第 12 條　就業規則第 39 條第１号による欠勤期間の俸給（本俸、特別手当、勤務地手当、家族手当及び職務手当は各所定の欠勤期間の前半期は全額を事後は半額を支給する

就業規則第 39 條第２号による欠勤期間の俸給はやむを得ない理由に基くものと認められた場合に限り全額を支給する

正当な事由なくして欠勤したときはその間の俸給は支給しない

（月の中途で欠勤期間の後半に入つた者の俸給）

第 13 條　月の中途で就業規則第 39 條第１号による欠勤期間の後半に入つた者のその月の俸給（本俸、特別手当、勤務地手当、家族手当及び職務手当）は前半に属する日数と後半に属する日数に対

する俸給を前條の規定により各々別に日割計算した合計額を支給する

（月の中途で休職又は復職した者の俸給）

第 14 條　月の中途で休職又は復職した者のその月の俸給は欠勤日数と休職日数　と出勤日数に対する俸給（本俸、特別手当、勤務地手当及び職務手当）を各々別に日割計算した合計額を支給するものとし家族手当は支給しないものとする

（休職者の俸給）

第 15 條　就業規則第 39 條の規定による休職者にはその期間本俸の半額を支給する　但し正当な事由なくして欠勤し引続き休職となつた者及び就業規則第 39 條の２第１項但書による休職期間延長は無給とする

前項の規定に拘らず懲戒処分又は銀行の都合により休職を命じたる者にはその期間俸給（本俸、特別手当、勤務地手当及び家族手当）の劃を支給するものとし行命により他の銀行、会社、官庁団体等に出向のため休職とする者の俸給はその都度定める

（月の中途退職者の俸給）

第 16 條　月の中途で退職した者のその月の俸給（本俸、特別手当、勤務地手当及び職務手当）は発令日当日まで日割計算して支給するものとし家族手当は支給しないものとする

前項の規定に拘わらず停年円満退職者にはその月分の俸給の全額を支給する

（死亡者の俸給）

第 17 條　死亡した者の俸給はその月分の全額を支給する

（日割計算の方法）

第 18 條　俸給の日割計算はその月の営業日数による

（円未満の端数）

第 19 條　俸給の計算上円未満の端数を生じた場合は円位に切上げる　但し時間外勤務手当については 30 分当り手当額算出の場合は銭位未満は銭位に切上げ右算出額に時間数を乗じ１ヶ月の時間外勤務手当を算出する場合円未満は円位に切上げる

（日給者の俸給）

第 20 條　日給者に支給する俸給は採用の都度定める

第２節　本　　俸

（本　　俸）

第 21 條　行員の本俸は初任本俸に能力業績による昇給を加算したもので定める

初任本俸は左の通りとする

１　内　務　員

学　歴	標準額
（1）　旧制大学卒業者	4,800 円
（2）　新制大学卒業者	4,530 円
（3）　旧制専門学校卒業者（3 年制）	3,990 円

（4） 新制高校卒業者　3,380 円
（5） 旧制中学卒業者（5年制）　3,110 円
（6） 〃　（4年制）　2,970 円
（7） 新制中学卒業者　2,880 円
但し技術員についてはその都度定める

2 得意係

	標準額
見習期間中	3,500 円

但し正式採用の場合はその都度定める

3 庶務員

年令	標準額
20 才	3,150 円

但し 20 才を超える場合はその都度定める

（昇給）

第 22 條 行員の定時昇給は、毎年4月に行うこととし昇給金額は各自の能力及び業績に応じその都度定める
前項に拘わらず得意係の定時昇給は別に定める

（得意係の昇給）

第 23 條 得意係の定時昇給は毎年5月及び 11 月に行う
前項の昇給銓衡に際しては全成績半期間在職しなかつた者は除く

（得意係の昇給基準）

第 24 條 得意係の定時昇給は初級昇給，中級昇給及び上級昇給の3種に分ち各級の昇給金額はその都度定める
銓衡標準は左の通りとする
1 初級昇給
成績半期間の純成績が同期間の最低標準数（本俸と特別手当の合計金額1円につき 0.3 点の割合をもつて算出した点数　但し1点未満は切捨て）を超えるもの
2 中級昇給
成績半期間の純成績が同期間の最低標準の1倍半を超えるもの
3 上級昇給
成績半期間の純成績が同期間の最低標準数の2倍を超えるもの

（得意係の特別昇給）

第 25 條 成績半期間の純成績が極めて優秀な者については特に銓衡の上特別昇給を行うことがある
前項の銓衡方針昇給額その他はその都度定める

（得意係の昇給基準の例外）

第 26 條 得意係で第 24 條に定める昇給資格を得た者であつても左記の場合においてはその資格を失う
1 素行又は勤務振不良と認めたとき
2 重大な過失のあつたとき
3 仮装虚偽その他不正な行為により成績を糊塗したとき
4 給与規程第 84 條に定める第1奨励金を成績半期間に3回以上受領しなかつたとき
5 半年間の集金率特に不良のとき
前項の第4号及び第5号の規定により失格した者であつても銓衡の上第 24 條による昇給資格より1級下位の昇給資格を認めることがある

第3節 諸手当

（特別手当）

第 27 條 行員には特別手当として本俸に左の割合を乗じた金額を支給する　但し乗率の最高を 178 %に止める

本俸	3,000 円未満の者	本俸の 100 %
〃	3,000 円以上 3,500 円未満の者	〃 104 %
〃	3,500 円以上 4,000 円未満の者	〃 110 %
〃	4,000 円以上 4,500 円未満の者	〃 115 %
〃	4,500 以上円 5,500 円未満の者	〃 125 %
〃	5,500 円以上 6,500 円未満の者	〃 136 %
〃	6,500 円以上 7,500 円未満の者	〃 142 %
〃	7,500 円以上 8,500 円未満の者	〃 148 %
〃	8,500 円以上 10,000 円未満の者	〃 153 %
〃	10,000 円以上 12,000 円未満の者	〃 158 %
〃	12,000 円以上 14,000 円未満の者	〃 163 %
〃	14,000 円以上 16,000 円未満の者	〃 168 %
〃	16,000 円以上 18,000 円未満の者	〃 173 %
〃	18,000 円以上の者	〃 178 %

（勤務地手当）

第 28 條　行員には左の区別により勤務地手当を支給する

A地区所在店に勤務する行員に対し

本俸及び特別手当の月額合計の（以下同じ）　10 %

B地区所在店に勤務する行員に対し　6 %

月の中途で転勤し本手当の支給割合の異る地へ赴任したときは当該月の本手当は旧所属店の率により支給する勤務店所在地と現住地と支給率の異る場合は高い率により支給する。

各地区の区別は別表のによる

（家族手当）

第 29 條　行員には毎月1日現在の扶養家族数に応じ家族手当として左の金額を支給する　但し扶養家族数は5人を限度とする

第1順位（配偶者又は受給資格のある配偶者のないときは第1人目の子女）

A 地 区	1,800 円
B 地 区	1,700 円

第2順位（配偶者のあるときは第1人目の子女、受給資格のある配偶者のないときは第2人目の子女、以下子女4人まで）

A 地 区	1,100 円
B 地 区	1,050 円

第3順位（配偶者、子女以外の扶養家族）

	(イ)	(ロ)	(ハ)
A 地 区	500 円	700 円	1,200 円
B 地 区	480 円	680 円	1,160 円

昭和 27 年7月1日以降新たに第3順位の家族手当の支給を受ける分については(イ)列の金額により昭和 27 年7月1日以前既に第3順位の扶養家族に対し家族手当の支給を受けている者に対しては(ロ)列の金額によるものとし且つ昭和 27 年7月1日以前既に第3順位のみの扶養家族に対し家族手当を受給している者に対しては第1人目に限り(ハ)列の金額を支給する

前項の扶養家族とは左に掲げる者で主として本人の収入により生計を維持しつつある者とする　但し定職ある者は扶養家族の取扱はしない

1　配偶者（内縁関係を含む）

2　本人と同一戸籍内にある次の者（旧民法上同一戸籍内にある者の者を含む）

(イ)　満 60 才以上の直系尊属

(ロ)　満 18 才未満の直系卑属及び弟妹

(ハ)　不具廃疾者

第3順位の家族手当の支給を受けようとする場合は本人との続柄、収入の有無、扶養の事実、扶養を要するに至つた事由等を証するに足る書類を添え人事部長宛申請しその承認を求めなければならない

本人と家族と別居の場合勤務店地区の手当額が家族居住地々区の手当額より低いため家族居住地々区の家族手当の支給を受けようとするときはその都度人事部長の承認を求めなければならい

各地区の区別は別表の1による

（職務手当）

第 30 條　部長、部次長、秘書役、部課長、検査役、調査役、部課長代理、部係長、検査役補、支店長、支店次長、支店課長、支店課長代理及び支店長代理の役職ある者に対し別に定める職務手当を支給する　但し傷病以外の理由でその月の営業日数の半数以上欠勤したときはその月の職務手当は支給しない

月の中途において役職を転じたときはその月の本手当は俸給支給定日現在の役職に該当する金額を支給する

月の中途において新たに役職に就いたとき又は役職を解かれたときはその月の本手当は日割計算による

俸給支給定日を挟んで第1項但書及び第3項の事実が発生したときは翌月調整するものとする

同一人で2つ以上の役職を兼ねるときは兼務する役職に対しては職務手当は支給しない

（出納手当）

第 31 條　常時現金出納事務に従事する者には左の区分に従い出納手当を支給する

現金出納主任担当者	月 額	400 円
そ の 他	月 額	200 円

現金出納事務に従事した期間がその月の営業日数の半数未満の場合は前項に定める金額の半額を支給する

俸給支給定日を挟んで前項の事実が発生した場合は翌月調整するものとする。

引続き1ケ月（暦月）を超える欠勤者にはその翌月から本手当の支給を停止する

（時間外勤務手当）

第 32 條　行員（但し第 30 條に規定する役職行員を除く）にして就業規則第 15 條又は第 17 條に定めるところにより所属部店長の指図を受けて時間外又は休日勤務をしたときは時間外勤務手当を支給する

時間外勤務時間の計算単位は 30 分とし計算単位 30 分当りの時間外勤務手当は、左の方法により計算する

1　実働8時間以内の時間外勤務

平日午前8時半以前若しくは午後5時以後又は土曜日午前8時半以前若しくは午後2時以後午後3時半までにして実働4時間半以上は 30 分当り 10 円とし土曜日に限り午後3時半以後は次号に定める割増賃金とする

2　実働8時間を超える時間外勤務及び休日勤務

各人の本俸、特別手当、勤務地手当及び出納手当（出納事務担当者に限る）の各月額合計の百75 分の1を 1.25 倍した金額の2の1とする。

(当宿直手当)

第 33 條　行員にして当宿直規定に定める任務に従事したときはその勤務1回につき左の区分による当宿直手当を支給する

土曜日以外の宿直料	250 円
土曜日宿直料	300 円
当直料	300 円

第 3 章　奨励金及び集金手数料

(奨励金支給基準)

第 34 條　得意係に対しては毎月その日の成績により左記奨励金を支給する

1　第1奨励金　純成績が最低標準数を超過したものに対し最低標準数の2倍までの超過点数1点につき 20 銭の割合で算出する

2　第2奨励金　純成績が最低標準数の2倍を超過したものに対し最低標準数の 2.5 倍迄の超過点数1点につき 30 銭の割合で算出する

3　第3奨励金　純成績が最低標準数の 2.5 倍を超過したものに対しその超過点数1点につき 40 銭の割合で算出する

前項の奨励金の算出の際前3箇月分の純成績が最低標準数に不足の場合はその不足点数をその月分純成績点数から差引いた点数を以つて計算する

採用後1箇月未満の者でも第1項の奨励金を支給する

(奨励金の返戻)

第 35 條　仮装虚偽その他不正行為により不当に奨励金の支給を受けたものと認めたときは実情を審査の上受領した奨励金の全部又は一部を返戻せしめる

(集金手数料支給基準)

第 36 條　得意係に対しては毎月の定期積金及び給付額貸付金利息の実際集金額に応じ、次の区分に分ち逓次に各割合を適用して算出した集金手数料を支給する

500,000 円以下の金額	1,000 円につき1円の割
500,000 円を超える金額	1,000 円につき1円 50 銭の割
1,500,000 円を超える金額	1,000 円につき2円 50 銭の割

前項の計算については集金額 1,000 円未満の端数は切捨てる

(奨励金及び集金手数料の支給定日)

第 37 條　奨励金は毎月 28 日集金手数料は翌月5日までに支給する

第 4 章　賞　与

(賞与支給基準)

第 38 條　行員には業績に応じ年2回賞与を支給する

支給時期及び金額はその都度定める

(賞与支給上の特殊規定及び計算期間)

第 39 條　就業規則第 39 條の規定による休職者及び計算期間未満の在職者に対しては賞与を支給しない　但し次の各号の一に該当する者はこの限りでない

1　計算期間の中途において採用した者

2　休職者にして計算期間の中途において復職した者

3　計算期間の中途における停年円満退職者及び死亡退職者

前項の計算期間は、左の2期間とする

1　第1期　2月1日から7月末日まで

2　第2期　8月1日から翌年1月末日まで

第 5 章　退　職　金

(支給基準)

第 40 條　当銀行に満1年以上勤務した行員が死亡又は退職したときは退職金を支給する　但し左の各号の一に該当するときは勤続1年未満の行員でもこれを支給する

1　停年により退職したとき

2　死亡したとき

3　再起不能の傷病により退職したとき

4　その他自己の都合以外のやむを得ない事由により退職したとき

(支給率)

第 41 條　行員の退職金は別表の2に定める入行前最終学歴と勤続年数に応する支給率を死亡時又は退職時の本俸に乗じて算出する　但し停年後銀行の都合により特に在職を命ぜられたものに対しては停年時までの勤続年数に応する停年時の支給率を停年次の本俸に乗じたものと停年後退職までの勤続年数に応する支給率を退職時の本俸に乗じたものとの合計額を退職時に一括支給する

前項の規定に拘らず左の各号の一に該当するときは前項の支給率によつて算出した金額の5分増を支給する

但し昭和 27 年8月末日以前に停年に達した者の停年時の退職金についてはこの限りでない

1　停年により退職したとき

2　死亡したとき

3　銀行の都合により退職したとき

勤続年数の計算上1箇年未満の端数期間については1月計算とし1月に満たない日数は1月に切上げる

1箇年未満の端数月に対する支給率は勤続年数に該当する支給率と次年度の支給率との差をその月数倍したもの、12 分の1とし小数第3位以下の端数は切上げる

懲戒処分により解職した者又は解職に代え依願解職を認めた者に対しては退職金を減額し又は支給

しないことがある

懲罰による休職に該当する不正事件を起した者が処罰以前又は処罰中に退職するときは退職金を減額することがある

(退職金の減額)

第 42 條　自己の都合により退職した者に対する退職金は左の基準により支給する　但し休職期間満了のため退職するとき及び女子行員が結婚又は出産のため退職するときは本條を適用しない

勤続 10 年未満の場合　　前條第1項本文の支給率によつて算出した退職金の7割

勤続 10 年以上勤続 20 年未満の場合　　同　右　　の8割

勤続 20 年以上の場合　　同　右　　の9割

(功 労 金)

第 43 條　在職中特に顕著な功労のあつた者に対しては退職金を増額することがある

(業務上の死亡、不具廃疾の場合)

第 44 條　業務上の事由により、死亡又は不具廃疾となり退職した行員に対しては労働基準法に定められた金額の外に本規定による退職金を支給する

(勤続年数)

第 45 條　左の場合はこれを勤続年数として通算する

1　当銀行設立のため合併された9銀行並びに合併当時日本銀行及び貯蓄銀行統制会に勤務した者で当銀行に引続き勤務する行員の各旧行等における勤務年数

2　休職中の期間但し懲戒休職期間を除く

3　臨時雇を引続き本採用とした場合の臨時雇の期間

4　行命により他の銀行、会社、官庁団体等に出向した期間

(未復員者の死亡の場合)

第 46 條　未復員者で死亡の通知があつたときの退職金は最終本俸を基礎とし勤続期間は死亡日までとする

(本人死亡の時の退職金の受領人)

第 47 條　本人が死亡した場合は退職金は遺族、遺族がないときは本人の收入により生計を維持していた者に支給する

遺族の範囲は労働基準法施行規則に定める処による

本人が死亡前当銀行に対して前項と異つた意思を表示した場合は当銀行はこれによつて支給する

但しこの場合当銀行に対する意思表示は確定日附のある書面で通知することを要する。

第 6 章　年　　金

(支給基準)

第 48 條　左の各号の一に該当する者が円満退職又は死亡した時に限り本人又は遺族の希望により退職金の一部又は全部に代えて年金を支給する

1　停年に達したとき

2　満 50 才以上にして勤続満 20 年を超えた者

3　特別の事由により銀行において年金の支給を適当と認めた者

(支給期間)

第 49 條　本年金の支給期間は退職日又は死亡の翌日から満 10 年とする

(支給日と支給場所)

第 50 條　本年金は退職日又は死亡日より半年後毎の退職日又は死亡日の応当日に当行最寄本支店において支給する

(毎回支給額)

第 51 條　本年金の毎回支給額は年金受給を希望する退職金の一部又は全部の金額の7分3厘相当額とする

(一 時 金)

第 52 條　本年金受給者が年金支給期の中途においてやむを得ざる事由により一時金支給を希望する場合は、本年金の支給を停止し残余の年金に代えて一時金を支給する

(譲渡、供担保の禁止)

第 53 條　本年金を受ける権利は当行の許可なく他に譲渡し又は担保に供することはできない

(受領上の手続)

第 54 條　年金受給者は年金受領希望の店舗を指定し住所及び印鑑その他必要な事項を届出なければならないこれを変更した時も亦同様である

第 7 章　雑　　給　　与

(祭粢料、見舞金、祝金)

第 55 條　行員には左記に該当する場合左の区別により祭粢料、慰籍料又は祝金を支給する

1　祭 粢 料

本人が死亡した時

部長、部次長、秘書役、部課長、検査役、調査役	
支店長、支店次長及び勤続満 20 年以上の行員	10,000 円
その他の役付行員及び勤続満 10 年以上の行員	8,000 円
その他の行員中勤続満5年以上の行員	6,000 円
同じく勤続年未満の行員	4,000 円

勤続年数の計算については第 45 條の規定を準用する

本人の父母（養子縁組した者は養父母）配偶者及び子女（同一戸籍内にある者の者に限る）死亡したとき　　2,000 円

行員に葬祭の責任のないときは前項の金額は半額とする

その他本人の收入によつて生計を維持する同居親族死亡したとき　　1,000 円

行員に葬祭の責任のないときは前項の金額は半額とする

2　見　舞　金

傷病の為、休務引続き 30 日以上に亘つたとき　1,000 円

火災、水害等災害のため住宅家財に損害を蒙つたとき　1,000 円

なお実情により別に特別見舞金を支給することがある

3　祝　　金

行員が結婚したとき　勤続3年未満の者 1,000 円／勤続3年以上7年未満の者 2,000 円／勤続7年以上の者 3,000 円

本人又は配偶者が出産したとき　500 円

（通勤交通費）

第 56 條　行員が銀行に通勤するに交通機関を利用するときはその費用を支給する

附　　則

第 57 條　昭和 27 年7月1日以降昭和 27 年8月末日までの退職者にして規第153号による改正規定によれば退職金の追加支給せらるべき者に対しては左記によるものとする

1　昭和 27 年7月中退職者　規定改正による増加退職金の3分の1を支給する

1　昭和 27 年8月中退職者　規定改正による増加退職金の3分の2を支給する

第 58 條　昭和 27 年7月1日以降昭和 27 年8月末日までの退職者（同期間中に停年に達し特に在職を命ぜられた者もこれに準ずる）中左の各号の一に該当する者の改正退職金算出に当つては第 41 條第2項但し書に拘らず第 41 條第1項本文の支給率によつて算出した金額の五分増とし追加支給額算出に当つては前項に準ずる

1　停年により退職したとき

2　死亡したとき

3　銀行の都合により退職したとき

第 59 條　俸給の日割計算は左の方法による

1　月の中途で入行或は退職したとき

$$\frac{\text{日割とされる俸給月額} \times \text{出勤日数}}{\text{その月の営業日数}}$$

2　月の中途で欠勤期日の後半に入つたとき

$$\frac{\text{日割とされる俸給月額} \times \text{その月に於ける欠勤期間の前半に属する営業日数}}{\text{その月の営業日数}} \text{※}$$

※ $\dfrac{\text{10 日割とされる俸給月額} \times 0.5 \times \text{その月に於ける欠勤期間の後半に属する営業日数}}{\text{その月の営業日数}}$

3　月の中途で傷病のため休職となつたとき

$$\frac{\text{日割とされる俸給月額} \times 0.5 \times \text{その月の欠勤中の営業日数}}{\text{その月の営業日数}} \text{※}$$

※ $\dfrac{\text{十本俸} \times 0.5 \times \text{その月の休職中の営業日数}}{\text{その月の営業日数}}$

4　月の中途で懲戒休職となつたとき

$$\frac{\text{日割とされる俸給月額} \times \text{出勤日数} + \text{日割とされる俸給月額}}{\text{その月の営業日数}} \text{※}$$

※ $\dfrac{\times\ 0.6 \times \text{その月に於ける休職中の営業日数}}{\text{その月の営業日数}}$

5　月の中途で復職したとき

$$\frac{\text{本俸} \times 0.5 \times \text{その月の休職中の営業日数} + \text{日割とされる俸給月額} \times \text{出勤日数}}{\text{その月の営業日数}}$$

6　その他　上記各号の一に準ずる

別表の1

A 地区　浦和市　川口市　市川市　船橋市　東京都　川崎市　横浜市　横須賀市
小田原市　名古屋市　一宮市　京都市　大阪市　布施市　守口市　豊中市
伊丹市　吹田市　八尾市　堺　市　岸和田市　和歌山市　泉大津市　奈良市
尼崎市　西宮市　芦屋市　神戸市　明石市　加古川市　姫路市　下関市
門司市　小倉市　八幡市　福岡市

B 地区　札幌市　小樽市　函館市　弘前市　仙台市　新潟市　長岡市　宇都宮市
足利市　前橋市　長野市　松本市　甲府市　富士町　静岡市　磐田市
浜松市　富山市　高岡市　金沢市　福井市　豊橋市　蒲郡市　西尾町
岡崎市　半田市　桑名市　四日市市　津　市　松阪市　犬山町　津島市
布袋町　岐阜市　起　町　彦根市　福知山市　八木町　湯浅町　岡山市
尾道市　呉　市　広島市　松江市　高松市　丸亀市　徳島市　松山市
高知市　小郡市　直方市　飯塚市　久留米市　長崎市　佐世保市　大牟田市
柳川市　佐賀市　大分市　熊本市　鹿児島市

表別の2

退職金支給率表

	A	B	C	D	E	F
1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	5.0
2	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1.2
3	1.8	1.8	2.0	2.1	2.2	2.3
4	2.7	2.8	3.0	3.2	3.3	3.5
5	3.8	3.9	4.3	4.4	4.6	4.9
6	5.0	5.2	5.6	5.8	6.1	6.4
7	6.3	6.5	7.0	7.4	7.7	8.1
8	7.6	7.9	8.6	9.0	9.4	9.8
9	9.1	9.5	10.3	10.7	11.2	11.7
10	10.7	11.1	12.0	12.6	13.1	13.8
11	12.3	12.8	13.9	14.5	15.1	15.9
12	14.0	14.6	15.8	16.5	17.3	18.1
13	15.8	16.4	17.8	18.6	19.5	20.4
14	17.7	18.4	19.9	20.8	21.7	22.8
15	19.6	20.4	22.1	23.1	24.1	25.3
16	21.6	22.5	24.3	25.4	26.6	27.8
17	23.7	24.6	26.7	27.8	29.1	30.5
18	25.8	26.8	29.1	30.3	31.7	33.2
19	28.0	29.1	31.5	32.9	34.4	35.9
20	30.2	31.4	34.0	35.5	37.1	38.9
21	32.5	33.8	36.6	38.2	39.9	41.8
22	34.8	36.2	39.3	41.0	42.8	44.9
23	37.2	38.7	42.0	43.8	45.8	48.0
24	39.7	41.2	44.7	46.7	48.8	51.1
25	42.2	43.8	47.5	49.6	51.9	54.3
26	44.8	46.5	50.4	52.6	55.0	57.6
27	47.4	49.2	53.4	55.7	58.2	61.0
28	50.0	52.0	56.4	58.8	61.5	62.5
29	52.7	54.8	59.4	62.0	63.0	64.0
30	55.5	57.6	62.5	63.5	64.5	65.5
31	58.3	60.5	64.0	65.0	66.0	67.0
32	61.1	63.5	65.5	66.5	67.5	〃
33	64.0	65.0	67.0	68.0	〃	〃
34	65.5	66.5	68.5	〃	〃	〃
35	67.0	68.0	〃	〃	〃	〃
36	68.5	69.5	〃	〃	〃	〃
37	70.0	〃	〃	〃	〃	〃

註 一、本表の支給率は採用時に銀行が認めた採用時最終学歴に基き左の通り適用するものとする。

A欄の支給率　旧制中学以下の卒業者

B　〃　新制高校卒業者
　　旧制専門学校（三年制）卒業者

C　〃　旧制専門学校（四年制）卒業者
　　新制大学卒業者

D　〃

E　〃　旧制大学卒業者

F　〃

二、本表に定める勤続年数を超えた勤務期間に対して支給率の加算は行わない。

銀行給与規程例(その2)

○　○　銀　行

第1章　総　則

（従業員の給与）

第1條　就業規則第30條、第31條の規定による従業員の給与は本規程の定めるところによる
但し嘱託、臨時雇の給与は別に定める

（給与の区分）

第2條　給与の区分は左の通りとする

1　本　俸
2　特別手当、家族手当、地域手当
3　雑　手　当
4　賞　与　金

本俸及び特別手当、家族手当、地域手当を基準給与とする
右の外臨時に給与を支給することがある

第2章　基準給与

第1節　本　俸

（本俸の構成）

第3條　本俸は生活給と能力給よりなる　但し技術系準職員には技能給を附加する
生活給は従業員の毎年4月1日現在に於ける標準年令に応じて定める
能力給は従業員の職責、能力、経験等により定める

（本俸の基準）

第4條　本俸の基準は別表に掲げるところによる

（初任本俸）

第5條　従業員の初任本俸は左の通りとする

1　職　員
学校卒業後直に採用された者の初任本俸は新制中学校卒業者8,150円、新制高等学校卒業者3,900円、新制大学卒業者5,120円とする　学校卒業後1ヵ年以上を経過して採用された者の初任本俸は最終学校卒業後の経過年数に応じて別表に掲げる基準による　但し銀行経歴を有する者又は特に有能と認める者はこれを超える金額を以て初任本俸とすることがある。

2　準　職　員
別表に掲げる基準による　但し夫婦住込の婦除婦については基準額の60％とする

技術系準職員については基準額に左の技能給を附加した金額を以て初任本俸とする

運転手、1級汽罐手	2,000円
2 級 汽 罐 手	1,500円
看護婦（免許証を有する者）	1,000円

（昇　給）

第 6 條　昇給の時期は原則として毎年4月1日とし、昇給額は生活給、能力給別に定める

（能力給の評定期間）

第 7 條　能力給の昇給評定期間は前年1月1日より 12 月 31 日迄とする

（新規採用者に対する能力給の減額）

第 8 條　前年8月1日より 12 月 31 日迄の間に採用された者に対する能力給の昇給額は基準額の半額とする

（欠勤又は休職による能力給の減額）

第 9 條　能力給の評定期間中に於て欠勤又は休職した者に対する能力給の昇給額はその日数に応じ別表により減額する

第 2 節　特別手当、家族手当、地域手当

（特別手当）

第 10 條　特別手当の額は本俸の 100 %とする

（家族手当）

第 11 條　家族手当は扶養家族を有する従業員に対して支給し、その額は左の通りとする

1　配偶者若しくは直系尊卑属の中	最初の1人	2,000円
2　上の2人目より5人目までの者	1人に付	1,000円
3　6人目以上の者	1人に付	500円
4　弟　　妹	1人に限り	500円

第 12 條　前條の扶養家族とは左に掲げる者にして主として従業員の收入により生計を維持している者をいう

1　配　偶　者
2　満 60 才以上の直系尊属及び満 18 才未満の直系卑属
3　満 18 才以上の直系卑属にして学校教育法第1條に規定する学校に在学する者
4　父死亡せる満 18 才未満の弟妹1人
5　不具廃疾の直系尊卑属

第 13 條　家族手当の支給を受けんとする者は所定の扶養家族届を主管者に提出の上認定を受けなければならない

前項の認定は本人の申立に基き前條第1号、第2号については主管者之を為すものとし第3号、第4号、第5号については主管者に於て調査確認し重議承認を得たる上支給するものとする

第 14 條　従業員の扶養家族に変動を生じた場合に於けるその月の家族手当の額は高きによる

（地域手当）

第 15 條　地域手当は従業員の居住地若しくは勤務店所在地に応じて支給する　その額は別に定める地域区分に基き左の手当率により算出した金額とする（円位未満切上）

特　地　区	本俸、特別手当、家族手当合計額の	10 %
A　地　区	〃	5 %
B　地　区	〃	0 %

第 16 條　居住地の手当額と勤務店所在地の手当額が異る場合に於ける地域手当の額は高きによる

転住又は転勤により手当額を異にするに至つた場合その月の地域手当の額亦同じ

第 3 節　基準給与の計算及び支給方法

（計算期間）

第 17 條　基準給与の計算期間は、月初より月末に至る1ヵ月間とする

（支給定日）

第 18 條　本俸はその月 10 日、特別手当、家族手当、地域手当はその月 25 日に支給する

前項の支給定日が休日にあたるときは、その前の営業日に繰上げる

（転勤者に対する基準給与支払）

第 19 條　転勤を命ぜられた従業員の基準給与は支給定日に勤務する店に於て支給する

（休日、休暇、欠勤の基準給与）

第 20 條　下に掲げる場合は基準給与の支給について減額しない

1　休　　日
2　休暇規程に定める休暇日数
3　就業規則第 28 條、第 48 條、第 49 條に因る欠勤日数

但し就業規則第 28 條に因る欠勤に於てもその事由により基準給与の支給を停止又は減額することがある

（休職者の基準給与）

第 21 條　就業規則第 39 條により休職を命ぜられた者に対する基準給与は休職規程による

（日割計算の方法）

第 22 條　基準給与を日割で支給する場合はその月の暦日数により計算し円位未満の端数が生じた場合は円位に切上げる

（新規採用者の基準給与）

第 23 條　新たに採用された者に対するその月の基準給与は就職の日から日割計算により支給する

（休職又は復職した月の基準給与）

第 24 條　従業員が休職又は復職を命ぜられた月の報準給与は休職又は復職した前日迄の日数と以後の日数とにより夫々の支給割合で日割計算して支給する

（依願退職者の基準給与）

第 25 條　願いにより退職した者に対するその月の基準給与は退職の日まで日割計算により支給する

前項の退職者が特に命を受け事務引継ぎ又は残務整理の為従前の職務に従事するときはその日数に応じ退職前の給与に基き日割計算により基準給与を支給する

（停年退職者、死亡者等の基準給与）

第 26 條　従業員が停年、死亡若しくは病気に因り退職した場合及び従業員を業務の都合により解雇した場合は、その月に支給すべき基準給与の全額を支給する

前項の退職者が特に命を受け事務引継ぎ又は残務整理の為従前の職務に従事し翌月にわたるとき、その翌月の基準給与の支給については前條第 2 項を準用する

（懲罰を受けた者の基準給与）

第 27 條　懲罰の為解雇した場合又は出勤停止を命じた場合は、その月の基準給与は発令日付により日割計算で支給する

第 3 章　雑　手　当

第 1 節　総　則

（種　別）

第 28 條　雑手当の種別は左の通りとする

月額を以て定める手当

1　職 務 手 当
2　出 納 手 当
3　技 能 手 当
4　特別勤務手当

月額によらざる手当

1　超過勤務手当
2　当 宿 直 手 当
3　交　通　費
4　交 通 手 当

第 2 節　職 務 手 当

（支給対象）

第 29 條　職務手当は役付従業員に対して支給する

（金　額）

第 30 條　職務手当の額は各所属部課店の店格、役種、その他の事情を考慮して決定する

人事異動により計算期間中に手当額に変更を生じた場合は新手当額による

（減　額）

第 31 條　職務手当は計算期間中、無勤務の場合は支給しない

第 3 節　出 納 手 当

（支給対象）

第 32 條　出納手当は出納事務を担当する従業員並びに手形交換方にして出納事務を兼務する者に対して支給する

（金　額）

第 33 條　出納手当の額は左の通りとし各店等級は別に定める

A 級 店	本俸の	3 %
B 級 店	〃	2.5 %
C 級 店	〃	2 %

（兼 務 者）

第 34 條　他の係を兼務する者については前條に定める金額の半額とする

役付従業員にして出納事務を担当する者は兼務者と看做す

（減　額）

第 35 條　出納手当は計算期間中 20 日以上勤務したときは全額、20 日に満たないとき及び臨時に出納事務を担当した者に対しては其の日数に応じ日割計算により支給する

（不足金の弁済）

第 36 條　出納係に於て不足金を生じたときは当該取扱者が弁済の責を負うものとし、責任の所在分明ならざる場合に於ては出納係全員が連帯して弁済の責任を負うものとする

第 4 節　技 能 手 当

（支給対象）

第 37 條　技能手当は特殊勤務につける従業員に対して支給する

（金　額）

第 38 條　技能手当の額は左の通りとする

1　衛 生 管 理 者	200 円
2　神戸市交通局各分所出張員	300 円

（減　額）

第 39 條　技能手当は計算期間中 20 日以上勤務したときは全額、20 日に満たないときはその日数に応じ日割計算により支給する

第 5 節　特別勤務手当

（支給対象）

第 40 條　特別勤務手当は妻子ある従業員が転勤の為単身赴任した場合その期間中支給する

（金　額）

第 41 條　特別勤務手当の額は本俸の 18 %とし、日割計算による減額はしない

（支給手続）

第 42 條　特別勤務手当を受けんとする者については本人の申立に基き主管者に於て調査確認し稟議承認を得たる上支給するものとする

第 6 節　超過勤務手当

（支給対象）

第 43 條　超過勤務手当は時間外勤務又は休日勤務をなした従業員に対して支給する　但し部長、支店長、次長、秘書役及び検査係には支給しない

出張者に対しては稟議承認を得た場合に限りこの手当を支給する

（金　　額）

第 44 條　超過勤務手当の額は計算単位時間に対する手当額に超過勤務時間数を乗じた額とする

（算出の方法）

第 45 條　超過勤務時間は 30 分を以て計算単位とする

計算単位時間 30 分に対する超過勤務手当の額は下の通りとする（円位未満切上）

1　所定勤務時間を超えて実働 8 時間に達する迄の時間外勤務に対し　10 円

2　午前 5 時から午後 10 時迄の間の実働 8 時間を超える時間外勤務及び休日出勤に対し

基準月収÷ 175 × 125 %÷ 2

基準月収÷ 175 × 150 %÷ 2

3　午後 10 時から午前 5 時迄の間の超過勤務に対し

前項の基準月収は本俸、特別手当、地域手当、職務手当出納手当及び技能手当の合計額から家族手当に対する地域手当分を控除した額とする

（記　　錄）

第 46 條　主管者は超過勤務を命ずるに当つては従業員組合との協定を遵守し且従業員の出勤時刻、退出時刻を確認し超過勤務記錄簿に明確、眞実に記錄する方法を執らなければならない

（特　　例）

第 47 條　就業規則第 16 條の 2 により勤務する者には下により超過勤務手当を支給する

1　午前 5 時から午後 10 時迄の実働 7 時間を超える超過勤務に対し第 45 條第 2 号を準用する

2　午後 10 時から午前 5 時迄の超過勤務に対し第 45 條第 3 号を準用する

第 7 節　当 宿 直 手 当

（支給対象）

第 48 條　当宿直手当は当宿直規程に基き当宿直勤務につける従業員に対して支給する

（金　　額）

第 49 條　当宿直手当の額は左の通りとする

特 地 区	250 円
A 地 区	235 円
B 地 区	220 円

但し土曜日の宿直及び休日の当宿直についてはそれぞれの 50 円増とする

（専 用 者）

第 50 條　当宿直専用者に対する当宿直手当の額は前條によらず月額 700 円とする　但し夫婦住込の場合は何れか 1 人に対して支給する

（当宿直者の超過勤務）

第 51 條　当宿直勤務につける者に対しては超過勤務を命ずることはない

第 8 節　交　　通　　費

（支給対象）

第 52 條　交通費は鉄道、軌道又はバスを利用して通勤する従業員に対して支給する

（バス利用者）

第 53 條　バスを利用して通勤する者に対しては左の通りとする

1　片道 2 粁以上にして鉄道軌道等の平行線なき場合に限る

2　前号以外の場合は稟議承認を得ることとする

（金　　額）

第 54 條　交通費は通勤に要する費用全額とし、所要定期券を交付するものとする　但し定期券の発売なき場合は回数乗車券若しくは所要実費とする

第 9 節　交 通 手 当

（支給対象）

第 55 條　交通手当は交通費 1 ヵ月 500 円を超える従業員に対して支給する

（金　　額）

第 56 條　交通手当の額は 1 ヵ月 500 円を超過する額のとする

第 10 節　雑手当の計算及び支給方法

（計算期間）

第 57 條　雑手当の計算期間は前月 16 日よりその月 15 日までとする

（支給定日）

第 58 條　雑手当はその月 25 日に支給する

前項の支給定日が休日にあたる場合はその前の営業日に繰上げる

交通費の支給は前 2 項にかかわらず其の都度とする

（休日、休暇の雑手当）

第 59 條　左に掲げる場合は月額を以て定める雑手当の支給について減額しない

1　休　　日

2　休暇規程第條、第 5 條の 1、第 5 條の 2、第 5 條 3 のに定める休暇日数

（端数の処理）

第 60 條　雑手当の計算について円未満の端数が生じた場合は円位に切上げる

（準　　用）

第 61 條　雑手当の支給については第 19 條を準用する

月額を以て定める雑手当については第 22 條を準用する

本俸基準表（職員）

別表 1

満年齢	本俸の構成			本俸基準	
	生活給	能力給		最低	平準
		最低	平準		
才	円	円	円	円	円
14	2,900	–	–	2,900	2,900
15	3,150	–	–	3,150	3,150
16	3,400	–	–	3,400	3,400
17	3,650	–	–	3,650	3,650
18	3,900	–	–	3,900	3,900
19	4,150	30	30	4,180	4,180
20	4,400	60	60	4,460	4,460
21	4,650	90	140	4,740	4,790
22	4,900	150	220	5,050	5,120
23	5,150	210	300	5,360	5,450
24	5,400	270	600	5,670	6,000
25	5,650	330	900	5,980	6,550
26	5,600	430	1,200	6,330	7,100
27	6,150	530	1,500	6,680	7,650
28	6,400	630	1,800	7,030	8,200
29	6,650	730	2,100	7,380	8,750
30	6,900	830	2,400	7,730	9,300
31	7,150	930	2,800	8,080	9,950
32	7,400	1,030	3,200	8,430	10,600
33	7,650	1,130	3,600	8,780	11,250
34	7,900	1,230	4,000	9,130	11,900
35	8,150	1,430	4,400	9,580	12,550
36	8,400	1,630	4,800	10,034	13,200
37	8,650	1,830	5,200	10,480	13,850
38	8,900	2,030	5,600	10,930	14,500
39	9,150	2,230	6,000	11,380	15,150
40	9,400	2,430	6,400	11,830	15,800
41	9,400	2,630	6,900	12,030	16,300
42	9,400	2,830	7,400	12,230	16,800
43	9,400	3,030	7,900	12,430	17,300
44	9,400	3,230	8,400	12,630	17,800
45	9,400	3,430	8,900	12,830	18,300
46	9,400	3,780	9,400	13,130	18,800
47	9,400	4,030	9,900	13,430	19,300
48	9,400	4,330	10,500	13,730	19,900
49	9,400	4,630	11,100	14,030	20,500
50	9,400	4,930	11,700	14,330	21,100
51	9,400	5,230	12,300	14,630	21,700
52	9,400	5,530	12,900	14,930	22,300
53	9,400	5,830	13,500	15,280	22,900
54	9,400	6,130	14,100	15,630	23,500

本俸基準表（準職員1）

別表 2

満年齢	本俸の構成			本俸基準	
	生活給	能力給		最低	平準
		最低	平準		
才	円	円	円	円	円
14	2,909	–	–	2,900	2,900
15	3,050	–	–	3,050	3,050
16	3,200	–	–	3,200	3,200
17	3,350	–	–	3,350	3,350
18	3,500	–	–	3,500	3,500
19	3,650	–	–	3,650	3,650
20	3,800	–	–	3,800	3,800
21	3,950	–	–	3,950	3,950
22	4,100	–	–	4,100	4,100
23	4,250	–	–	4,250	4,250
24	4,400	–	–	4,400	4,400
25	4,550	–	–	4,550	4,550
26	4,700	100	200	4,800	4,900
27	4,850	200	400	5,050	5,250
28	5,000	300	600	5,300	5,600
29	5,150	400	800	5,550	5,950
30	5,300	500	1,000	5,800	6,300
31	5,450	600	1,200	6,050	6,650
32	5,600	700	1,400	6,300	7,000
33	5,750	800	1,600	6,550	7,350
34	5,900	900	1,800	6,800	7,700
35	6,050	1,000	2,000	7,050	8,050
36	6,200	1,100	2,200	7,300	8,400
37	6,350	1,200	2,400	7,550	8,750
38	6,500	1,300	2,600	7,800	9,100
39	6,650	1,400	2,800	8,050	9,450
40	6,800	1,500	3,000	8,300	9,800
41	6,800	1,600	3,200	8,400	10,000
42	6,800	1,700	3,400	8,500	10,200
43	6,800	1,800	3,600	8,600	10,400
44	6,800	1,900	3,800	8,700	10,600
45	6,800	2,000	4,000	8,800	10,800
46	6,800	2,100	4,200	8,900	11,000
47	6,800	2,200	4,400	9,000	11,200
48	6,800	2,300	4,600	9,100	11,400
49	6,800	2,400	4,800	9,200	11,600
50	6,800	2,500	5,000	9,300	11,800
51	6,800	2,600	5,200	9,400	12,000
52	6,800	2,700	5,400	9,500	12,200
53	6,800	2,800	5,600	9,600	12,400
54	6,800	2,900	5,800	9,700	12,600

この表は守衛小使及び技術系準職員に適用する

本俸基準表（準職員Ⅱ）

別表 3

満年齢	本俸の構成			本俸基準	
	生活給	能力給		最低	平準
		最低	平準		
才	円	円	円	円	円
14	2,900	–	–	2,900	2,900
15	3,000	–	–	3,000	3,000
16	3,100	–	–	3,100	3,100
17	3,200	–	–	3,200	3,200
18	3,300	–	–	3,300	3,300
19	3,400	–	–	3,400	3,400
20	3,500	–	–	3,500	3,500
21	3,600	–	–	3,600	3,600
22	3,700	–	–	3,700	3,700
23	3,800	–	–	3,800	3,800
24	3,900	–	–	3,900	3,900
25	4,000	–	–	4,000	4,000
26	4,100	100	200	4,200	4,300
27	4,200	200	400	4,400	4,600
28	4,300	300	600	4,600	4,900
29	4,400	400	800	4,800	5,200
30	4,500	500	1,000	5,000	5,500
31	4,600	600	1,200	5,200	5,800
32	4,700	700	1,400	5,400	6,100
33	4,800	800	1,600	5,600	6,400
34	4,900	900	1,800	5,800	6,700
35	5,000	1,000	2,000	6,000	7,000
36	5,000	1,100	2,200	6,100	7,200
37	5,000	1,200	2,400	6,200	7,400
38	5,000	1,300	2,600	6,300	7,600
39	5,000	1,400	2,800	6,400	7,800
40	5,000	1,500	3,000	6,500	8,000
41	5,000	1,600	3,200	6,600	8,200
42	5,000	1,700	3,400	6,700	8,400
43	5,000	1,800	3,600	6,800	8,600
44	5,000	1,900	3,800	6,900	8,800
45	5,000	2,000	4,000	7,000	9,000
46	5,000	2,100	4,200	7,100	9,200
47	5,000	2,200	4,400	7,200	9,400
48	5,000	2,300	4,600	7,300	9,600
49	5,000	2,400	4,800	7,400	9,800
50	5,000	2,500	5,000	7,500	10,000
51	5,000	2,600	6,200	7,600	10,200
52	5,000	2,700	5,400	7,700	10,400
53	5,000	2,800	5,600	7,800	10,600
54	5,000	2,900	5,800	7,900	10,800

この表は掃除婦に適用する但し夫婦世込の掃除婦については基準の 6 とする

初任本俸基準表

別表 4

満年齢	職員					準職員	
	生活給	新制中・新制高		新制大		Ⅰ	Ⅱ
		能力給	計	能力給	計		
才	円	円	円	円	円	円	円
14	2,900	–	2,900	–	–	2,900	2,900
15	3,150	–	3,150	–	–	3,050	3,000
16	3,400	–	3,400	–	–	3,200	3,100
17	3,650	–	3,650	–	–	3,350	3,200
18	3,900	–	3,900	–	–	3,500	3,300
19	4,150	–	4,150	–	–	3,650	3,400
20	4,400	–	4,400	–	–	3,800	3,500
21	4,650	–	4,650	–	–	3,950	3,600
22	4,900	–	4,900	220	5,120	4,100	3,700
23	5,150	–	5,150	220	5,370	4,250	3,800
24	5,400	–	5,400	220	5,620	4,400	3,900
25	5,650	–	5,650	220	5,870	4,550	4,000
26	5,900	100	6,000	320	6,220	4,700	4,100
27	6,150	200	6,350	420	6,570	4,850	4,200
28	6,400	300	6,700	520	6,920	5,000	4,300
29	6,650	400	7,050	620	7,270	5,150	4,400
30	6,900	500	7,400	720	7,620	5,300	4,500
31	7,150	600	7,750	820	7,970	5,450	4,600
32	7,400	700	8,100	920	8,320	5,600	4,700
33	7,650	800	8,450	1,020	8,670	5,750	4,800
34	7,900	900	8,800	1,120	9,020	5,900	4,900
35	8,150	1,100	9,250	1,320	9,470	6,080	5,000
36	8,400	1,300	9,700	1,520	9,920	6,200	5,000
37	8,650	1,500	10,150	1,720	10,370	6,350	5,000
38	8,900	1,700	10,600	1,920	10,820	6,500	5,000
39	9,150	1,900	11,050	2,120	11,270	6,650	5,000
40	9,400	2,100	11,500	2,320	11,720	6,800	5,000
41	9,400	2,300	11,700	2,520	11,920	6,800	5,000
42	9,400	2,500	11,900	2,720	12,120	6,800	5,000
43	9,400	2,700	12,100	2,920	12,320	6,800	5,000
44	9,400	2,900	12,300	3,120	12,520	6,800	5,000
45	9,400	3,100	12,500	3,320	12,720	6,800	5,000
46	9,400	3,400	12,800	3,620	13,020	6,800	5,000
47	9,400	3,700	13,100	3,920	13,320	6,800	5,000
48	9,400	4,000	13,400	4,220	13,620	6,800	5,000
49	9,400	4,300	13,700	4,520	13,920	6,800	5,000
50	9,400	4,600	14,000	4,820	14,220	6,800	5,000
51	9,400	4,900	14,300	5,120	14,520	6,800	5,000
52	9,400	5,200	14,600	5,420	14,820	6,800	5,000
53	9,400	5,500	14,900	5,720	15,120	6,800	5,000
54	9,400	5,800	15,200	6,020	15,420	6,800	5,000

別表5　　欠勤又は休職による能力給減額表

	51日～100日	101日～150日	151日～200日	201日～250日	251日以上
5年未満の者	1/5	2/5	3/5	4/5	5/5
10年未満の者		1/5	2/5	3/5	4/5
10年以上の者			1/5	2/5	3/5

慶弔金贈与規程

（定　義）

第 1 條　従業員並びにその家族の吉凶事にあたつてはこの規程により慶弔金を贈与する

（婚姻祝儀金）

第 2 條　従業員婚姻したときは左により祝儀金を贈与する

職　員	3,000 円
準 職 員	2,000 円

（出生祝儀金）

第 3 條　従業員に子出生したときは第子に限り左により祝儀金を贈与する

職　員	2,000 円
準 職 員	1,000 円

（本人の死亡香華料）

第 4 條　従業員死亡したときは祭祀承継人に対し左により香華料を贈与する

職務手当 5,000 円以上の役付職員	30,000 円
職務手当 5,000 円未満の役付職員	20,000 円
無 役 付 職 員	15,000 円
準 職 員	10,000 円

（家族の死亡香華料）

第 5 條　従業員の家族死亡したときは左により香華料を贈与する

	親族（A）	親族（B）
職務手当 5,000 円以上の役付職員	5,000 円	4,000 円
職務手当 5,000 円未満の役付職員	4,000 円	3,000 円
無 役 付 職 員	3,000 円	2,000 円
準 職 員	2,000 円	1,000 円

親族（A）とは配偶者、血族関係にある子並びに本人が祭祀承継人である場合の直系尊属をいう

親族（B）とは右以外の血族関係にある直系尊卑属をいう

（欠勤見舞金）

第 6 條　従業員疾病の為引続き欠勤 2 ヵ月以上に亘りたるとき若しくは傷害の為引続き欠勤 2 ヵ月以上に亘る見込のときは左により見舞金を贈与する

役 付 職 員	3,000 円
無 役 付 職 員	2,500 円
準 職 員	2,000 円

（重　複）

第 7 條　従業員 2 名以上が同一事由により本規程の適用を受ける場合は何れか高き額により其の 1 人に贈与する

但し従業員間の婚姻についてはこの限りでない

（災害見舞金）

第 8 條　従業員不測の事由に因り財産上相当の損害を被り之が状況により必要と認められたるときは見舞金を贈与する　この場合主管者は右原因、状況を詳記し稟議承認を受けなければならない

（経　費）

第 9 條　この規程による経費は其の所属店に於ける雑費、従業員慶弔費を以て支出する。

昭和29年4月20日　印刷
昭和29年4月25日　発行

銀行の女子職員

東京都千代田区大手町1の9

編集兼発行人　労働省婦人少年局

東京都中央区入船町2の3

印刷人　永井印刷工業株式会社